

農地中間管理事業推進の手引き ～実務マニュアル～

【第8版】



令和6年12月

宮城県農地中間管理機構

((公社)みやぎ農業振興公社)



農地中間管理事業推進の手引き
～実務マニュアル～
【第8版】

《 目 次 》

I 農地中間管理事業の概要

1	事業制度の趣旨	1
2	農地中間管理機構の役割	1
3	機構が行う「農地中間管理事業」の内容	1
4	農地中間管理事業の実施区域等	2
5	市町村等への業務委託	5
6	法改正による経過措置	5

II 農地中間管理事業の事務手続きについて

i	事務手続きの流れ・事務フロー	6
ii	年間事務スケジュール	11
iii	事務手続き	15
iv	様式集（促進計画等）	31
v	記載例（促進計画等）	80
vi	様式集（合意解約等）	93

III 参考資料

i	農地中間管理事業実施規程	108
ii	農地中間管理事業等実施細則	118
iii	農地中間管理事業における農業用施設等に係る取扱要領	121
iv	遊休農地解消緊急対策事業	126
v	担い手集積支援事業	128
vi	農地中間管理事業	130
vii	帳票作成支援システム操作説明書	131
viii	質疑応答集	150
ix	用語集	154

I 農地中間管理事業の概要

I 農地中間管理事業の概要

1 事業制度の趣旨

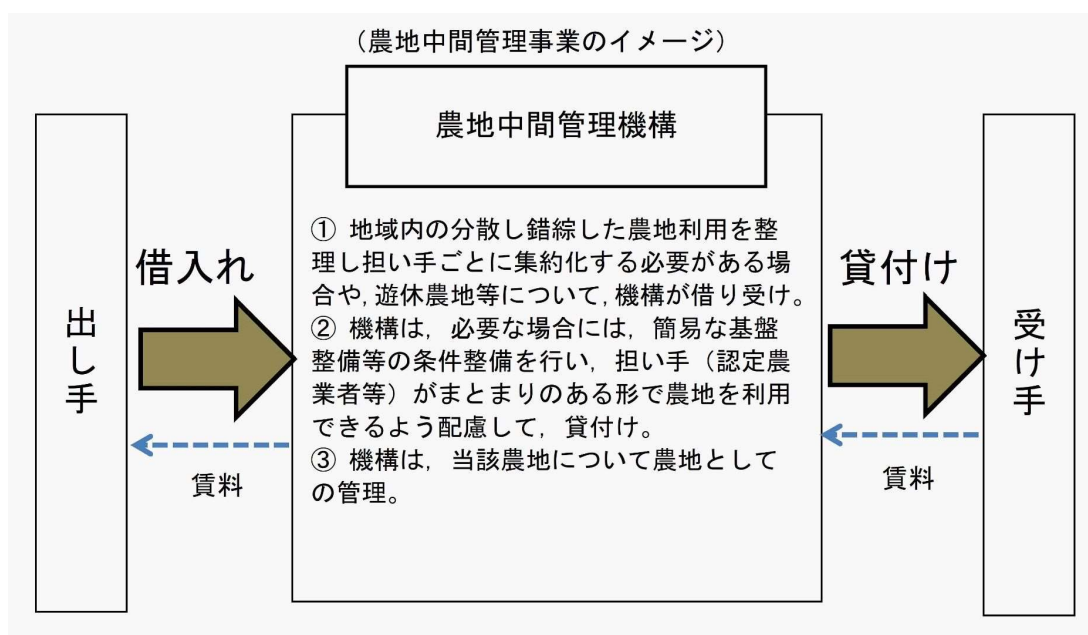
農業構造の改革と生産コストの削減により農業の競争力を強化し、農業を持続可能なものとするため、平成25年12月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」（以下「機構法」という。）が制定され、平成26年3月に、都道府県ごとに農地中間管理事業の実施主体として「農地中間管理機構（宮城県は「（公社）みやぎ農業振興公社」）が整備されました。

農地中間管理事業は、農地利用集積の一つのツールとして、令和5年4月施行の改正農業経営基盤強化促進法において法定化された「地域計画」に基づき、地域内に分散・錯綜する農地を担い手等へ集積・集約化して、全農地の9割を占める農業構造を実現することが目標です。

※全農地の9割の根拠：宮城県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針（令和5年5月一部改正）

2 農地中間管理機構の役割

農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、改正農業経営基盤強化促進法（令和5年4月施行）において法定化された「地域計画（目標地区）」に基づき、所有者等から農地借受け、担い手等へ貸付を行い、農地の集積・集約化の促進を図り、その実現を目指して農地中間管理事業を行う法人です。



3 機構が行う「農地中間管理事業」の内容

機構が市街化区域以外（市街化区域以外の農用地と一体的に農業利用されている市街化区域内農用地）において行う事業で、主に次の事業を実施します。

（機構法第2条第3項）

- ①農用地等（※1）について「農地中間管理権（※2）」を取得し、担い手等に貸付けを行う事業。

②農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成、又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務、農用地等の管理を行う事業

※1「農用地等」とは

- ①農用地
- ②木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
- ③農業用施設の用に供される土地
- ④開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

※2「農地中間管理権」とは

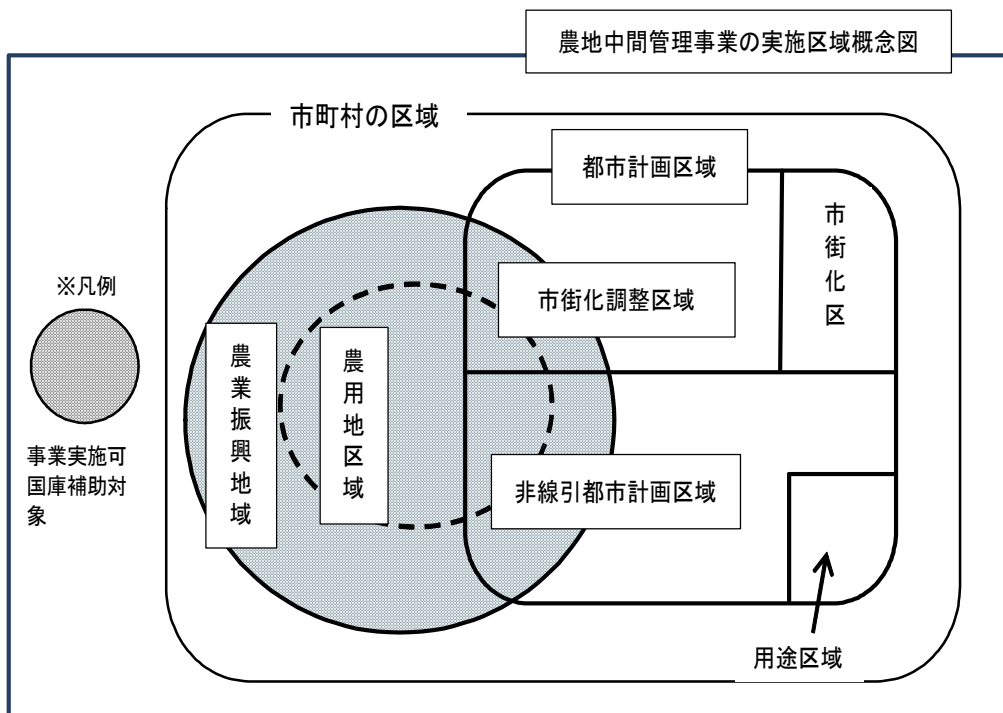
- ①機構が取得する賃貸借権又は使用貸借による権利
- ② " 貸付信託により取得する所有権
- ③ " 知事裁定による利用権

(機構法第2条第5項：定義)

4 農地中間管理事業の実施区域

(1) 実施区域

農地中間管理事業の事業実施区域は、市街化区域以外です。



農地中間管理事業を市街化区域以外において実施する際に、同事業を実施するために直接必要な費用は国庫補助対象とされています。

(2) 機構の賃借権等の取得基準

機構において、原則、以下のような農用地等について取得しないものとします。

- 1) 農業委員会による利用状況調査において再生不要と判定されている荒廃農地。
- 2) 用排水や接道がない狭小地や傾斜地など、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかである農地。

その他、以下のような権利設定等がされている農用等については、取得にあたり留意が必要となります。

- 1) 解消しなければ借受できない農地
土地改良区賦課金滞納、差押、抵当権（個人間）
- 2) 賃借料の設定
その土地の収益性や近傍類似の事例等からみて、妥当である場合に限りします。

(3) 貸付先の決定ルール

【地域計画区域内】

地域計画の目標地図に位置付けられた者（地域内の「農業を担う者」）に当該農用地等を貸し付けるものとします。

但し、目標地図に位置付けられた者（地域内の「農業を担う者」）以外の者に農用地等を貸し付ける必要が生じた場合は、市町村が地域計画の変更を行った上で、当該変更後の地域計画に即して促進計画を定めることが原則となりますが、次の一から三のいずれかを満たす場合であって、当該農業者を担う者以外への権利の設定が「地域計画の達成に資する」ことを市町村が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付けることができるものとします。

- 一 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる等、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき。
- 二 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき。
- 三 農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認められた者に一時的に貸し付ける場合。（目標地図の達成に支障を生じない場合に限る。）

【地域計画区域外】

地域計画の区域外の農用地等では、農業委員会の要請又は機構法第19条第2項の規定による促進計画の案の提出があった場合に、貸付けを行うことを基本とし、農業委員会又は市町村等から提出のあった促進計画の案について、次の各号の観点について十分に確認した上で、貸付先の決定を行います。また、機構のホームページに、当該計画について利害関係人が意見を提出することができる期

間及び意見提出の方法（電子メール等）を明示した上で、意見徴収を行うものとします。

- 一 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資するものであること。
- 二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること。
- 三 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること。
- 四 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること。
- 五 借受要件①～⑧に該当する者であること。
 - ①地域計画の目標地図に位置付けられた者（地域内の農業を担う者）
 - ②認定農業者
 - ③特定農業法人
 - ④基本構想水準到達者
 - ⑤認定新規就農者
 - ⑥担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする者
 - ⑦新規参入者（企業参入含む）
 - ⑧①～⑦に掲げる者が十分いない地域については、①～⑦にかかわらず、地域農業の維持に意欲と能力を有する農業者

（４）契約期間

農地中間管理事業での農用地利用集積等促進計画の契約期間は、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう、原則１０年以上とします。

※機構関連農地整備事業実施地区は、事業要件上原則１５年以上。

（５）賃借料の徴収・支払

＜賃借料の徴収＞

○金納

受け手（借受希望者）の指定口座から手数料１％を上乗せした賃借料を口座振替により、原則、毎年１１月１０日（休業日の場合には翌営業日）に徴収します。

※物納は、これまでの事例で、受け手から出し手に持ち込む際、品質（等級、古米等）や数量（袋数等）に関してトラブルが多いため金納のみとします。

＜賃借料の支払＞

○金納

毎年１１月２５日（休業日の場合には前営業日）に手数料１％を差し引いた賃借料を口座振込により支払います。

※物納は上記同様行わず、金納のみとします。

賃借料の徴収・支払（精算）は原則として、６月末までに農用地利用集積等促進

計画の公告分までが、当年度分での精算とし、7月以降に農用地利用集積等促進計画の公告分は、翌年からの精算とします。

なお、各種変更手続き（解約、借賃変更、契約者変更等）については、徴収支払事務の都合上、6月末までに機構に提出されたものを当年度分での精算とし、7月以降に機構が受理した分は、翌年度の精算とします。

5 市町村等への業務委託

(1) 業務の一部委託

機構は事業を実施するにあたり、業務の一部を市町村等に委託ができる（機構法第22条）。但し、業務の全てを委託することはできません。

※市町村等への一部業務委託の例

相談窓口の対応、事業啓発、受け手の掘り起こし、受け手の調整、促進計画（案）に定める一覧の作成、促進計画（案）の作成 など。

(2) 機構自ら行う業務について

次の業務は機構自ら実施する業務であることから、委託はできません。

- ①農用地利用集積等促進計画の決定
- ②農地中間管理権の取得の決定
- ③農用地等の改良，造成又は復旧，農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務の実施の決定
- ④事業計画、収支予算、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成
(機構法施行規則第18条)

6 法改正による経過措置

農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正が令和4年度に行われ、令和5年度から事業等の運用が一部変更となります。また、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の附則規定により、地域計画が策定されるまでの2年間は、農用地利用集積計画一括方式による経過措置を活用します。

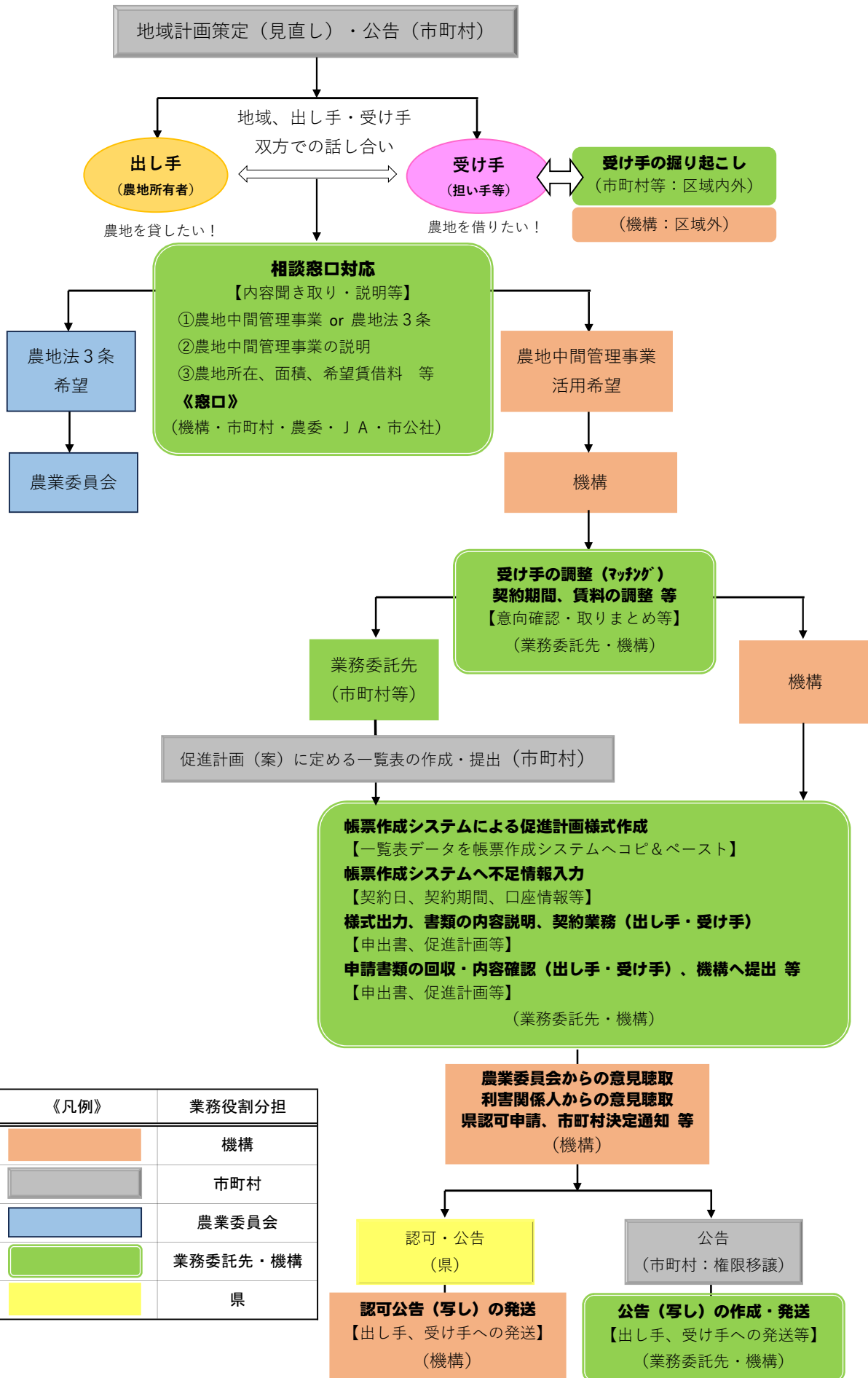
なお、地域計画が策定された地域では、農用地利用集積等促進計画を順次活用することとなります。

※農用地利用集積計画一括方式の作成は、「農地中間管理事業推進の手引き」【第6版】をご確認ください。

II 農地中間管理事業の事務手続きについて

i 事務手続きの流れ・事務フロー

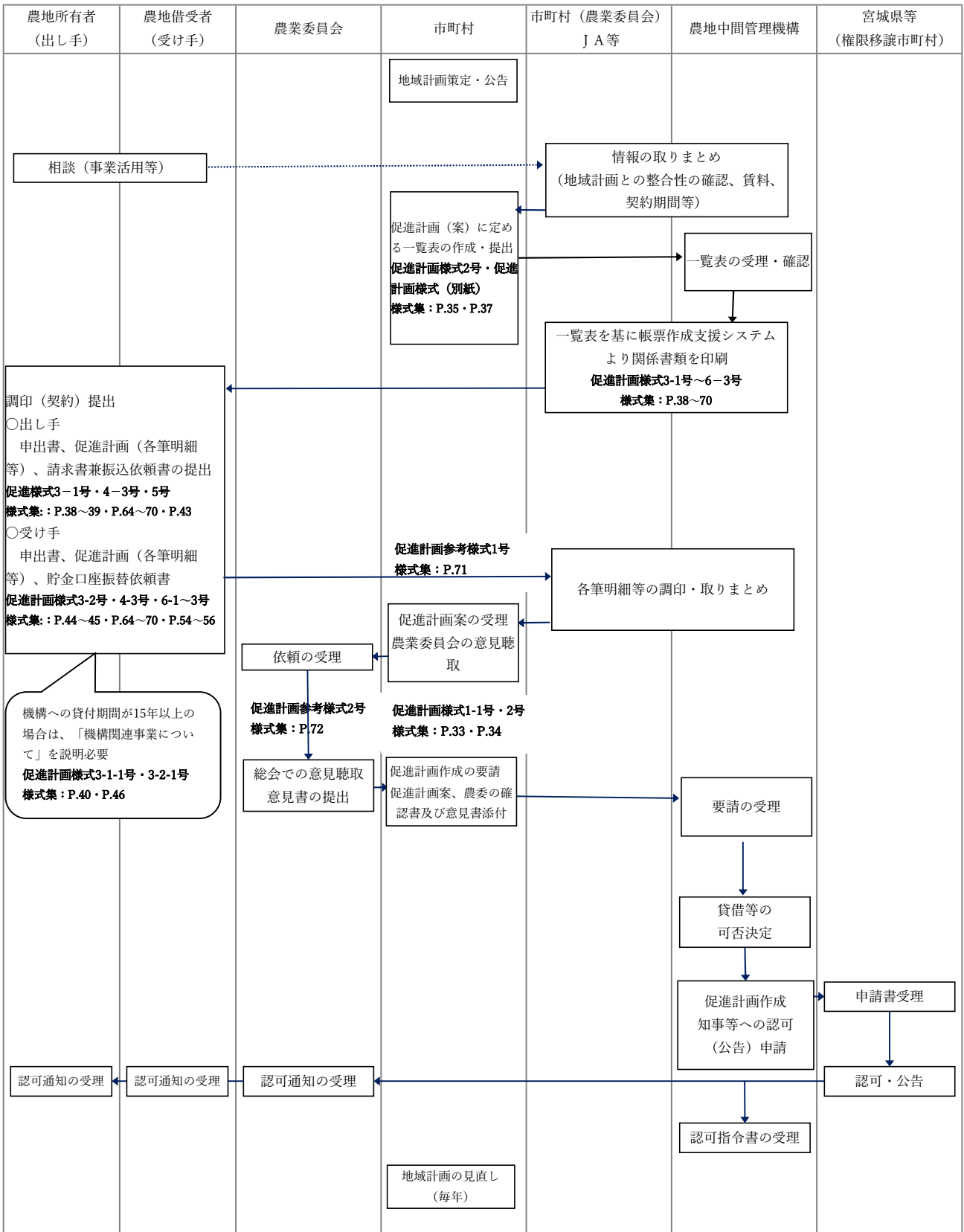
〈 地域計画策定（見直し）・公告から促進計画の認可・公告までの流れ 〉



パターン1

区域内

1 機構法第19条により市町村が計画案を作成する場合（市町村が事前に農業委員会の意見を聴取する場合）

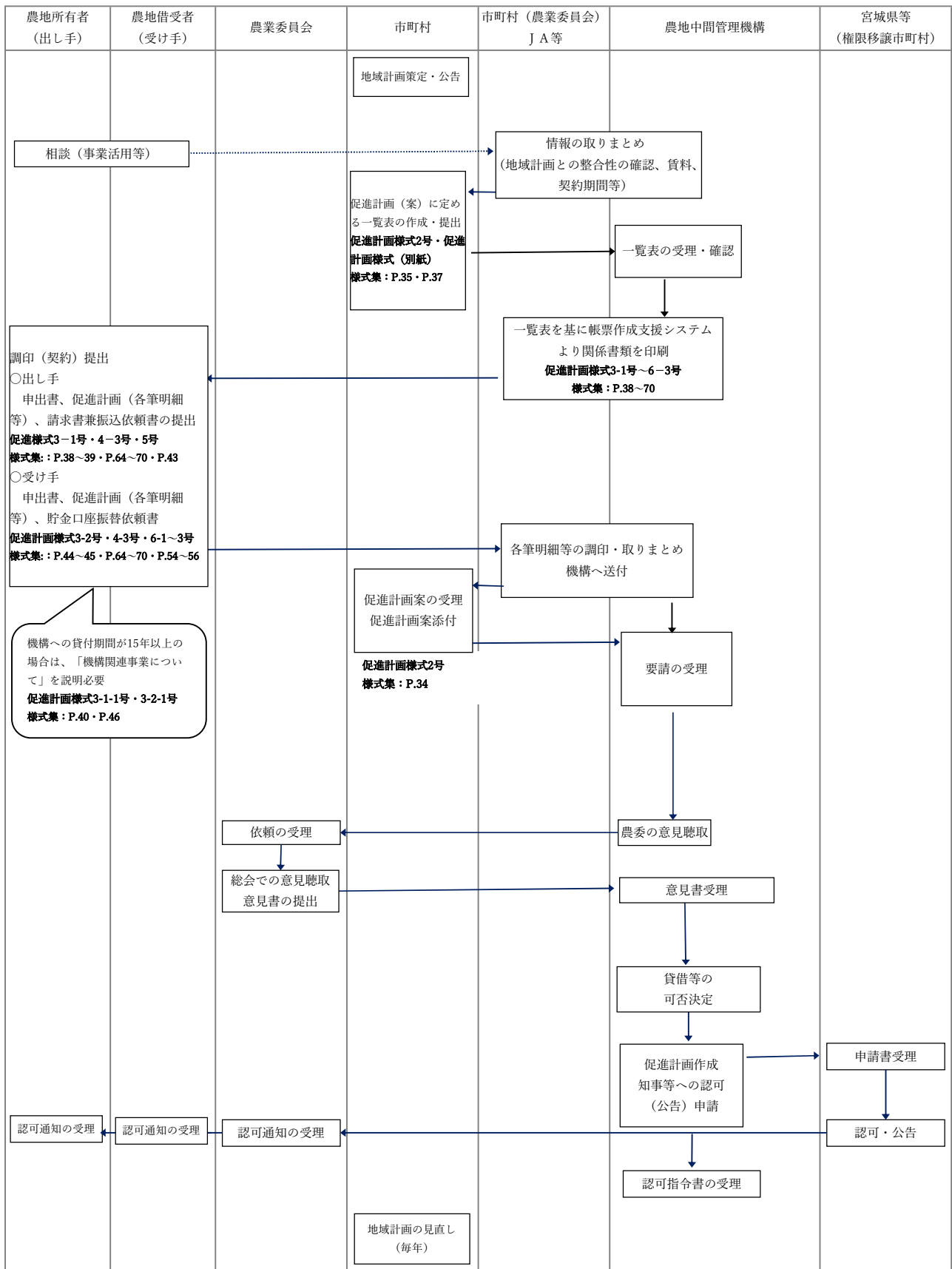


※公告前に出し手の死亡が判明した場合は、機構へご連絡下さい。

パターン2

区域内

2 機構法第19条により市町村が計画案を作成する場合（機構が農業委員会の意見を聴取する場合）

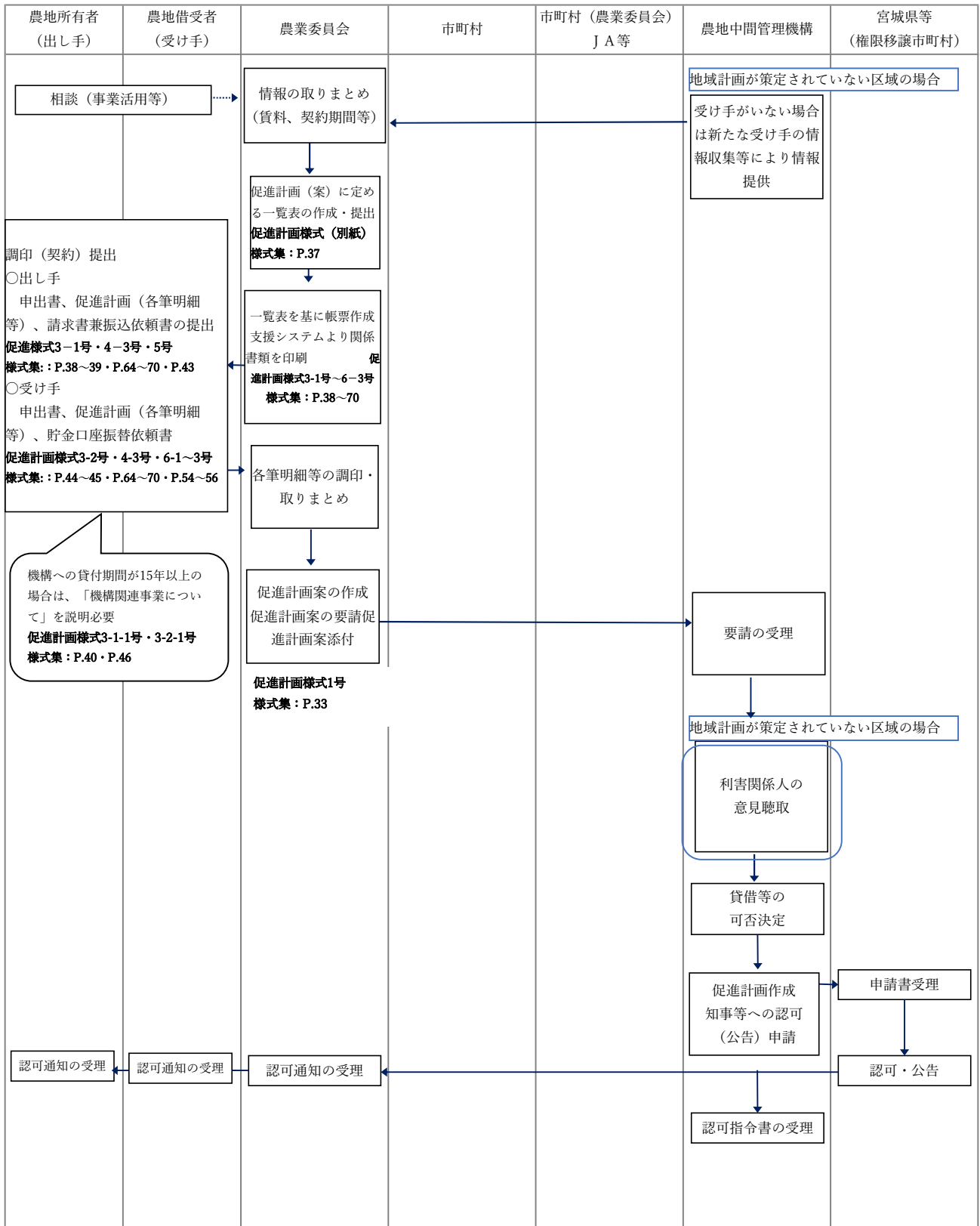


※公告前に出し手の死亡が判明した場合は、機構へご連絡下さい。

パターン3

3 農業委員会からの要請

区域外



※公告前に出し手の死亡が判明した場合は、機構へご連絡下さい。

ii 年間事務スケジュール

パターン1

●市町村からの要請（市町村が事前に農業委員会の意見を聴取する場合）

令和7年度農地中間管理事業 事務スケジュール 【促進計画】

令和6年12月18日
宮城県農政部農業振興課
公益社団法人みやぎ農業振興公社

○事業手続き関係

県公告

権利項目	手続き項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
借入・貸付	促進計画等送付	市町村 → 機構	R7.3.31 (月)	R7.5.1 (木)	R7.6.2 (月)	R7.7.1 (火)	R7.8.1 (金)	R7.8.28 (木)	R7.9.30 (火)	R7.10.29 (水)	R7.11.26 (水)	R7.12.30 (火)	R8.1.26 (月)
	促進計画認可申請	機構 → 県	R7.3.17 (月)	R7.4.14 (月)	R7.5.15 (木)	R7.6.16 (月)	R7.7.15 (火)	R7.8.15 (金)	R7.10.14 (火)	R7.11.12 (水)	R7.12.10 (水)	R8.1.13 (火)	R8.2.9 (月)
	認可・公告（見込み）	県	R7.4.25 (金)	R7.5.27 (火)	R7.6.24 (火)	R7.7.25 (金)	R7.8.26 (火)	R7.9.26 (金)	R7.11.25 (火)	R7.12.23 (火)	R8.1.27 (火)	R8.2.24 (火)	R8.3.24 (火)
権利の設定期間（案）	始 期	R7.4.26 (土)	R7.5.28 (水)	R7.6.25 (水)	R7.7.26 (土)	R7.8.27 (水)	R7.9.27 (土)	R7.10.25 (土)	R7.11.26 (水)	R7.12.24 (水)	R8.1.28 (水)	R8.2.25 (水)	R8.3.25 (水)
	終 期	促進計画	R17.4.27 (金)	R17.5.29 (火)	R17.6.26 (火)	R17.7.27 (金)	R17.8.28 (火)	R17.9.28 (金)	R17.11.27 (火)	R17.12.25 (火)	R18.1.29 (火)	R18.2.26 (火)	R18.3.25 (火)

市町村公告（権限移譲）

権利項目	手続き項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
借入・貸付	促進計画等送付	市町村 → 機構	R7.3.27 (木)	R7.4.25 (金)	R7.5.27 (火)	R7.6.26 (木)	R7.7.25 (金)	R7.8.27 (水)	R7.10.27 (月)	R7.11.26 (水)	R7.12.26 (金)	R8.1.27 (火)	R8.2.24 (火)
	促進計画認可申請	機構 → 市町村	R7.4.10 (木)	R7.5.9 (金)	R7.6.10 (火)	R7.7.10 (木)	R7.8.8 (金)	R7.9.10 (水)	R7.11.10 (月)	R7.12.10 (水)	R8.1.9 (金)	R8.2.10 (火)	R8.3.10 (火)
	促進計画の公告	市町村	R7.4.25 (金)	R7.5.26 (月)	R7.6.25 (水)	R7.7.25 (金)	R7.8.25 (月)	R7.9.25 (木)	R7.10.27 (月)	R7.11.25 (火)	R7.12.25 (木)	R8.1.26 (月)	R8.2.25 (水)
権利の設定期間（案）	始 期	R7.4.26 (土)	R7.5.27 (火)	R7.6.26 (木)	R7.7.26 (土)	R7.8.26 (火)	R7.9.26 (金)	R7.10.28 (火)	R7.11.26 (水)	R7.12.26 (金)	R8.1.27 (火)	R8.2.26 (木)	R8.3.26 (木)
	終 期	促進計画	R17.4.27 (金)	R17.5.28 (月)	R17.6.27 (水)	R17.7.27 (金)	R17.8.27 (月)	R17.9.27 (木)	R17.11.27 (火)	R17.12.27 (木)	R18.1.28 (月)	R18.2.27 (水)	R18.3.26 (水)

○注意事項

- この事務スケジュールは作成日時点での見込みです。事業実施要綱の変更・事務処理状況等により、今後、内容を変更する場合があります。
- 期限内に手続きが行われない場合は、翌月以降の手続きになりますのでご注意ください。
- 賃借料の精算は、借受希望者が6月末（6月農委総会）までに借受けた場合はその年の精算で、7月以降に借受希望者が借受けた場合は翌年の精算となります。
- なお、合意締結等の手続きは、6月末までに手続きが完了した場合はその年の精算で、7月以降の手続きは翌年の精算となります。
- 畑の耕作のみ周年での手続きとする。水田の耕作については、7月～9月総会（公告）は手続きを行います。

パターン2

●市町村からの要請（機構が農業委員会の意見を聴取する場合）

令和7年度農地中間管理事業 事務スケジュール 【促進計画】

○事業手続き関係

令和6年12月18日
宮城県農政部農業振興課
公益社団法人みやぎ農業振興公社

県公告

権利項目	手続き項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		促進計画等送付	R7.1.30(木)	R7.2.27(木)	R7.4.1(火)	R7.4.25(金)	R7.5.30(金)	R7.7.1(火)	R7.7.30(水)	R7.9.1(月)	R7.10.1(水)	R7.10.29(水)	R7.12.1(月)
借入・貸付	意見聴取の依頼	R7.2.10(月)	R7.3.10(月)	R7.4.10(木)	R7.5.9(金)	R7.6.10(火)	R7.7.10(木)	R7.8.8(金)	R7.9.10(水)	R7.10.10(金)	R7.11.10(月)	R7.12.10(水)	R8.1.9(金)
	総会での意見聴取	R7.2.25(火)	R7.3.25(火)	R7.4.25(金)	R7.5.26(月)	R7.6.25(水)	R7.7.25(金)	R7.8.25(月)	R7.9.25(木)	R7.10.27(月)	R7.11.25(火)	R7.12.25(木)	R8.1.26(月)
権利の 設定期間 (案)	意見書の提出	R7.3.7(金)	R7.4.3(木)	R7.5.9(金)	R7.6.4(水)	R7.7.4(金)	R7.8.5(火)	R7.9.3(水)	R7.10.6(月)	R7.11.6(木)	R7.12.4(木)	R8.1.13(火)	R8.2.4(水)
	促進計画認可申請	R7.3.17(月)	R7.4.14(月)	R7.5.15(木)	R7.6.16(月)	R7.7.15(火)	R7.8.15(金)	R7.9.11(木)	R7.10.14(火)	R7.11.12(水)	R7.12.10(水)	R8.1.13(火)	R8.2.9(月)
権利の 設定期間 (案)	認可・公告(見込み)	R7.4.25(金)	R7.5.27(火)	R7.6.24(火)	R7.7.25(金)	R7.8.26(火)	R7.9.26(火)	R7.10.24(金)	R7.11.25(火)	R7.12.23(火)	R8.1.27(火)	R8.2.24(火)	R8.3.24(火)
	始 期	R7.4.26(土)	R7.5.28(水)	R7.6.25(水)	R7.7.26(土)	R7.8.27(水)	R7.9.27(土)	R7.10.25(土)	R7.11.26(水)	R7.12.24(水)	R8.1.28(水)	R8.2.25(水)	R8.3.25(水)
	終 期	R17.4.27(金)	R17.5.29(火)	R17.6.26(火)	R17.7.27(金)	R17.8.28(火)	R17.9.28(金)	R17.10.26(金)	R17.11.27(火)	R17.12.25(火)	R18.1.29(火)	R18.2.26(火)	R18.3.25(火)

市町村公告(権限移譲)

権利項目	手続き項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		促進計画等送付	R7.2.18(火)	R7.3.21(金)	R7.4.16(水)	R7.5.21(水)	R7.6.20(金)	R7.7.18(金)	R7.8.21(木)	R7.9.19(金)	R7.10.20(月)	R7.11.19(水)	R7.12.15(月)
借入・貸付	意見聴取の依頼	R7.3.10(月)	R7.4.10(木)	R7.5.9(金)	R7.6.10(火)	R7.7.10(木)	R7.8.8(金)	R7.9.10(水)	R7.10.10(金)	R7.11.10(月)	R7.12.10(水)	R8.1.9(金)	R8.2.10(火)
	総会での意見聴取	R7.3.26(水)	R7.4.25(金)	R7.5.26(月)	R7.6.25(水)	R7.7.25(金)	R7.8.25(月)	R7.9.25(木)	R7.10.27(月)	R7.11.25(火)	R7.12.25(木)	R8.1.26(月)	R8.2.25(水)
権利の 設定期間 (案)	意見書の提出	R7.4.2(水)	R7.5.2(金)	R7.6.3(火)	R7.7.3(木)	R7.8.4(月)	R7.9.2(火)	R7.10.3(金)	R7.11.5(水)	R7.12.3(水)	R8.1.7(水)	R8.2.3(火)	R8.3.5(木)
	促進計画認可申請	R7.4.10(木)	R7.5.9(金)	R7.6.10(火)	R7.7.10(木)	R7.8.8(金)	R7.9.10(水)	R7.10.10(金)	R7.11.10(月)	R7.12.10(水)	R8.1.9(金)	R8.2.10(火)	R8.3.10(火)
	促進計画の公告	R7.4.25(金)	R7.5.26(月)	R7.6.25(水)	R7.7.25(金)	R7.8.25(月)	R7.9.25(木)	R7.10.27(月)	R7.11.25(火)	R7.12.25(木)	R8.1.26(月)	R8.2.25(水)	R8.3.25(水)
権利の 設定期間 (案)	始 期	R7.4.26(土)	R7.5.27(火)	R7.6.26(木)	R7.7.26(土)	R7.8.26(火)	R7.9.26(金)	R7.10.28(火)	R7.11.26(水)	R7.12.26(金)	R8.1.27(火)	R8.2.26(木)	R8.3.26(木)
	終 期	R17.4.27(金)	R17.5.28(月)	R17.6.27(水)	R17.7.27(金)	R17.8.27(月)	R17.9.27(木)	R17.10.29(月)	R17.11.27(火)	R17.12.27(木)	R18.1.28(月)	R18.2.27(水)	R18.3.26(水)

○注意事項

- ・この事務スケジュールは作成日時点での見込みです。事業実施要綱の変更・事務処理状況等により、今後、内容を変更する場合があります。
- ・期限内に手続きが行われない場合は、翌月以降の手続きになりますのでご注意ください。
- ・賃借料の精算は、借受希望者が6月末（6月農委総会）までに借受けた場合はその年の精算で、7月以降に借受けた場合は翌年の精算となります。なお、台意解約等の手続きは、6月末までに手続きが完了した場合はその年の精算で、7月以降の精算は翌年の精算となります。
- ・畑の耕作のみ周年での手続きとする。水田の耕作については、7月～9月総会（公告）は手続きを行いません。

●農業委員会から要請の場合

令和7年度農地中間管理事業 事務スケジュール

【促進計画】

令和6年12月18日
宮城県農政部農業振興課
公益社団法人みやぎ農業振興公社

○事業手続き関係

権利項目 設定期間 (案)	手続き項目	県公告											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
借入・貸付	促進計画等送付	R7.1.30(木)	R7.2.27(木)	R7.4.1(火)	R7.4.25(金)	R7.5.30(金)	R7.7.1(火)	R7.7.30(水)	R7.9.1(月)	R7.10.1(水)	R7.10.29(水)	R7.12.1(月)	R7.12.24(水)
	意見聴取の依頼	R7.2.10(月)	R7.3.10(月)	R7.4.10(木)	R7.5.9(金)	R7.6.10(火)	R7.7.10(火)	R7.8.8(金)	R7.9.10(水)	R7.10.10(金)	R7.11.10(月)	R7.12.10(水)	R8.1.9(金)
	総会での意見聴取	R7.2.25(火)	R7.3.25(火)	R7.4.25(金)	R7.5.26(月)	R7.6.25(水)	R7.7.25(金)	R7.8.25(金)	R7.9.25(月)	R7.10.27(月)	R7.11.25(火)	R7.12.25(木)	R8.1.26(月)
	意見書の提出	R7.3.7(金)	R7.4.3(木)	R7.5.9(金)	R7.6.4(水)	R7.7.4(金)	R7.8.5(火)	R7.9.3(水)	R7.10.6(月)	R7.11.6(水)	R7.12.4(木)	R8.1.13(火)	R8.2.4(水)
	促進計画認可申請	R7.3.17(月)	R7.4.14(月)	R7.5.15(木)	R7.6.16(月)	R7.7.15(火)	R7.8.15(金)	R7.9.11(木)	R7.10.14(水)	R7.11.12(水)	R7.12.10(水)	R8.1.13(火)	R8.2.9(月)
	認可・公告(見込み)	R7.4.25(金)	R7.5.27(火)	R7.6.24(火)	R7.7.25(金)	R7.8.26(火)	R7.9.26(金)	R7.10.24(金)	R7.11.25(火)	R7.12.23(火)	R8.1.27(火)	R8.2.24(火)	R8.3.24(火)
	【参考】意見聴取(始期) ※地域計画区域外の場合	R7.2.25(火)	R7.3.25(火)	R7.4.25(金)	R7.5.26(月)	R7.6.25(水)	R7.7.25(金)	R7.8.25(月)	R7.9.25(木)	R7.10.27(月)	R7.11.25(火)	R7.12.25(木)	R8.1.26(月)
	【参考】意見聴取(終期) ※地域計画区域外の場合	R7.3.4(火)	R7.4.1(火)	R7.5.2(金)	R7.6.2(月)	R7.7.2(水)	R7.8.1(金)	R7.9.1(金)	R7.10.2(木)	R7.11.3(月)	R7.12.2(火)	R8.1.1(木)	R8.2.2(月)
権利の 設定期間 (案)	始 期	R7.4.26(土)	R7.5.28(水)	R7.6.25(水)	R7.7.26(土)	R7.8.27(水)	R7.9.27(土)	R7.10.25(土)	R7.11.26(水)	R7.12.24(水)	R8.1.28(水)	R8.2.25(水)	R8.3.25(水)
	終 期	R17.4.27(金)	R17.5.29(火)	R17.6.26(火)	R17.7.27(金)	R17.8.28(火)	R17.9.28(金)	R17.10.26(金)	R17.11.27(火)	R17.12.25(火)	R18.1.29(火)	R18.2.26(火)	R18.3.25(火)

市町村公告(権限移譲)

権利項目 設定期間 (案)	手続き項目	市町村公告											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
借入・貸付	促進計画等送付	R7.2.18(火)	R7.3.21(金)	R7.4.16(水)	R7.5.21(水)	R7.6.20(金)	R7.7.18(金)	R7.8.21(木)	R7.9.19(金)	R7.10.20(月)	R7.11.19(水)	R7.12.15(月)	R8.1.21(水)
	意見聴取の依頼	R7.3.10(月)	R7.4.10(木)	R7.5.9(金)	R7.6.10(火)	R7.7.10(木)	R7.8.8(金)	R7.9.10(水)	R7.10.10(金)	R7.11.10(月)	R7.12.10(水)	R8.1.9(金)	R8.2.10(火)
	総会での意見聴取	R7.3.26(水)	R7.4.25(金)	R7.5.26(月)	R7.6.25(水)	R7.7.25(金)	R7.8.25(月)	R7.9.25(木)	R7.10.27(月)	R7.11.25(火)	R7.12.25(木)	R8.1.26(月)	R8.2.25(水)
	意見書の提出	R7.4.2(水)	R7.5.2(金)	R7.6.3(火)	R7.7.3(木)	R7.8.4(月)	R7.9.2(火)	R7.10.3(金)	R7.11.5(水)	R7.12.3(水)	R8.1.7(水)	R8.2.3(火)	R8.3.5(木)
	促進計画認可申請	R7.4.10(木)	R7.5.9(金)	R7.6.10(火)	R7.7.10(木)	R7.8.8(金)	R7.9.10(水)	R7.10.10(金)	R7.11.10(月)	R7.12.10(水)	R8.1.9(金)	R8.2.10(火)	R8.3.10(火)
	促進計画の公告	R7.4.25(金)	R7.5.26(月)	R7.6.25(水)	R7.7.25(金)	R7.8.25(月)	R7.9.25(木)	R7.10.27(月)	R7.11.25(火)	R7.12.25(木)	R8.1.26(月)	R8.2.25(水)	R8.3.25(水)
	【参考】意見聴取(始期) ※地域計画区域外の場合	R7.3.26(水)	R7.4.25(金)	R7.5.26(月)	R7.6.25(水)	R7.7.25(金)	R7.8.25(月)	R7.9.25(木)	R7.10.27(月)	R7.11.25(火)	R7.12.25(木)	R8.1.26(月)	R8.2.25(水)
	【参考】意見聴取(終期) ※地域計画区域外の場合	R7.4.2(水)	R7.5.7(水)	R7.6.2(月)	R7.7.2(水)	R7.8.1(金)	R7.9.1(月)	R7.10.2(木)	R7.11.4(火)	R7.12.2(火)	R8.1.8(木)	R8.2.2(月)	R8.3.4(水)
権利の 設定期間 (案)	始 期	R7.4.26(土)	R7.5.27(火)	R7.6.26(木)	R7.7.26(土)	R7.8.26(火)	R7.9.26(金)	R7.10.28(火)	R7.11.26(水)	R7.12.26(金)	R8.1.27(火)	R8.2.26(木)	R8.3.26(木)
	終 期	R17.4.27(金)	R17.5.28(月)	R17.6.27(水)	R17.7.27(金)	R17.8.27(月)	R17.9.27(木)	R17.10.29(月)	R17.11.27(火)	R17.12.27(木)	R18.1.28(月)	R18.2.27(水)	R18.3.26(水)

○注意事項

- この事務スケジュールは作成日時点での見込みです。事業実施要綱の変更・事務処理状況等により、今後、内容を変更する場合があります。
- 期限内に手続きが行われない場合は、翌月以降のスケジュールになりますのでご注意ください。
- 借入料の精算は、借入希望者が6月末(6月農委総会)までに借付けた場合はその年の精算で、7月以降に借付けた場合は翌年の精算となります。
- なお、会費総額の精算は、6月末までに手続きが完了した場合はその年の精算で、7月以降の精算は翌年の精算となります。
- 畑の耕作のみ同年での手続きとする。水田の耕作については、7月～9月総会(公告)は手続きを行いません。

iii 事務手続き

3 農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）による事務手続き （1）促進計画一括方式の公告による事務の流れ

促進計画により権利移転・再配分を行う場合、

- ①「市町村からの計画案提出」（機構法第19条2項）
- ②「農業委員会からの要請」（機構法18条11項）
- ③JA等業務委託先からの提出

の3通りの方法がありますので、いずれかにより機構へ促進計画（案）の提出をお願いします。

※①、②各々の事務フローは別添を参照。

①「市町村からの計画案提出」により手続きを行う場合

⇒「農業委員会による確認書」（促進計画様式1-1号（様式集：P.34））の写しを添付してください。

（市町村から農業委員会への意見聴取については促進計画参考様式1号、2号（様式集：P.71、72）を参照）。

②「農業委員会からの要請」により手続きを行う場合

⇒機構への要請は促進計画様式第1号（様式集：P.33）により提出をお願いします。

※それぞれの事務フローは別添を参照。

「市町村からの計画案提出」により手続きを行う場合は、「農業委員会の確認書」（促進計画様式1-1号（様式集：P.34））の写しを添付してください。

「農業委員会からの要請」により手続きを行う場合、機構への要請文は促進計画様式第1号（様式集：P.33）により提出をお願いします。

③JA等業務委託先からの提出により手続きを行う場合

⇒市町村を通して上記①により行う。

また、促進計画の認可・公告は県が行いますが、地方自治法第252条の17の2の規定により、その事務を市町村へ移譲することが可能とされています。

権限移譲された場合、機構は市町村に対して促進計画の許可申請を行います。

(2) 促進計画(案)に定める一覧の作成

1) 相談受付(意向確認)【市町村・JA等・機構】

農地中間管理事業を活用したい出し手(農地所有者)、受け手(担い手)から相談を受け、申し出のあった農用地等に関し、農地台帳や登記事項証明書と照合し、地域計画との整合性の確認、別途参考資料「農地中間管理事業」により事業の仕組み、留意事項等を説明し、賃料、契約期間、賦課金の滞納状況、土地附属物の設置状況、現耕作者名の確認を行います。

2) 一覧表の作成【市町村】

相談受付内容を確認しながら、促進計画(案)に定める一覧表を作成します。

(3) 帳票作成支援システムにより様式の作成

1) 利用権等の権利移動

権利移動は、促進計画一括方式(3者契約(促進計画様式4-3号(様式集:P64)))の手続きにて実施する。

やむを得ない場合のみ、促進計画一括方式(2者契約(促進計画様式4-1号(様式集:P.41)))、促進計画様式4-2号(様式集:P.47)にて実施する。

※やむを得ない理由とは、複数名の共有農地や県外に住んでいて3者契約での書面手続きが困難、受け手がすぐ見つからず解約等とする。

2) 関係様式の作成【市町村・JA等・機構】

※促進計画は、地域計画地域内と地域外に分けて作成帳票作成支援システムに一覧表データをコピー貼付けし、様式の作成を行います。不足情報は、別途入力(契約日、契約期間、口座情報、受け手の経営状況)を行い、入力が終了したら、印刷を行います。

原本は1部とする。(県認可の場合:機構が保管する)

(市町村公告の場合:機構が保管する)

- ・ 出し手: 貸付希望申出書(促進計画様式3-1号(様式集:P.38)) 1部、
促進計画(権利設定・公社借入、公社貸付)各筆明細・共通事項・経営状況(促進計画様式4-3号(様式集:P.64)) 1部、
請求書兼振込依頼書(促進計画様式5号(様式集:P.43)) 1部
 - ・ 受け手: 借受希望申出書(促進計画様式3-2号(様式集:P.44)) 1部、
促進計画(権利設定・公社借入、公社貸付)各筆明細・共通事項・経営状況(促進計画様式4-3号(様式集:P.64)) 出し手と重複のため不要、
貯金口座振替依頼書(促進計画様式6-1~6-3号(様式集:P.54)) 3部
- ※JA口座以外の場合は、別途、「預金口座振替依頼書(様式集:P.58)」が必要となります。
- ※一般法人が契約を行う場合、1人以上農業に常時従事すること確認を行うため、別途、促進計画参考様式「法人の行う耕作又は養畜の事業における責任者であることならびに耕作等農業に常時従事する者であ

ることの証明書（様式集:P.53）」が必要となります。

（４）促進計画（案）等の調印（契約）

1）出し手からの調印【市町村・JA等・機構】

調印に係る日程調整等を行うとともに、当日は出し手に対し、促進計画（案）や口座関係書類等の内容を説明しながら必要箇所に正確な記名押印（捨印）を誘導する。

※調印の際、必要となる書類：通帳のコピー1部、相続未登記であれば、相続を証する書類（戸籍謄本、相続関係図等）1部

※印鑑は認印とする。

2）受け手からの調印【市町村・JA等・機構】

調印に係る日程調整等を行うとともに、当日は受け手に対し、促進計画（案）や口座関係書類等の内容を説明しながら必要箇所に正確な記名押印（捨印）を誘導する。

促進計画（案）添付書類の受け手の経営状況はこの場で受け手から記入か聞き取りし記入する。

貯金口座振替依頼書（促進計画様式6-3号（様式集:P.56））の控えを手交する。

※調印の際、必要となる書類：通帳のコピー1部、
定款の写し（法人のみ）1部

※印鑑は認印とする。

3）関係書類の取りまとめ【市町村・JA等・機構】

業務受託機関もしくは機構は、調印した促進計画（案）や口座関係書類等を取りまとめ、市町村もしくは機構へ送付する。

（５）契約書類等の提出【市町村・JA等⇒機構】

別途、事務スケジュールにより、畑の耕作のみ周年で手続きを可能とします。
水田の耕作については、7月～9月総会（公告）は手続きを行いません。

（６）意見聴取～公告

1）農業委員会への意見聴取【市町村⇒農業委員会もしくは機構⇒農業委員会】

機構法第19条第3項の規定に基づき、市町村もしくは機構が農業委員会に対し、促進計画（案）に対する意見を求めるとともに、貸付相手方が全部耕作要件及び常時従事要件等を満たしているか否かについて意見を求めます。

2）利害関係人からの意見聴取（地域計画区域外の場合のみ）【機構】

機構法第18条第3項の規定及び事業規程により促進計画を定める場合、あらかじめ利害関係人の意見を聴取することが必要であることから、機構ホームページに次の情報を1週間掲示し、意見を聴取します。

- ①受け手に転貸される農地の所在（市町村，大字，字，地番）
- ②貸借期間（年数）

3）促進計画の認可申請【機構⇒県・市町村（権限移譲市町村）】

機構法第18条第1項により促進計画で貸借を設定する場合、県知事へ申請。
(※権限移譲した場合は市町村長)

- ①促進計画貸借一覧表
- ②農用地利用集積等促進計画（各筆明細，共通事項）
- ③農業委員会の意見書の写し（※市町村へ申請の場合は省略）
- ④利害関係人からの意見概要（※該当者のみ）

4) 促進計画の公告

※県知事の場合

- ①県知事により認可・公告。
 - ②公告後，促進計画（様式4-3号（様式集:P.64））の写しを市町村，市町村農業委員会，機構に提出。
 - ③機構は促進計画（様式4-3号（様式集:P.64））の写しを契約者へ送付。
- ※市町村が権限移譲した場合（業務委託の場合）
- ①市町村は，農業委員会の総会で決定された促進計画を公告。
 - ②公告後は，促進計画（様式4-3号（様式集:P.64））の写し契約者へ送付及び機構に提出。

(7) 相続未登記農地の取扱い

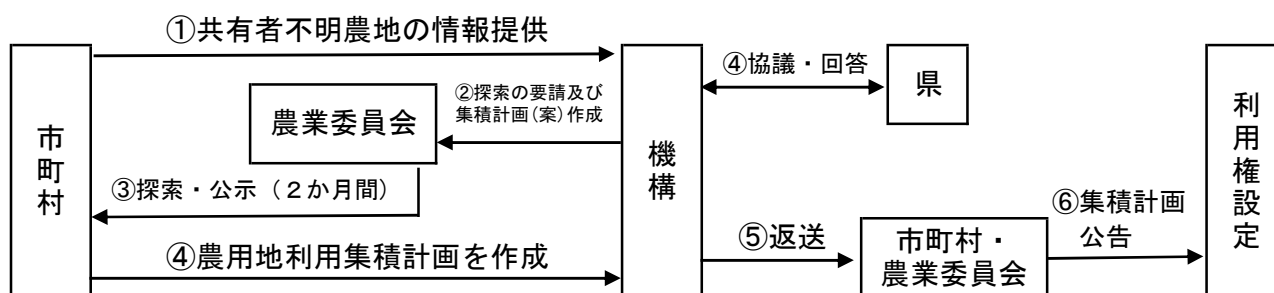
相続未登記の場合は、相続関係図を確定（戸籍謄本・改製原戸籍を添付（被相続人は生まれてから死ぬまで、相続人は生まれてから現在までの戸籍の全部事項証明、相続人死亡の場合は代襲相続人））させ、相続人全員の同意により契約することを推奨します。

しかし、相続人の行方不明や認知症などにより、どうしても全員からの同意が取れない場合は、機構法第18条第5項四規定に基づき、共有持分の過半の同意をもって契約することが可能です。なお、相続人の共有持分の過半が判明しない場合は、機構法第22条の2により機構が農業委員会に探索を要請し、探索の結果、判明した相続人の同意を得て契約する方法もあります。また、相続人が1人も分からない場合は、農業委員会の探索を行った上で、知事裁定により権利設定することも可能です。

（賃借料は法務局に供託します。）

(8) 所有者不明（共有者不明）農地の取扱いについて

◎共有者（相続人）が1人以上見つかった場合【機構法に基づく手続き】



① 探索の要請及び集積計画（案）の作成

ア 市町村から共有者不明農用地に係る情報提供を受けた機構の要請により、農業委員会が所有者に関する情報を探索します。

(ア) 探索に着手した時期と理由を確認（令和〇年〇月に「近隣農家から借受希望があったため」「農地パトロール実施で遊休化の恐れがあると判断したため、当該農地の共有者から相談があったため」等）。

(イ) 所有者を明らかにするため、判明している相続人や、農地台帳により判明した権利者、当該農地の所有者以外の耕作者（占有者）から聞き取りする。

(ロ) 占有者がいた場合、貸借方法等（使用貸借又は賃貸借、基盤法又は農地法か）を確認（いない場合は直近の契約を確認）し、耕作者が知り得る範囲の情報を収集する。

(ハ) 当該農地の土地登記簿を請求し、登記名義人の氏名・住所を確認。

(ニ) 確認した住所の市町村へ登記名義人の戸籍簿等を請求し、名義人の配偶者、子までを確認し、関係図を作成。

(ホ) 名義人が死亡していることが確定した場合、法定相続人のうち、配偶者と子までの戸籍簿等を確認（代襲相続先の確認は不要）。

(ヘ) 戸籍簿にて判明した法定相続人の附票等を請求。配偶者と子のうちで存命しており、相続放棄をしていない推定相続人が確認できた場合は、確認できた推定相続人を共有者（出し手）として扱う。

(ニ) 相続放棄している場合は、家庭裁判所に「相続放棄申述受理証明書」を請求する。

イ 探索の結果、共有者が1人以上見つかったものの、過半の持分を有する者が判明しない場合、探索で得られた情報を元に、農用地利用集積計画（経過措置終了後は農用地利用集積等促進計画）※の案を作成します。

※この時点で作成する計画案は、出し手となる代表者名、権利設定期間、賃料等まで記載する（出し手から機構への集積計画）。

(ア) 貸借を希望している共有者（以下、代表者という。）以外に判明した共有者がいる場合は、代表者を出し手として機構に対して、当該農地を貸借してよいかどうかの同意を確認してください（様式：「農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱」別紙4様式第2号）。

(イ) 代表者以外に判明した共有者から2週間以内に回答が得られない場合は、同意した

ものとしてみなされます（機構法22条の4）。

② 農用地利用集積計画の案の公示

代表者及び知り得る共有者から同意が得られた場合は、集積計画の案を公示し、インターネット上でも公示内容を公開します（2か月間）。

③ 農用地利用集積計画の作成

公示期間中、所有者等からの申し出がなかった場合は同意したと見なされるので、市町村は農用地利用集積計画※を作成し、機構へ提出します。

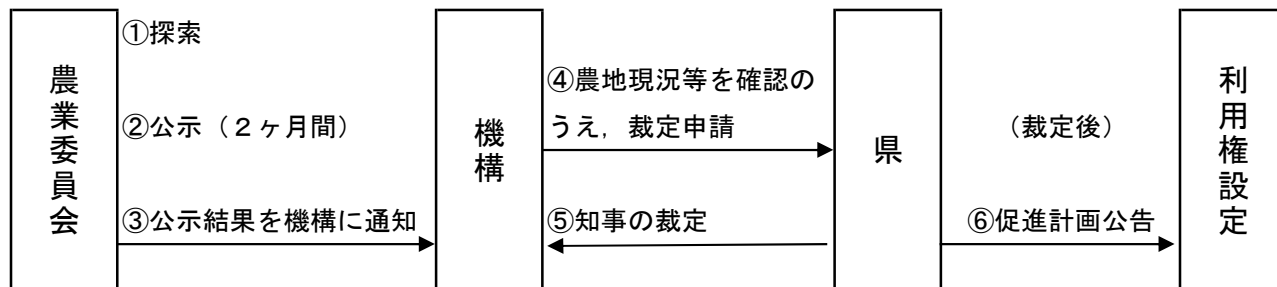
※このとき作成する集積計画は一括方式でも問題ありません。

※共有者不明農地の場合は、出し手と受け手間で合意が取れていれば、使用貸借契約とすることも可能です。

④ 協議・回答及び集積計画公告

県の協議等が整い、市町村が集積計画を公告する（一括方式の場合）ことで利用権が設定されます。

◎所有者不明（相続人が1人も見つからない）の場合【農地法に基づく手続き】



① 探索

農業委員会が所有者に関する情報を探索します（機構法の探索と同様）。

ア 探索に着手した時期と理由を確認（令和〇年〇月に「近隣農家から貸借希望があったため」「農地パトロール実施で遊休化の恐れがあると判断したため」等）。

イ 占有者がいた場合、貸借方法等（使用貸借又は賃貸借，基盤法又は農地法か）を確認。

ウ 当該農地の土地登記簿を請求し，登記名義人の氏名・住所を確認。

エ 確認した住所の市町村へ登記名義人の戸籍簿等を請求し，名義人の配偶者，子までを確認し，関係図を作成。

オ 名義人が死亡していることが確定した場合，法定相続人のうち，配偶者と子までの戸籍簿等を確認（代襲相続先の確認は不要）。

カ 戸籍簿にて判明した法定相続人の附票等を請求。死亡が確認された場合は探索終了，存命の場合は相続放棄の有無を確認。

※カの時点で，配偶者と子のうちで存命しており，相続放棄していない推定相続人が確認できた場合は，確認できた推定相続人を共有者（出し手）として扱い，共有者不明農用地の手法での貸借を進める。

キ 相続放棄している場合は，家庭裁判所に「相続放棄申述受理証明書」を請求する。

ク 確知できる法定相続人が全て死亡・相続放棄していることが確認された場合，所有者不明と判断し，探索を終了する。

② 公示

探索の結果，所有者が判明しない場合，農業委員会は所有者不明である旨を公示します。（令和5年度農地法改正により公示期間が2か月に短縮）。

公示期間から③の通知までに，借受希望者に対して農地の状況（探索時点の農地の現状が分かる写真を撮影しておく），賃料の納付方法や補償金等として納める賃借料等，一般の貸借と違う点について確認する他，確実に貸付けが見込まれることを確認して下さい（参考様式25-5）。

③ 公示結果を機構に通知

公示期間中，所有者等からの申し出がなかった場合，その旨を機構に通知します（農地法第41条第1項に基づく通知（以下，「第41条通知」という。））。

※通知があった時点で借受希望者が見つからない場合は、借り受けない旨の通知を行います。また、耕作条件が悪い農地については、借り受けない旨の通知を行う場合があります。

④ 農地現況等を確認のうえ、裁定申請

ア ③の通知を機構で受け取った後に、事前確認資料として以下の資料について、機構から確認依頼を行います。

(ア) 土地登記事項証明書

(イ) 名義人と配偶者及び子までの関係図及び戸籍

(ウ) 死亡している場合は除籍簿等の死亡日が確認できるもの

(エ) 相続放棄している場合は相続放棄申述受理証明書の写し

イ 機構では、市町村・農業委員会に農地現況等（権利設定状況、借受希望者の有無等）を確認のうえ、借受可能と判断した場合、県知事へ裁定申請を行います。

申請に当たり、以下の内容について作成を市町村へ依頼します。提出期限は第41条通知のあった日から概ね3か月以内とします。

(ア) 当該農地の現況報告（参考様式25-2）

(イ) 当該農地の農地台帳

(ウ) 借受希望申込シート

(エ) 補償金額算定シート（参考様式25-3）

(オ) 当該農地の外郭がわかる現況写真と航空写真

(カ) 探索結果等の概要（参考様式25-4）

(キ) 知事裁定に係る確認事項（参考様式25-5）

⑤ 知事の裁定

知事の裁定により、機構へ利用権が設定されます。

※裁定までには、機構が県へ申請してから約2か月かかります。

借賃に相当する補償金の額の計算方法及び納入方法については、下記のとおりです。

<補償金額の計算法>

対象農地面積(m²)×平均賃借料単価^{※1}(円/10a)＝年間賃借料(円) (100円未満切捨て)
年間賃料(円)×借入年数(年)－〔復旧工事費用^{※2}〕＝補償金額(円)

※1 平均賃借料単価：農業委員会が公表している、地域の賃借料情報等から引用。

※2 復旧工事費用：当該農地を利用するための復旧工事を行う必要があると知事が認めるときには、復旧工事費分を減額することができます。

※3 補償金額を0円（使用貸借）とすることはできません。

※4 土地改良区賦課金等を補償金額から減額することはできません。

<補償金額の納入方法>

補償金は機構が法務局に供託しますので、受け手や市町村が直接法務局へ支払うことはありません（補償金を機構が支払った後、受け手からの賃料を充当）。

なお、補償金額に当たる賃料は、機構が指定する期日まで一括で納入していただきますので、ご注意ください。

⑥ 促進計画公告

知事裁定となり、機構で補償金を納付した後、農用地利用集積等促進計画を県が公告することにより借受希望者へ賃借権（使用貸借は不可）が設定されます。

⑦ 借受希望者への確認

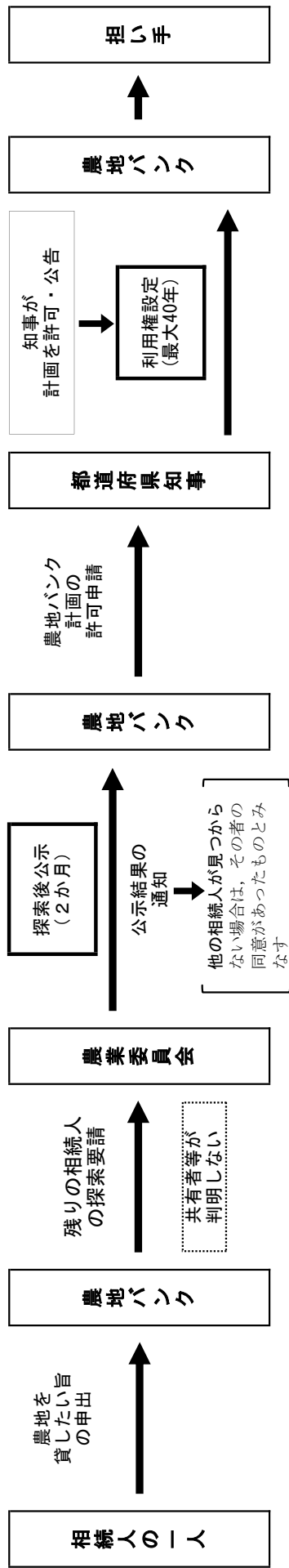
①～⑥までの行程を終えるには第41条通知の日から約1年程度を要しますので、殆どの場合、作付は申請時点から翌年度以降になる可能性が高いことを借受希望者へ事前に確認いただくようお願いいたします。

⑧ 受け手用の確認書

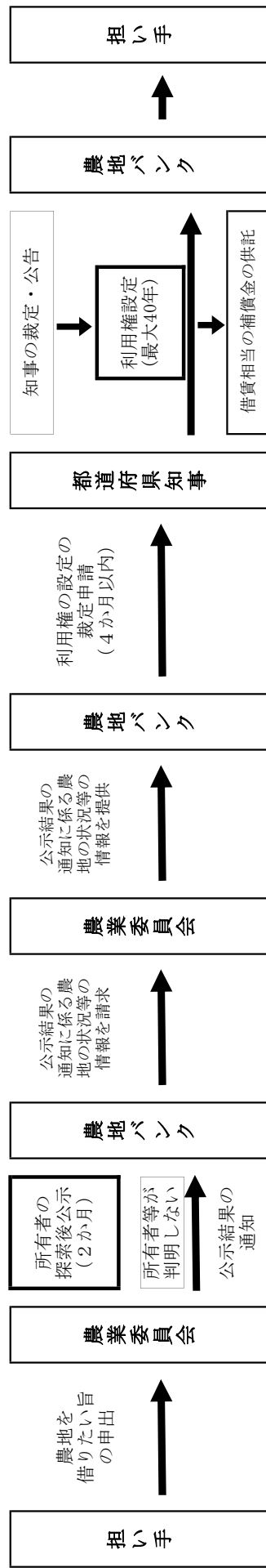
賃借前（再配分前）に当該農地での営農を開始したい場合は、「受け手用の確認書」を事前に提出いただくようお願いいたします。

所有者不明（共有者不明）農地の取扱いについて（フロー）

◎共有者（相続人）が1人以上見つかっている場合【機構法に基づく手続き】



◎所有者不明（相続人が1人も見つからない）の場合【農地法に基づく手続き】



(9) 省略可能な書類

1) 定款の写し（受け手）

過去に利用権設定した集積計画・配分計画に添付された定款について、その内容に変更がない場合には、その旨を集積計画・配分計画の各筆明細の備考欄に記載することで添付の省略が可能です。

2) 口座関係書類（出し手・受け手）

機構と過去に契約したことがあり、その契約時から内容に変更がない場合は、省略可能です。

4 促進計画による受け手変更（権利移転）手続きについて

受け手が、後継者等への経営移譲や受け手同士の農地集約のための交換、体調不良等によるリタイア等で権利を移転する場合は、次の手続きにより行います。

（１）移転に当たっての条件

- ①受け手から権利の移転を受けようとする者（新たな受け手）は、それまでの契約内容（賃料等）や残存期間について、同一の条件で権利を承継します。
- ②移転しようとする者（現受け手）に、契約期間中の賃料の未納や土地改良区に対する未納がある場合は、移転前に清算する必要があります。

※上記①が困難で、契約条件（賃借料等）を変更する場合は、出し手・受け手とも一旦合意解約をした上で、新たに契約締結する必要があります。

（２）移転に係る相談対応【市町村・JA等・機構】

- ①受け手死亡や病気等により耕作が不可との連絡が受け手本人や受け手家族から相談された場合は、原則は、現状の地域計画に基づき、別の受け手が位置付けられている場合は、その受け手を優先して交渉を行ってください。現状の地域計画で受け手が位置付けられていない場合には、下記の交渉1～3を参考にし対応願います。
 - ・交渉1：新たな受け手との交渉は、集落営農や土地改良事業の計画に沿った利用調整を優先するほか、当該農地に隣接した希望者を優先して交渉を行う。
 - ・交渉2：農業委員、最適化推進委員が、地域の実情をある程度把握しているため、地域の受け手へ声がけをしていただき交渉を行う。
 - ・交渉3：地域コーディネーターが農業委員、最適化推進委員とマッチング会議等を開催し、連携しながら受け手と交渉を行う。

②①の交渉で、新たな受け手が見つからない場合は、あらためて地域計画での協議の場（話し合い）により、新たな受け手との調整を行います。

（３）手続きの方法・流れ【市町村・JA等・機構】

- ①新たな受け手から申出
- ②市町村等が新たに権利の移転を受けようとする受け手から促進計画（案）に必要な関係書類を収集します。

また、併せて賃借料口座振替用の通帳を確認し、貯金口座振替依頼書（促進計画（移転）様式2-1号（様式集:P.61））を収集します。

 - ・この時点で促進計画に現受け手及び新たな受け手から記名押印していただく。
 - ・個人の場合は認印、法人の場合は代表者印を押印。

③促進計画（案）の送付【市町村等⇒機構】

市町村等は、促進計画（権利移転）（案）を作成し、促進計画（案）（移転様式1号（様式集:P.60））、貯金口座振替依頼書（促進計画（移転）様式2-1号（様式集:P.61））を機構に送付します。

貯金口座振替依頼書（促進計画（移転）様式2-1号（様式集:P.63））の控えを手交する。

原本は1部とする。（県認可の場合：機構が保管する）

（市町村公告の場合：機構が保管する）

④利害関係人の意見聴取【機構】

機構は、促進計画について、利害関係人への意見聴取をホームページで1週間行います。

⑤促進計画認可公告の依頼

【機構⇒県・市町村（県から権限移譲を受けた場合）】

機構は、送付された関係書類（促進計画（案））に基づき内容確認後、借受を決定し、促進計画について、県もしくは市町村（県から権限移譲を受けた場合）へ認可・公告手続きを依頼します。

⑥促進計画の認可・公告

【県・市町村（県から権限移譲を受けた場合）⇒機構，市町村】

県もしくは市町村（県から権限移譲を受けた場合）は、促進計画の認可・公告後、受け手・機構へに通知します。

⑦促進計画の公告の通知

【県・市町村（県から権限移譲を受けた場合）⇒現受け手・新たな受け手】

県もしくは市町村（県から権限移譲を受けた場合）は現受け手・新たな受け手・機構へ促進計画を送付します。

5 機構が中間保有している農地について再配分する場合の手続きについて

新たな受け手が耕作可能になった場合、促進計画（案）を作成し、必要箇所新たな受け手からの署名押印後手続きを進めます。その場合、出し手の契約は継続していることが前提となります。

6 解約・契約書の変更・賃借料の変更等の事務

(1) 合意解約 【機構】

出し手や受け手のやむを得ない事情により契約を解除する時は、農地法第18条第6項に基づき、出し手と機構、受け手と機構の合意の上、解約が可能です。

1) 出し手の解約：様式1, 2-1, 3-1

添付書類 登記簿謄本（要約書でも可）、請求書兼振込依頼書（金納で一部解約の場合）

※登記簿本の添付は農地法第施行規則第68条第3項1による。

提出部数 様式1（1部）、2-1（2部）、3-1（1部）

2) 受け手の解約：様式1, 2-2, 3-2

提出部数 様式1（1部）、2-2（2部）、3-2（1部）

(2) 契約者の変更 【機構】

契約者が亡くなった場合は、契約の名義変更の手続きが必要となります。

出し手の名義変更が生じる場合は、相続登記が未了の場合、完了後の手続きとなります。

1) 出し手の名義変更：様式4, 5

添付書類 原因証書（登記事項証明書もしくは登記識別情報通知写し）、請求書兼振込依頼書（金納の場合）

提出部数 様式4（1部）、5（2部）

(3) 賃借料の変更① 【機構】

契約期間中に賃借料の変更をしたい場合は、出し手と受け手が合意の上で変更することが可能です。

1) 出し手の変更：様式4, 7-1

添付書類 賃借料請求書兼振込依頼書（金納の場合）

提出部数 様式4（1部）、7-1（3部）

2) 受け手の変更：様式4, 7-2

提出部数 様式4（1部）、7-2（3部）

(4) 賃借料の変更②（従前地→換地の場合） 【機構】

農地整備事業実施地区内で従前地で契約し、換地処分公告（減歩、増歩等）により、賃借料を変更したい場合は、出し手と受け手が合意の上で変更が可能です。

1) 出し手の変更：様式4, 7-1, 7-1別紙

添付書類 賃借料請求書兼振込依頼書（金納の場合）

提出部数 様式4（1部）、7-1（3部）、7-1別紙（3部）

2) 受け手の変更：様式4, 7-2, 7-2別紙

提出部数 様式4（1部）、7-2（3部）、7-2別紙（3部）

(5) 賃借料の振込先・引落先の変更 【機構】

振込先の変更が生じた場合については、所定の様式により速やかに機構に提出いただきます。出し手の場合は、家族の名義であれば可能です。ただし、受け手は契約者と同名義とします。

1) 出し手の場合：様式4

添付書類 賃借料請求書兼振込依頼書（金納の場合）
口座振替依頼書（物納の場合）

2) 受け手の場合：様式4

添付書類 口座振替依頼書

(6) 住所・電話番号・法人代表者の変更 【機構】

住所、電話番号、法人代表者名の変更が生じた場合については、所定の様式により速やかに機構に提出いただくかご連絡願います。

提出書類：様式6，添付書類：変更が分かるものの写し

(7) 契約の解除

機構は、機構法第20条により、借り受けた後、1年を経過しても農用地等の貸付を行う見込みがないことが明らかになった場合又は、災害等で農用地等として利用することが困難となった場合には、県知事の承認を受けて契約を解除することができます。

(8) 一時転用

公共工事や砂利採取等に伴い一時転用を行う場合には、契約の解除を行い、工事等が完了し現況復旧した段階で改めて契約を行います。

7 留意点

(1) マイナンバー（個人番号）の徴収

所得税法の規定に基づき、機構は、農地中間管理事業の出し手に対する賃借料の支払に関して、支払調書を作成し、税務署に提出する義務があります。

当該調書にマイナンバー（個人番号）の記載が必要となるため、対象となる賃借料15万円以上の出し手に対して、マイナンバー徴収のための書類を送付します。

なお、マイナンバーの徴収は契約初年度に行いますが、未回答の場合は、回答を得るまで毎年書類を送付します。

(2) 相続税・贈与税の納税猶予を受けている場合の特定貸付けの特例について

相続税・贈与税の納税猶予を受けている農地について、農地中間管理事業により貸し付けした場合は、農業経営は廃止していないものと認められ、納税猶予が継続されます。贈与税の特例を受けるために「特定貸付けを行った旨の証明書」が必要な場合は、機構へご連絡ください。（相続税については、市町村の証明書により、機構からの証明書が不要の場合もあります。）

(3) 農業者年金制度の経営移譲等について

経営移譲年金等を受給している者が、農地の返還を受けるものの、返還後1年以内に機構にその農地を貸し付ける場合、機構は適格な経営移譲等の相手方として位置づけられていますので、一定の要件を満たすことにより経営移譲年金等を引き続き受給できます。

(4) 未収金・未払金への対応について

毎年度、口座の残高不足により賃借料を徴収できないケース（未収金）や、口座の解約や所有者の死亡により賃借料の支払いができないケース（未払金）が一部発生しています。それらの解消に向け、未収金については、機構から督促状等の送付や直接の訪問による回収を行っていますが、未払金については、業務委託先から相続人等へ名義変更を依頼してくださるよう御協力をお願いします。

なお、未払金は、その期間が長期に及ぶなど、今後も支払の見込みが立たない場合は、法務局へ供託することがあります。

(5) 契約期間満了の通知

再契約について期間満了を迎える契約について、契約満了日の1年前及び半年前の計2回、機構から出し手・受け手双方に契約期間満了の通知を送付します。

なお、契約期間満了後の手続きは、新規契約手続きと同様です。

iv 様式集（促進計画等）

農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画に係る様式集

No.	書式	マニュアル掲載頁	項目	提出部数 (作成部数)	保管書類		備考
					出し手	受け手	
○共通							
1	促進計画様式1号	-33-	農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(案)について ※要請文書(農委会→機構)	-	-	受理	機構法第18条第11項
2	促進計画様式1-1号	-34-	農業委員会による確認書 ※要請文書別紙(農委会→機構)	-	-	受理	
3	促進計画様式2号	-35-	農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(案)について ※要請文書(市町村→機構)	-	-	受理	第19条第2項
4	促進計画様式(別紙)	-37-	農用地利用集積等促進計画(案)に定める一覧表 ※要請文書別紙(市町村→機構)	-	-	受理	※公告後に出し手・受け手に写しを送付する。
●貸付希望者(出し手)・借受希望者(受け手)							
5	促進計画様式4-3号	-64-	農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入・公社貸付) 各筆明細・共通事項	1部	写し	原本	※一括方式 出し手・受け手
●貸付希望者(出し手)							
6	促進計画様式3-1号	-38-	農地中間管理事業貸付希望申出書	1部	写し	原本	※公告後に出し手に写しを送付する。
7	促進計画様式3-1-1号	-40-	機構関連事業について	1部	写し	原本	別紙(農用地等の表示)、承諾事項(活用する場合の留意事項)
8	促進計画様式4-1号	-41-	農用地利用集積等促進計画(利用権設定・公社借入) 各筆明細・共通事項	1部	写し	原本	農用地等の所有者向け ※15年以上借受ける場合
9	促進計画様式5号	-43-	請求書兼振込依頼書	1部	写し	原本	※やむを得ない場合のみ
●借受希望者(受け手)							
10	促進計画様式3-2号	-44-	農地中間管理事業借受希望申出書	1部	写し	原本	※公告後に出し手に写しを送付する。
11	促進計画様式3-2-1号	-46-	機構関連事業について	1部	写し	原本	別紙・活用する場合の留意事項
12	促進計画様式4-2号	-47-	農用地利用集積等促進計画(利用権設定・公社貸付) 各筆明細・共通事項	1部	写し	原本	貸付けの相手方向け ※事業に取り組み機運が高い地域の場合
13	促進計画参考様式	-53-	法人の行う耕作又は業種の事業における責任者であることならびに耕作等農業に常時従事することの証明書	1部	写し	原本	※受け手の再転貸、やむを得ない場合のみ
14	促進計画様式6-1～6-3号	-54-	貯金口座振替依頼書 ①金融機関控え ②公社控え ③契約者控え	3部	-	原本	※一般法人が契約を行う場合、1人以上農業に常時従事することの証明書
15		-58-	預金口座振替登録書(集金代行)	1部	-	原本	※JA口座分
16	促進計画(移転)様式1号	-60-	農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用賃借による権利の移転関係) 各筆明細・共通事項	1部	-	原本	※JA口座分以外(二コス)
17	促進計画(移転)様式2-1～2-3号	-61-	貯金口座振替依頼書 ①金融機関控え ②公社控え ③契約者控え	3部	-	原本	※権利移転の場合 前受け手(写し1部)
●参考							
18	促進計画参考様式1号	-71-	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(依頼) ※(市町村→農委会)	-	-	-	農業委員会受理
19	促進計画参考様式2号	-72-	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(回答) ※(農委会→市町村)	-	-	-	市町村受理
20	参考様式1-1号	-73-	農地中間管理事業に係る農地賃借契約の期間満了について(お知らせ)	1部	原本	写し	※出し手
21	参考様式1-2号	-74-	農地明細	1部	原本	写し	※出し手
22	参考様式2-1号	-75-	農地中間管理事業に係る農地賃借契約の期間満了について(お知らせ)	1部	-	原本	※受け手
23	参考様式2-2号	-76-	農地明細	1部	-	原本	※受け手
24		-77-	●促進計画一括方式の場合 必要書類チェックリスト				※使用者
25	参考様式(出し手用)	-78-	相談カード(農地賃借)				※使用者
26	参考様式(受け手用)	-79-	相談カード(農地賃借)				※使用者

促進計画様式 1 号

第 号
年 月 日

宮城県農地中間管理機構

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長 殿

市町村農業委員会長 印

農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）について

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請します。

記

1 権利設定等の内容

別紙「農用地利用集積等促進計画（案）」（様式 4－3 号）

2 確認内容

別紙「農業委員会による確認書」

農業委員会による確認書

確認内容（該当項目に✓を付ける）

1 再設定（更新）

- 再設定（更新）である
 - ⇒ 権利の設定等を受ける者
 - 変更なし → 農用地等の利用状況等の書類 添付不要
 - 変更あり
- 再設定（更新）でない

2 農用地

(1) 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）

- 区域内 → 市町村の意見聴取が必要（公社）
- 区域外 → 利害関係人の意見聴取が必要（公社）

(2) 機構法 18 条第 5 項第 6 号イ（転用）又はロ（宅地造成等の開発行為）に掲げる土地

- 該当しない
- 該当する → 市町村の意見聴取が必要（公社）

3 権利の設定等（農作業の委託）を受ける者

(1) 地域計画に位置づけられた農業を担う者

- 農業を担う者
 - ⇒ 機構法施行規則第 12 条第 3 項第 4 号イからハまでに定める要件（全部利用、常時従事等）
- 該当する → 【個人】農用地等の利用状況等の書類 添付不要
 - 【法人】定款又は寄附行為 添付不要
- 該当しない
- 農業を担う者以外

(2) 法人

ア 定款又は寄附行為

- 促進計画により、過去に賃借権の設定等を受けている
 - ⇒ 定款又は寄附行為の内容変更
- 変更なし → 添付不要
- 変更あり

促進計画により、過去に賃借権の設定等を受けていない

イ 法人の状況等を確認するための書類（定款又は寄附行為以外）

- 農地所有適格法人 → 添付不要
- 農地所有適格法人以外

促進計画様式 2 号

第 号
年 月 日

宮城県農地中間管理機構

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長 殿

市町村長 印

農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）について

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請します。

記

1 権利設定等の内容

別紙「農用地利用集積等促進計画（案）に定める一覧表」（促進計画様式（別紙））
（別紙「農用地利用集積等促進計画（案）」（様式 4－3 号））

2 確認内容

別紙「農業委員会からの意見書」

農地中間管理事業貸付希望申出書

宮城県農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）を活用し下記農用地等の賃借権設定をしたいので、下記承諾事項に同意し申出します。

なお、不動産業者の介入又は、事前に実質的な契約を締結した事実がないことを申し添えます。

令和 年 月 日

宮城県農地中間管理機構

公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 殿

申出者 住所
フリガナ
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日
電話番号

1. 農用地等の表示

- ・別紙のとおり

2. 承諾事項

- (1) 「借受者」が見つからない場合は、事業の活用はできないこと。
- (2) 「借受者」への転貸については、農地中間管理機構に一任すること。
- (3) 本申出書に記載の内容は、事業実施のため、必要に応じ、事業に係る機関、団体、個人へ「情報開示」されることに同意すること。
- (4) 機構の借受期間が機構関連事業(※)の計画の決定（公告）時から15年以上ある農用地等については、機構関連事業が行われることがあること。

※ 機構関連事業とは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいい、機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業のことである。

なお、機構関連事業を実施する際には、事前に事業説明会等を開催します。
申出者の知らない間に機構関連事業が行われることはありません。

機構関連事業について

○ 機構関連事業について

機構関連事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業をいいます。）は、農業経営の規模拡大、利用する農用地の集団化、農業への新規参入の促進を目的に、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

○ 機構関連事業の内容について

(機構チェック欄)

- ・ 機構関連事業の対象となる農用地等は、宮城県農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から 15 年以上あるものです。
- ・ 機構関連事業は、県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠排水等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。
- ・ 事業実施地域については、県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

○ 留意事項について

- ・ 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、機構の借受期間が満了し、かつ除外要件等を満たす場合に限り可能です。
- ・ 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき、機構関連事業の実施の有無に関わらず、機構が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行わなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。

令和 年 月 日
(説明者)
宮城県農地中間管理機構

上記内容について説明を受けました。

(所有者)
氏 名 _____



農用地利用集積等促進計画 (権利設定・公社借入)

1. 各筆明細										市町村名	公告年月日	令和	年	月	日	
整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(A)			(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長			(同意印)			(住所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号						
	利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所(B)			(氏名又は名称)			(同意印)			(住所)						
大	所	在	字	利 用 権 を 設 定 す る 土 地 (C)			利 用 権 の 設 定 内 容 (D)		住 所	氏 名 又 は 名 称	権 限 の 種 類	備 考 (区域)				
				地番	地 面	積 (㎡)	利 用 権 の 種 類	借 賃 内 容					借 賃 (円)			
				登記簿	登記簿	現 況	現 況									
合計										筆	㎡	㎡	円	円	手数料	円
利用権の設定内容(D)の各筆共通事項																
存続期間 (始期及び終期)																
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日																
借 賃 の 支 払 方 法																
毎年11月25日までに出し手(所有者)指定口座に手数料を差引、振込むこと。																

農用地利用集積等促進計画(利用権設定・公社借入)

2. 共通事項
- この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

 - (1) 利用権の設定
1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。
 - (2) 借賃の変更
この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、利用権の設定等をす
る者(以下「甲」という。)、及び利用権の設定等を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員
会(市町村)が調整した額)に変更することができる。
 - (3) 借賃の支払猶予
災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。
また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。
 - (4) 転賃
甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。
 - (5) 借賃の増額又は減額
目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができ
る。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求す
ることができる。
増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調われないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。
 - (6) 境界の明示
甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。
 - (7) 解約にあたっての相手方の同意
甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。
 - (8) 修繕及び改良
ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。
イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができないう場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。
ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。
エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。
なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調われないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。
 - (9) 経常経費
ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。
イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。
ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。
エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。
オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。
 - (10) 賃貸借又は使用貸借の解除
乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
 - (11) 利用権の消滅
天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなつたときは、この農用地利用集積等促進計画の定め
るところにより設定された利用権は消滅する。
 - (12) 目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目
的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。
イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない。
 - (13) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定されている利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ない
ものと認められる場合にはこの限りではない。
 - (14) その他
この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町
村(農業委員会)が協議して定める。

3. 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
該当なし

請 求 書

¥

ただし、令和 年 月 日付け公告された農用地利用集積等促進計画に基づく年払賃借料として期間中（令和 年 月 日～令和 年 月 日）毎年11月25日まで支払うよう上記金額を請求する。

なお、手数料等 ¥ は毎年年払賃借料より差し引くことを了承いたします。

令和 年 月 日

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社
理事長 殿

住 所

氏 名

印

振 込 依 頼 書

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社
理事長 殿

住 所

氏 名

印

貴会社から当方に支払われる年払賃借料は手数料等差し引きのうえ、下記の指定金融機関の預金口座へ振込み願います。なお、口座振込みの際、金融機関の発行する振込金受領書をもって領収書にかえさせていただきます。

記

振 込 金 額		¥		
指 定 口 座	農協 銀行	本店 支店	預金種別	普通
	フリガナ 口座名義			
	金融機関コード	口座番号		
	—			

※太枠内の部分についてご記入下さい。

農地中間管理事業借受希望申出書

宮城県農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）を活用し下記農用地等の賃借権設定をしたいので、下記承諾事項に同意し申出します。

なお、不動産業者の介入又は、事前に実質的な契約を締結した事実がないことを申し添えます。

令和 年 月 日

宮城県農地中間管理機構

公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 殿

申出者 住所
フリガナ
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日
電話番号

1. 農用地等の表示

- ・別紙のとおり

2. 承諾事項

- (1) 本申出書に記載の内容は、事業実施のため、必要に応じ、事業に関係する機関、団体、個人へ「情報開示」されることに同意すること。
- (2) 機構の借受期間が機構関連事業(※)の計画の決定（公告）時から15年以上ある農用地等については、機構関連事業が行われることがあること。

※ 機構関連事業とは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいい、機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業のことである。

なお、機構関連事業を実施する際には、事前に事業説明会等を開催します。
申出者の知らない間に機構関連事業が行われることはありません。

様式 3-2-1 号

(貸付けの相手方向け)

※機構関連事業に取り組む機運が高い地域の場合

機構関連事業について

○ 機構関連事業について

機構関連事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業をいいます。）は、農業経営の規模拡大、利用する農用地の集団化、農業への新規参入の促進を目的に、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構が貸付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

○ 機構関連事業の内容について

- ・ 機構関連事業は、県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠排水等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。
- ・ 事業実施地域については、県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。
なお、事業が実施される際には、事前に事業説明会等が開催されますので、借受者の知らない間に事業が行われることはありません。

○ 留意事項について

- ・ 機構から借り受けている農用地等を目的外用途に使用等した場合には、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき、機構関連事業の実施の有無に関わらず、機構が農用地等を貸し付けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行わなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)(以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転賃

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転賃してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなつたときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によつて生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に關し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

促進計画様式4-2号（添付資料）

【添付書類】

権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等
（農地所有適格法人以外）

整理番号	氏名又は名称	年 齢		農作業従事日数		権利設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)	
権利設定等を受ける土地の面積 (A)	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)	権利設定等を受ける者の世帯員の状況 (D)		権利設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)		権利設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)	
		世帯員	農業専従者 (うち15歳以上65歳未満の者)	種 類	数 量	種 類	数 量
農 地	農 地	男	主たる従事者	種 類	数 量	種 類	数 量
採草放牧地	採草放牧地	女	主として農業に従事する者	種 類	数 量	種 類	数 量
その他			その他の従事者	種 類	数 量	種 類	数 量
権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)	権利設定等を受ける者の世帯員の状況 (D)	雇用労働力 (年間延べ労働日数)		権利設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)		権利設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)	
	地域との農業における他の農業者との役割分担の状況 (H)						

(記載注意)

- (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等（以下「本書類」という。）は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画書（以下「促進計画書」という。）
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る促進計画書中に複数の権利設定等がある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設用に供される土地、開発して農用地又は農業用施設用に供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (4) (D) 欄の「主たる従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね 150 日以上者（自家農業労働日数が年間おおむね 150 日に達する者がいない場合は、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事する者）を、「その他の従事者」とは、主たる従事者以外でその農作業に従事する者をいう。

促進計画様式4-2号（添付資料）

【添付書類】

権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等

（農地所有適格法人）

整理番号		農地所有適格法人の名称		権利設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況（C）				権利設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況（F）		権利設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況（G）	
農地	権利設定等を受ける土地の面積（A） m ²	農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（B） m ²		事業の種類		事業の実施状況及び事業計画		種類	数量	種類	数量
		農畜産物名	関連事業等の内容	左記以外の事業の内容	現在	現在	現在				
農地				農業		左記以外の事業					
採草放牧地				3年前		3年前					
				2年前		2年前					
				1年前		1年前					
				初年度		初年度					
				2年目		2年目					
				3年目		3年目					
その他				権利取得後		権利取得後					
権利設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況（D）		農地所有適格法人の構成員の状況（D）		権利設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況（E）		権利設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況（E）					
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転	農地等の権利の種類	面積（m ² ）	法人と構成員との関係等の内容	氏名	住所	年間農業従事日数		年間農業従事日数	
								年間農業従事日数	見込み	年間農業従事日数	見込み
								前年実績	見込み	前年実績	見込み
雇用労働力（年間延日数）				人日							
権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響（H）								地域との農業における他の農業者との役割分担の状況（I）			

(記載注意)

- (1) 権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、権利の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えるものと認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超える場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C) 欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業(①農畜産物の原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (5) (C) 欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (6) (C) 欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用集積等促進計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (7) (D) 欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。
- (8) (D) 欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等における養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (9) (D) 欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。」
- (10) (E) 欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載する。
- (11) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (12) (E) 欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の公告の日を含む事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。

法人の行う耕作又は養畜の事業における責任者であること
ならびに耕作等農業に常時従事する者であることの証明書

市町村長 殿

市町村農業委員会長 殿

(役職) (氏名) (住所) が、弊社における農業事業に関する権限及び責任を有し、
地域との調整役として責任を持って対応できる者であり、また、常時従事者である
ことを証明いたします。

令和 年 月 日

住 所

法 人 名

代表者氏名

印

①金融機関

貯金口座振替依頼書

_____ 農業協同組合

支所
御中
支店

私（契約者）は宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）に支払う（貸借料）を口座振替によって支払うこととしたので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

令和 年 月 日

収 納 団 体 名		公益社団法人みやぎ農業振興公社		太枠内の部分についてご記入ください。		
契 約 者	契 約 者 番 号				料 金 等 の 種 類	貸 借 料
	住 所	〒 () TEL ()				印
	フリガナ 氏 名					
口 座 名 義	住 所	上記の住所と異なるときに記入してください。 〒 () TEL ()				お届け印 印
	フリガナ 氏 名	上記の氏名と異なるときに記入してください。				
	指 定 口 座	農 協		本所(本店) 支所(支店)	貯 金 種 別	1. 普 通 (組合員) 2. 当 座
		金 融 機 関 コ ー ド		口 座 番 号		
振 替 日		月 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)				

- 私（契約者）が支払うべき料金等について、貯金口座から引落しのうえ、お支払いください。なお、振替日に変更された場合には、変更後の振替日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 貯金の引落としにあたっては、当座勘定約定書または貯金規定にかかわらず、小切手の振出または貯金通帳および貯金払戻請求書の提出はいたしません。
- 貯金口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、公社の再指定する日までに入金いたします。
- この契約は、貴組合が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。
- この貯金口座振替について、かりに紛議が生じても、貴組合の責によるものを除き、貴組合にはご迷惑をかけません。

金融機関使用欄

- (不備返却時由)
1. 預金取引なし
 2. 印鑑相違
 3. 記載事項相違
〔 口座名義, 預金項目 〕
〔 口座番号 〕
 4. その他

②公社

貯金口座振替依頼書

_____ 農業協同組合

支所
御中
支店

私（契約者）は宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）に支払う（貸借料）を口座振替によって支払うこととしたので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

令和 年 月 日

収 納 団 体 名		公益社団法人みやぎ農業振興公社		太枠内の部分についてご記入ください。		
契 約 者	契約者番号				料金等 の種類	貸借料
	住 所	〒 () TEL ()				
	フリガナ 氏 名				印	
口 座 名 義	住 所	上記の住所と異なるときに記入してください。 〒 () TEL ()				
	フリガナ 氏 名	上記の氏名と異なるときに記入してください。			お届け印 印	
	指 定 口 座	農 協		本所(本店) 支所(支店)	貯金種別	1. 普 通 (組合員) 2. 当 座
		金 融 機 関 コ ー ド		口 座 番 号		
振 替 日		月 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)				

- 1 私（契約者）が支払うべき料金等について、貯金口座から引落しのうへ、お支払ください。なお、振替日が変更された場合には、変更後の振替日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 2 貯金の引落としにあたっては、当座勘定約定書または貯金規定にかかわらず、小切手の振出または貯金通帳および貯金払戻請求書の提出はいたしません。
- 3 貯金口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、公社の再指定する日までに入金いたします。
- 4 この契約は、貴組合が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。
- 5 この貯金口座振替について、かりに紛議が生じても、貴組合の責によるものを除き、貴組合にはご迷惑をかけません。

金融機関使用欄

(農協照合印)

③契約者

貯金口座振替依頼書

_____ 農業協同組合

支所
御中
支店

私（契約者）は宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）に支払う（貸借料）を口座振替によって支払うこととしたので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

令和 年 月 日

収 納 団 体 名	公益社団法人みやぎ農業振興公社	太枠内の部分についてご記入ください。			
契 約 者	契 約 者 番 号			料 金 等 の 種 類	貸 借 料
	住 所	〒 (-) TEL ()			
	フリガナ 氏 名				印
口 座 名 義	住 所	上記の住所と異なるときに記入してください。 〒 (-) TEL ()			
	フリガナ 氏 名	上記の氏名と異なるときに記入してください。			お届け印
	指 定 口 座	農 協	本所(本店) 支所(支店)	貯 金 種 別	1. 普 通 (組合員) 2. 当 座
		金 融 機 関 コ ー ド	口 座 番 号		
振 替 日	月 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)				

- 1 私（契約者）が支払うべき料金等について、貯金口座から引落しのうへ、お支払ください。なお、振替日が変更された場合には、変更後の振替日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 2 貯金の引落としにあたっては、当座勘定約定書または貯金規定にかかわらず、小切手の振出または貯金通帳および貯金払戻請求書の提出はいたしません。
- 3 貯金口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、公社の再指定する日までに入金いたします。
- 4 この契約は、貴組合が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。
- 5 この貯金口座振替について、かりに紛議が生じても、貴組合の責によるものを除き、貴組合にはご迷惑をかけません。

顧客番号							
7	1	2	4	4	7	9	4

口振番号
01

①お客様控

お名前 お申込者	申込年月日		年	月	日
	市外局番		局番	番号	
	〒				
ご住所		都道 府県	区市郡	町	

預金口座振替登録書(集金代行)

収納企業名	三菱UFJニコス株式会社(NICOS)	振替日・払込日	27日もしくは12日(休業日の場合はその翌営業日)
-------	---------------------	---------	---------------------------

私は、三菱UFJニコスから請求された金額を私名義の預金から口座振替により支払うことにしたいので、②金融機関控記載の預金口座振替規定条項を確約の上依頼します。なお、本書は三菱UFJニコス以外の請求については使用できないものとします。

口座名義人 (預金者のお名前)	フリガナ
--------------------	------

— お客様へ —

- 本件預金口座振替分のご通帳上の表示はN.S.、ニコス、NICOS、クレジット、カブ等となる場合がありますのでご了承ください。
- お振替内容のご照会につきましては直接ご契約先へお願いします。
- ご入金振替日・払込日の前日迄にお願いします。
- 金融機関の口座情報・ゆうちょ銀行の記号/番号のご記入に際しては、預金通帳等をご確認のうえ、お間違いのないようご記入願います。

ゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行のうちどちらか一つをご指定ください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関	ご指定口座	銀行 (本店) 御中	支店	出張所
		(信用金庫) (信用組合)		
		(農協) (協同) (労金)		
	①普通預金 (総合口座)	②当座預金	店番号	口座番号

番号は、右につめてご記入ください。

ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	記号 (科目がある場合はここに記入ください)	番号 (右づめてご記入ください)
	166341		0	
	払込先口座番号	00190-5-73326	払込先加入者名	三菱UFJニコス株式会社

番号は、右につめてご記入ください。
(注)最後は必ず「1」になります。
記入例②をご覧ください。

料金等の種類	貸借料等	金融機関コード	
振替金額	支払回数	開始年月	終了年月
		年 月	年 月
		A 当月上乗せ	
		円	

●指定する月にのみ振替を行う場合

指	定	月
月	月	月

●ボーナス月に上乗せを行う場合

ボーナス月	上乗せ金額
月	円

収納依頼企業名
〒981-0914 仙台市 青葉区 堤通雨宮町 4-17
公益社団法人みやぎ農業振興公社
022-275-9191

(収納企業使用欄)

顧 客 番 号									
7	1	2	4	4	7	9	4		

口振番号
0 1

②金融機関控
委託者→中央システムセンター

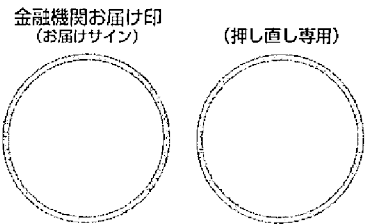
申込年月日 年 月 日

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収)④

収納企業名	三菱UFJニコス株式会社(NICOS)	振替日・払込日	27日もしくは12日(休業日の場合はその翌営業日)
-------	---------------------	---------	---------------------------

私は、三菱UFJニコスから請求された金額を私名義の預金から口座振替により支払うことにしたいので、下記預金口座振替規定条項を確約の上依頼します。なお、本書は三菱UFJニコス以外の請求については使用できないものとします。

口座名義人 (預金者のお名前)	フリガナ
--------------------	------



ゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行のうちどちらか一つをご指定ください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関	ご指定口座	銀行	(本店)	御中
		(信用金庫) (信用組合)	(支店)	
		(農協) (漁協) (労金)	(出張所)	
	①普通預金 (総合口座)	②当座預金	店番号	口座番号



金融機関使用欄	検印
	印鑑照合
	受付印

ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	記号 (右桁目がある場合は右欄にご記入ください)	番号 (右づめでご記入ください)
	166341		0	
	払込先口座番号	00190-5-73326	払込先加入者名	三菱UFJニコス株式会社

料金等の種類	賃借料等	金融機関コード
--------	------	---------

預金口座振替規定(ゆうちょ銀行を除く)

- 預金の支払手続については、当座勘定約定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しまたは普通預金払戻請求書を提出いたしませんから貴店所定の方法で処理してください。なお、振替日の変更された場合は請求書に記載された日付をもって処理されてもさしつかえありません。
- 指定預金口座の残高が振替日において引落請求額の金額に満たないときは、私に通知することなく引落請求額を返却されても又、指定日以降に再度振替えられても異議ありません。
- この預金口座振替契約は貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。
- 上記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があっても本書は有効として扱われてさしつかえありません。
- この取引について十分に紛議が生じても貴店あるいは三菱UFJニコス株式会社の責によるものを除き、すべて私と収納依頼企業との間において解決するものとし、貴店および三菱UFJニコス株式会社には一切迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

収納依頼企業名
〒981-0914 仙台市 青葉区 堤通兩宮町 4-17
公益社団法人みやぎ農業振興公社
022-275-9191

※預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記該当箇所にO印をつけて三菱UFJニコスへご返送ください。

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1.印鑑相違 | 2.預金種目相違 | 3.印鑑不鮮明 |
| 4.名義人相違 | 5.口座番号相違 | 6.預金取引なし |
| 7.支店名相違 | 8.その他() | |

【不備返送先】

〒274-8790 日本郵便株式会社船橋東郵便局私書箱第30号
三菱UFJニコス株式会社 中央システムセンター 宛

顧 客 番 号									
7	1	2	4	4	7	9	4		

口振番号
0 1

③ 契約先控

お申込者	お名前											申込年月日	年	月	日		
												市外局番	局番	番号			
	ご住所																
										都道	区	府県	市郡	町			
										府県	市郡	町					

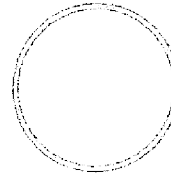
預金口座振替登録書(集金代行)

収納企業名	三菱UFJニコス株式会社(NICOS)	振替日・払込日	27日もしくは12日(休業日の場合はその翌営業日)
-------	---------------------	---------	---------------------------

私は、三菱UFJニコスから請求された金額を私名義の預金から口座振替により支払うことにしたいので、②金融機関控記載の預金口座振替規定条項を確約の上依頼します。なお、本書は三菱UFJニコス以外の請求については使用できないものとします。

□座名義人 (預金者のお名前)	フリガナ	
--------------------	------	--

金融機関お届け印



ゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行のうちどちらか一つをご指定ください。

ゆうちょ銀行 以外の金融機関	ご指定 □座	銀行 (本店)			御中
		支店 (出張所)			
		① 普通預金 (貯蓄口座)	② 当座預金	店番号	口座番号

ゆうちょ銀行	種目コード	契約別コード	記号 (6桁目がある場合は8桁目にご記入ください)	番号 (右づめでご記入ください)
	166341		0	
払込先 口座番号	00190-5-73326		払込先 加入者名	三菱UFJニコス株式会社

料金等の種類	貸借料等	金融機関コード	
--------	------	---------	--

振替金額	支払回数	開始年月	終了年月	A 当月上乗せ
		年 月	年 月	円

●指定する月のみ振替を行う場合

指	定	月	月	月	月
月	月	月	月	月	月

●ボーナス月上乗せを行う場合

ボ	ー	ナ	ス	月	上	乗	せ	金	額
月	月	月	月	円					

制度 / 商品	
---------	--

提携先使用欄	
--------	--

収納依頼企業名
〒981-0914 仙台市 青葉区 堤通兩宮町 4-17
公益社団法人みやぎ農業振興公社
022-275-9191

● 請求データは、口座情報・ゆうちょ銀行の記号/番号をご確認のうえ、お間違いのないようご作成ください。

● 口座振替依頼書は、お客様の署名・捺印がある2枚目の②金融機関控のみをご送付ください。

①金融機関

貯金口座振替依頼書

_____ 農業協同組合

支所
御中
支店

私（契約者）は宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）に支払う（貸借料）を口座振替によって支払うこととしたので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

令和 年 月 日

収 納 団 体 名		公益社団法人みやぎ農業振興公社		太枠内の部分についてご記入ください。		
契 約 者	契 約 者 番 号				料 金 等 の 種 類	貸 借 料
	住 所	〒 () TEL ()				
	フリガナ 氏 名				印	
口 座 名 義	住 所	上記の住所と異なるときに記入してください。 〒 () TEL ()				
	フリガナ 氏 名	上記の氏名と異なるときに記入してください。			お届け印 印	
	指 定 口 座	農 協		本所(本店) 支所(支店)	貯 金 種 別	1. 普 通 (組合員) 2. 当 座
		金 融 機 関 コ ー ド		口 座 番 号		
振 替 日		月 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)				

- 私（契約者）が支払うべき料金等について、貯金口座から引落しのうえ、お支払いください。なお、振替日が変更された場合には、変更後の振替日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 貯金の引落としにあたっては、当座勘定約定書または貯金規定にかかわらず、小切手の振出または貯金通帳および貯金払戻請求書の提出はいたしません。
- 貯金口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、公社の再指定する日までに入金いたします。
- この契約は、貴組合が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。
- この貯金口座振替について、かりに紛議が生じても、貴組合の責によるものを除き、貴組合にはご迷惑をかけません。

金融機関使用欄

(農協照合印)

1. 預金取引なし
2. 印鑑相違
3. 記載事項相違
{ 口座名義, 預金項目 }
4. その他
{ 口座番号 }

②公社

貯金口座振替に関する届出書

_____ 農業協同組合

支所
御中
支店

私（契約者）は宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）に支払う（貸借料）を口座振替によって支払うこととしたので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

令和 年 月 日

収納団体名		公益社団法人みやぎ農業振興公社		太枠内の部分についてご記入ください。		
契約者	契約者番号				料金等の種類	貸借料
	住所	〒 () TEL ()				
	フリガナ 氏名				印	
口座名義	住所	上記の住所と異なるときに記入してください。 〒 () TEL ()				
	フリガナ 氏名	上記の氏名と異なるときに記入してください。			お届け印 印	
	指定口座	農協		本所(本店) 支所(支店)	貯金種別	1. 普通(組合員) 2. 当座
		金融機関コード		口座番号		
振替日		月 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)				

- 1 私（契約者）が支払うべき料金等について、貯金口座から引落しのうえ、お支払ください。なお、振替日が変更された場合には、変更後の振替日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 2 貯金の引落としにあたっては、当座勘定約定書または貯金規定にかかわらず、小切手の振出または貯金通帳および貯金払戻請求書の提出はいたしません。
- 3 貯金口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、公社の再指定する日までに入金いたします。
- 4 この契約は、貴組合が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。
- 5 この貯金口座振替について、かりに紛議が生じても、貴組合の責によるものを除き、貴組合にはご迷惑をかけません。

金融機関使用欄	(農協照合印)
---------	---------

③契約者

貯金口座振替依頼書

_____ 農業協同組合

支所
御中
支店

私（契約者）は宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）に支払う（貸借料）を口座振替によって支払うこととしたので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

令和 年 月 日

収納団体名	公益社団法人みやぎ農業振興公社	太枠内の部分についてご記入ください。			
契約者	契約者番号			料金等の種類	貸借料
	住所	〒 () TEL ()			
	フリガナ 氏名				印
口座名義	住所	上記の住所と異なるときに記入してください。 〒 () TEL ()			
	フリガナ 氏名	上記の氏名と異なるときに記入してください。			お届け印 印
	指定口座	農協	本所(本店) 支所(支店)	貯金種別	1. 普通(組合員) 2. 当座
		金融機関コード	口座番号		
振替日	月 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)				

- 1 私（契約者）が支払うべき料金等について、貯金口座から引落しのうえ、お支払ください。なお、振替日が変更された場合には、変更後の振替日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 2 貯金の引落としにあたっては、当座勘定約定書または貯金規定にかかわらず、小切手の振出または貯金通帳および貯金払戻請求書の提出はいたしません。
- 3 貯金口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、公社の再指定する日までに入金いたします。
- 4 この契約は、貴組合が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。
- 5 この貯金口座振替について、かりに紛議が生じても、貴組合の責によるものを除き、貴組合にはご迷惑をかけません。

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後には農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。))が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調われないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができないうる場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調われないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなつたときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなつたときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならぬ。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に關し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

促進計画様式4-3号（添付資料）

【添付書類】

権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等
（農地所有適格法人以外）

整理番号	氏名又は名称	年 齢		農作業従事日数		権利設定等を受ける者の主な畜産の飼育状況（E）		権利設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況（F）	
		性別	年齢	種類	数量	種類	数量	種類	数量
権利設定等を受ける土地の面積 (A)	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（B） ㎡	権利設定等を受ける者の世帯員の状況（D） 農作業従事及び雇用労働力の状況（D）		雇用労働力 （年間延べ 労働日数）	権利設定等を受ける者の世帯員の 営作目 （C）	権利設定等を受ける者の世帯員の 営作目 （C）		権利設定等を受ける者の世帯員の 営作目 （C）	
		世帯員	農業専従者 （うち15歳以上65歳未満の者）			種類	数量	種類	数量
		男	主たる従事者			人			
農 地	農 地								
採 草 放牧地	採 草 放牧地	その他の従事者	主として農業に従事する者	人					
その他		人	従として農業に従事する者	人					
権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響（G）	地域との農業における他の農業者との役割分担の状況（H）								

（記載注意）

- (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等（以下「本書類」という。）は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画書（以下「促進計画書」という。）
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る促進計画書中に複数の権利設定等がある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設等に供される土地、開発して農用地又は農業用施設のために供される土地とすることが適当な土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (4) (D) 欄の「主たる従事者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね 150 日以上（自家農業労働日数が年間おおむね 150 日に達する者がいない場合は、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事する者）を、「その他の従事者」とは、主たる従事者以外でその農作業に従事する者をいう。

促進計画様式4-3号（添付資料）

【添付書類】

権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等

（農地所有適格法人）

整理番号		農地所有適格法人の名称		権利設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況（C）				権利設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況（F）		権利設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況（G）	
権利の設定等を受ける土地の面積（A）		権利設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（B）		事業の種類		左記以外の事業の内容		種		数	
m ²		m ²		現在		現在		種		数	
農地		農地		権利取得後		権利取得後		種		数	
採草放牧地		採草放牧地		権利取得後		権利取得後		種		数	
その他		その他		権利取得後		権利取得後		種		数	
				事業の実施状況及び事業計画							
				農業							
				左記以外の事業							
				3年前							
				2年前							
				1年前							
				初年度							
				2年目							
				3年目							
				権利設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況（D）				権利設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況（E）			
氏名・名称		法人への農地等の権利設定・移転		法人と構成員との取引関係等の内容		氏名		住所		年間農業従事日数	
議決権又は株式の数		面積（m ² ）		見込み		氏名		住所		年間農業従事日数	
										前年実績 見込み	
										前年実績 見込み	
										前年実績 見込み	
										前年実績 見込み	
										前年実績 見込み	
雇用労働力（年間延日数）				人日							
権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響（H）				地域との農業における他の農業者との役割分担の状況（I）							

(記載注意)

- (1) 権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、同一公告に係る記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、権利の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えるものと認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超える場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C) 欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業(①農畜産物の原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (5) (C) 欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (6) (C) 欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用集積等促進計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (7) (D) 欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。
- (8) (D) 欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等における養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数を記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (9) (D) 欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。」
- (10) (E) 欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載する。
- (11) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」欄には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (12) (E) 欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。

促進計画様式4-3号（添付資料）

【添付書類】

権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等
（農地所有適格法人以外の法人）

整理番号	法人の名称	権利設定等を受ける者の農業経営の状況等 （A）	権利設定等を受ける法人の主な畜産物の面積（B） m ²	権利設定等を受ける法人の主な畜産物の面積（C） m ²	権利設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 （D）				権利設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 （G）	
農地	農地	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（B） m ²	農地	権利設定等を受ける法人の主な畜産物の面積（C） m ²	氏名	役職名	住所	年間農業従事日数	種類	数量
								前年実績		
採草放牧地	採草放牧地	採草放牧地	採草放牧地	採草放牧地						
その他	その他	その他	その他	その他						
雇用労働力（年間延日数）					人日					
権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に耕作又は養畜の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響（H）					地域との農業における他の農業者との役割分担の状況（I）					

（記載注意）

- （1）（A）欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。
- （2）（C）欄の「賃借権等の設定を受ける法人の主たる生産作物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えたと認められるものの名称を記載する。
なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- （3）（D）欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている場所を記載する。
- （4）（D）欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積等促進計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の前年農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

促進計画参考様式1号

令和 年 月 日

〇〇市町村農業委員会 会長 様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇

農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について（依頼）

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第4項の規定により、標記計画案に対する意見を聴取します。

つきましては、内容を御確認いただき、意見がある場合はその内容を御回答くださるようお願いいたします。

【添付資料】

農用地利用集積等促進計画（案）

促進計画参考様式 2 号

本様式の写し（1 部）を機構へ提出

令和 年 月 日

〇〇市町村長 様

〇〇市町村農業委員会 会長

農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について（回答）

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 4 項の規定により、令和 年 月 日付け文書で依頼されました標記の件について、次により回答します。

【回答内容】

（意見なし）

提示された農用地利用集積等促進計画（案）の内容に意見はありません。

（意見あり）

提示された農用地利用集積等促進計画（案）の内容に、次により意見を出します。

意見内容：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

参考様式 1-1 号

【出し手用】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〒
住所

氏名 様
契約コード

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社
理 事 長

農地中間管理事業に係る農地賃貸借契約の期間満了について（お知らせ）

日頃から、農地中間管理事業をご利用いただきありがとうございます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日付で契約した農地について、令和〇〇年〇〇月〇〇日に契約期間が満了しますので、お知らせします。

なお、受け手（転借人）にも同様の通知を行っておりますが、再契約を希望する場合は、下記内容を確認の上、〇〇までご連絡願います。

記

- 1 貸借期間が満了する農用地等
別紙「農地明細」のとおり

お問い合わせ先:公益社団法人みやぎ農業振興公社
担い手育成部 農地集積班
TEL : 022-275-9192 (直通)
FAX : 022-275-9195

参考様式1-2号

農地明細

No.	所在地	面積 (㎡)	賃借料 (円・Kg)	耕作者 (転借人)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
合 計				

参考様式 2-1 号

【受け手用】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〒
住所

氏名 様
契約コード

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社
理 事 長

農地中間管理事業に係る農地賃貸借契約の期間満了について（お知らせ）

日頃から、農地中間管理事業をご利用いただきありがとうございます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日付で契約した農地について、令和〇〇年〇〇月〇〇日に契約期間が満了しますので、お知らせします。

なお、出し手（転貸人）にも同様の通知をしておりますが、再契約を希望する場合は、下記内容を確認の上、〇〇までご連絡願います。

記

- 1 貸借期間が満了する農用地等
別紙「農地明細」のとおり

お問い合わせ先：公益社団法人みやぎ農業振興公社
担い手育成部 農地集積班
TEL：022-275-9192（直通）
FAX：022-275-9195

参考様式2-2号

農地明細

No.	所在地	面積 (m ²)	賃借料 (円・Kg)	所有者 (転貸人)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
合 計				

●促進計画一括方式の場合

必要書類チェックリスト

管 理 番 号 : _____
 市 町 村 名 : _____
 出 し 手 氏 名 : _____
 受 け 手 氏 名 : _____

受 理 月 日 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 コ ピ ー 月 日 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 チ ェ ッ ク 月 日 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 提 出 月 日 : 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

チェック者	印	最終チェック者	印
-------	---	---------	---

市町村 → 機構

番号	様式・書類の種類		確認欄			備考
			受理状況	コピー	チェック	
1	促進計画様式1号	要請文書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農業委員会→機構 ※機構法第18条第11項
2	促進計画様式1-1号	農業委員会による確認書(貸借)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	促進計画様式2号	要請文書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市町村→機構 ※機構法第19条第2項
4	促進計画様式3-1号	貸付希望申出書	出し手	<input type="checkbox"/>		
5	促進計画様式3-1-1号	機構関連事業について	出し手	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※15年以上借り受ける場合
6	促進計画様式3-2-1号	機構関連事業について	受け手	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※機構関連事業に取り組む機運が高い地域の場合
7	促進計画様式4-3号	促進計画(一括方式)	出し手 受け手	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	原本は基本1部としますが、作成部数は市町村に委ねます。
		1 各筆明細	出し手 受け手	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8	促進計画様式4-3号	2 共通事項	出し手 受け手	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		添付書類				
9		農業経営の状況	受け手	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10	促進計画参考様式	常時従事することの証明書	受け手	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※一般法人が契約を行う場合、1人以上農業に常時従事することの証明書
11	様式5号	請求書・振込依頼書	出し手	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12	様式12号	貯金口座振替依頼書	出し手 受け手	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13	上記以外			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

機構 → 県

番号	様式・書類の種類		確認欄			備考
			提出状況			
1	認可申請書		【公社作成】	<input type="checkbox"/>		
2	実績一覧表		【公社作成】	<input type="checkbox"/>		
3	促進計画(一括方式)		【原本】	<input type="checkbox"/>		
		1 各筆明細	【原本】	<input type="checkbox"/>		
4	促進計画様式4-3号	2 共通事項	【原本】	<input type="checkbox"/>		
		添付書類				
5		農業経営の状況	【原本】	<input type="checkbox"/>		
6	促進計画参考様式	常時従事することの証明書	【原本】	<input type="checkbox"/>		※一般法人が契約を行う場合
7	上記以外			<input type="checkbox"/>		

機構 → 市町村(権限移譲)

番号	様式・書類の種類		確認欄			備考
			提出状況			
1	決定通知書		【公社作成】	<input type="checkbox"/>		
2	決定通知書(別表)		【公社作成】	<input type="checkbox"/>		
3	実績一覧表		【公社作成】	<input type="checkbox"/>		
4	促進計画(一括方式)		【原本】	<input type="checkbox"/>		原本は基本1部としますが、作成部数は市町村に委ねます。
		1 各筆明細	【原本】	<input type="checkbox"/>		
5	促進計画様式4-3号	2 共通事項	【原本】	<input type="checkbox"/>		
		添付書類				
6		農業経営の状況	【原本】	<input type="checkbox"/>		※一般法人が契約を行う場合
7	促進計画参考様式	常時従事することの証明書	【原本】	<input type="checkbox"/>		
8	上記以外			<input type="checkbox"/>		

相談カード（農地賃貸借）

- 農地中間管理事業
- 農地法3条

対応者

令和 年 月 日

市町村等：
所属先：
氏名：

(受け手希望農家)

郵便番号：(-)

住所：_____

氏名：_____

電話番号：_____

生年月日： S・H 年 月 日

農用地等

所 在	地 番	地 目		面 積	希望小作料	備 考
		登記簿	現況			
						貸借の場合
						・期間 年
						・小作料について
						10a 当り
						円
計	筆			m ²	0	

※希望する貸付先（受け手）の住所・氏名等

集落名：_____

住 所：_____

氏 名：_____

電話番号：_____

※賃貸料の振込先（出し手）

金融機関名	支 店 名	種 類	口座名義人（フリガナ）	口座番号
		普通 当座		

※賃貸料の引落先（受け手）

金融機関名	支 店 名	種 類	口座名義人（フリガナ）	口座番号
		普通 当座		

v 記載例（促進計画等）

農用土地利用誘導等促進計画(案)に定める一覧表

市町村名:

番号	地域計画		出し事(農産物産者)		受け手(農産物産者)		農産物販付		住所		年令月日	電話番号	氏名	フリガナ	郵便番号	農産物の所在地		項目		面積(㎡)	内容 (作物名)	専業農産物 (円)	地域計画(農産物 助成金交付)	農産物 の付随	土壌改良 の付随	農産物 の付随	農産物 の付随	農産物 の付随	農産物 の付随	農産物 の付随	農産物 の付随		
	氏名	フリガナ	郵便番号	氏名	フリガナ	郵便番号	農産物販付	農産物販付	農産物販付	農産物販付						農産物販付	農産物販付	農産物販付	農産物販付													農産物販付	農産物販付
1	●	●	123-4567	123-4567	123-4567	123-4567	●	●	●	●	S30.3.3	090-1234-5678	青木太郎	エキヤクジロウ	7034-321	00	00	123	農産物	農産物	1012.00	水田	13,000	有	農	農	農	農	農	農	農		
1	●	●	123-4567	123-4567	123-4567	123-4567	●	●	●	●	S30.3.3	090-1234-5678	青木太郎	エキヤクジロウ	7034-321	00	00	123	農産物	農産物	1012.00	水田	13,000	有	農	農	農	農	農	農	農	農	
1	●	●	123-4567	123-4567	123-4567	123-4567	●	●	●	●	S30.3.3	090-1234-5678	青木太郎	エキヤクジロウ	7034-321	00	00	123	農産物	農産物	1012.00	水田	13,000	有	農	農	農	農	農	農	農	農	農



農地中間管理事業貸付希望申出書

宮城県農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）を活用し下記農用地等の賃借権設定をしたいので、下記承諾事項に同意し申出します。

なお、不動産業者の介入又は、事前に実質的な契約を締結した事実がないこと

申出日を記入願います。

令和 年 月 日

宮城県農地中間管理機構

公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 殿

申出者住所	〇〇町●●●1111番地
フリガナ	
氏名	宮城野 次郎
生年月日	S 30年 3月 3日
電話番号	0123-456-7890



1. 農用地等の表示

- ・別紙のとおり

2. 承諾事項

(1) 「借受者」が見つからない場合は、事業の活用はできないこと。

(2) 「借受者」への転貸については、農地中間管理機構に一任すること。

(3) 本申出書に記載の内容は、事業実施のため、必要に応じ、事業に関係する機関、団体、個人へ「情報開示」されることに同意すること。

(4) 機構の借受期間が機構関連事業(※)の計画の決定（公告）時から15年以上ある農用地等については、機構関連事業が行われることがあること。

※ 機構関連事業とは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいい、機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業のことである。

なお、機構関連事業を実施する際には、事前に事業説明会等を開催します。申出者の知らない間に機構関連事業が行われることはありません。

農地中間管理事業借受希望申出書



宮城県農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）を活用し下記農用地等の賃借権設定をしたいので、下記承諾事項に同意し申出します。

なお、不動産業者の介入又は、事前に実質的な契約を締結した事実がないこと

申出日を記入願います。

令和 年 月 日

宮城県農地中間管理機構

公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 殿

申出者 住所 ○○町●●●●2222番地
フリガナ
氏名 宮城 太郎
生年月日 S 50年 5月 5日
電話番号 090-1234-5678



1. 農用地等の表示

- ・別紙のとおり

2. 承諾事項

- (1) 本申出書に記載の内容は、事業実施のため、必要に応じ、事業に関係する機関、団体、個人へ「情報開示」されることに同意すること。
- (2) 機構の借受期間が機構関連事業(※)の計画の決定（公告）時から15年以上ある農用地等については、機構関連事業が行われることがあること。

※ 機構関連事業とは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいい、機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業のことである。

なお、機構関連事業を実施する際には、事前に事業説明会等を開催します。申出者の知らない間に機構関連事業が行われることはありません。



農用地利用集積等促進計画 (権利設定・公社借入)

1. 各筆明細		市町村名 (同意印)		公告年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日												
整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(A)	(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長		(住所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号													
	利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所(B)	(氏名又は名称) 宮城野 次郎		(住所) 〇〇町●●●1111番地													
大字	所在	利用権を設定する土地(C)		利用権の設定内容(D)		利用権の設定する土地の(B)以外の権限者等(E)	備考(区域)										
		地番 枝番	地目	登記簿 現況	面積(m ²) 現況			利用権の種類	内容	借賃(円)	住所	氏名又は名称	権限の種類				
〇〇	〇〇	123	田	田	1,012.00	1,012.00	賃借権	水田	13,000								
〇〇	〇〇	124	田	田	1,012.00	1,012.00	賃借権	水田	13,000								
〇〇	〇〇	125	田	田	1,012.00	1,012.00	賃借権	水田	13,000								
合計		3筆			3,036.00 m ²	3,036.00 m ²			39,000 円	手数料	390 円						
利用権の設定内容(D)の各筆共通事項		存続期間 (始期及び終期)		令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日													
		借賃の支払方法		毎年11月25日までにし手(所有者)指定口座に手数料を差引、振込むこと。													



農用地利用集積等促進計画 (権利設定・公社貸付)

1. 各筆明細		市町村名 (同意印) 宮城		公告年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日								
整理番号	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(A)		宮城 太郎		(住所) 〇〇町●●●●222番地							
	権利を設定する者の氏名又は名称及び住所(B)		宮城 太郎 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長		(住所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号							
大字	在字	権利を設定する土地(C)		権利の設定する土地の(B)以外の権限者等(E)		備考 (区域)						
		地番 枝番	地目 現況	登記簿 面積(m ²)	利用権 の種類		内容	借賃 (円)	住所	氏名又は名称	権限の 種類	(同意印)
〇〇	〇〇	123	田	1,012.00	貸借権	水田	13,000					
〇〇	〇〇	124	田	1,012.00	貸借権	水田	13,000					
〇〇	〇〇	125	田	1,012.00	貸借権	水田	13,000					
合計		3筆		3,036.00 m ²			39,000 円	手数料	390 円			
権利の設定内容(D)の各筆共通事項		存続期間 (始期及び終期)		令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日		借賃の支払方法		毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。				

促進計画様式4-2号（添付資料）

【添付書類】

権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等
（農地所有適格法人以外）

農業従事者の合計人数は、世帯員の合計と同じ人数またはそれ以下の人数になります。（雇用労働者は含みません。）

年間の農業労働日数を記入してください。

整理番号	氏名又は名称	年齢	49
権利設定等を受け る土地の面積 (A)	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積	権利設定等を受ける者の世帯員の農業従事者及び雇用労働力の状況 (D)	250
今回契約する農地の面積を記入してください。	今回借り受ける面積を除く、現在の耕作面積を記入してください。	雇用労働力 (年間延べ労働日数)	
農地	3,036	世帯員	
採草放牧地	60,000	農業専従者 (うち15歳以上65歳未満の者)	
その他		150日以上従事	
		男	1人
		女	1人
		主たる従事者	2人
		主として農業に従事する者	人
		従として農業に従事する者	人
権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に耕作の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)		60～149日間で従事	
		なし	
		地域との農業における他の農業者との役割分担の状況 (H)	良好
		種別	トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 トラック 1台
		数量	

(記載注意)

- (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等（以下「本書類」という。）は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画書（以下「促進計画書」という。）欄は、同一公告に係る促進計画書中に複数の権利設定等がある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。
- (2) (A) 欄は、主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (3) (C) 欄は、主たる従事者とは、自家農業労働日数が年間おおむね 150 日以上に達する者がいない場合は、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農業作業がある限りこれに従事する者）を、「その他の従事者」とは、主たる従事者以外でその農作業に従事する者をいう。

【添付書類】

権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等
（農地所有適格法人）

権利設定等を受ける農地所有適格法人の名称		株式会社 ○○ファーム 代表取締役 ○○ ○○	
権利設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況（C）			
事業の種類		事業の実施状況及び事業計画	
農畜産物名	関連事業等の内容	左記以外の事業	
現在	現在		
水稲、肉用牛			
権利取得後	権利取得後		
水稲、肉用牛			
農地	3,036	農業	
採草放牧地		3年前	10,000,000
		2年前	10,000,000
		1年前	9,500,000
		初年度	11,000,000
		2年目	12,000,000
		3年目	13,000,000
		3年前	100,000
		2年前	
		1年前	
		初年度	
		2年目	
		3年目	
農地 100,000			
今回借り受ける面積を除く、現在の耕作面積を記入してください。			
その他			

権利設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況（D）				権利設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況（E）			
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		氏名	住所	年間農業従事日数	
		面積（㎡）	種類			前年実績	見込み
大崎 三郎	100			大崎 三郎	〇〇町口◆98番地	300	300
石巻 二郎	50			石巻 二郎	〇〇町口◆98番地	200	200
年間延日数				年間農業従事日数		前年実績	見込み
株式会社は株式（議決権のあるものに限る。）の数を記入してください。				年間農業労働日数		前年実績	見込み
						前年実績	見込み

権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に耕作又は養畜の事業が、農地所有適格法人の農業経営の状況等に及ぼすことの見込まれる影響	権利設定等を受ける者の農業経営の状況等
なし	良好

農用地利用集積等促進計画 (権利設定・公社借入, 公社貸付)



捺印

記載例

1. 各筆明細		市町村名 (同意印)		住所		公告年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
整理番号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所 (A)	(氏名又は名称) 宮城野 次郎		(住所) 〇〇町●●●●1111番地					
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (B)	(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長		(住所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号					
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (C)	(氏名又は名称) 宮城 太郎		(住所) 〇〇町●●●●2222番地					
所在地	地番 枝番	権利を設定する土地 (D)		権利の設定内容 (E)		権利の設定する土地の (A) 以外の権限者等 (F)		備考	
		登記簿 現況	面積 (㎡) 現況	権利の種類	内容	借賃 (円)	住所		氏名又は名称 種類 (同意印)
〇〇	〇〇	田	1,012.00	貸借権	水田	13,000	〇〇町●●●●3333番地 東北 花子	東北	
〇〇	〇〇	田	1,012.00	貸借権	水田	13,000			
〇〇	〇〇	田	1,012.00	貸借権	水田	13,000			
合計	3筆		3,036.00	㎡		39,000	円	手数料 390	
権利の設定内容 (D) の各筆共通事項		存続期間 (始期及び終期)		令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日					
		借賃の支払方法							

共有持ち分により所有者が複数いる場合や相続未登記で相続人が複数いる場合は、こちらにご記入ください。
※相続未登記の場合は、必ず相続関係図を添付願います。

請求書兼振込依頼書の記入上の注意

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

促進計画様式5号
(借入れ)

記入例

請 求 書

¥ 0,000

ただし、令和 年 月 日付け公告された農用地利用集積等促進計画に基づく年払
貸借料として期間中（令和 年 月 日～令和 年 月 日）毎年11月25日まで支
払うよう上記金額を請求する。

なお、手数料等 ¥ 00 は毎年年払貸借料より差し引くことを承いたします。

令和 年 月 日

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社
理事長 殿

住 所 ○○町●●●2222番地

氏 名 宮城 太郎

宮城印

振 込 依 頼 書

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社
理事長 殿

住 所 ○○町●●●2222番地

氏 名 宮城 太郎

5

宮城印

貴公社から当方に支払われる年払貸借料は手数料等差し引きのうえ、下記の指定金
融機関の預金口座へ振込み願います。なお、口座振込みの際、金融機関の発行する振
込金受領書をもって領収書にかえさせていただきます。

記

振 込 金 額		¥ 0,000					
指 定 口 座	① □□ 農協 銀行	△△ 本店 支店	② 預金種別 普通				
	フリガナ 義	③ ミヤギ タロウ 宮城 太郎					
	金融機関コード	口座番号					
	- ④	1	2	3	4	5	6

※太枠内の部分についてご記入下さい。

- ① 指定口座の銀行名、支店名を記入してください。
- ② 指定口座の預金種別を記入してください。
- ③ 指定口座の名義を記入してください。
(フリガナも忘れずに記入をお願いします。)
- ④ 7桁の口座番号を記入してください。
- ⑤ 契約者の印鑑を、二カ所に押してください。
(※共有者がいる場合は、その方も含め押印願います。)

貯金口座振替依頼書の記入上の注意

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

※3枚つづりになっておりますので記入する場合は黒ボールペンで記入してください。

※押印箇所は2カ所×3枚で計6カ所となります。

※3枚目は本人控えとなりますので保管願います。

促進計画様式 6-3号

◎契約者

貯金口座振替依頼書

促進計画様式 6-2号

◎公社

貯金口座振替依頼書

促進計画様式 6-1号

①金融機関

貯金口座振替依頼書

農業協同組合

支所 御中
支店

私（契約者）は宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）に支払う（貸借料）を口座振替によって支払うこととしたので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

令和 年 月 日

取納団体名	公益社団法人みやぎ農業振興公社	太枠内の部分についてご記入ください。
契約者番号		料金等の種類 貸借料
① 契約者	住所	〒() TEL()
	フリガナ	
③ 引落先口座の名義人	住所	上記の住所と異なるときに記入してください。 〒() TEL()
	フリガナ	上記の氏名と異なるときに記入してください。
⑤ 引落先口座の農協名、支店名	農協	本所(本店) 貯金種別 1.普通(組合員) 支所(支店) 2.当座
	金融機関コード	口座番号
振替日	月 日	(金融機関休業日の場合は翌営業日)

1 私（契約者）が支払うべき料金等について、貯金口座から引落しのうえ、お支払いください。なお、振替日が変更された場合には、変更後の振替日をもって処理されてもさしつかえありません。

2 貯金の引落しにあたっては、当座勘定約定書または貯金規定にかかわらず、小切手の振出または貯金通帳および貯金払戻請求書の提出はいたしません。

金融機関 (不備返却時由)
1. 預金取引なし
2. 印鑑相違
3. 記載事項相違
(口座名義、預金項目、)

① 契約者の住所、氏名、フリガナ、電話番号を記入してください。(3枚すべて)

② 契約者の印鑑を押してください。(3枚すべて)

③ ①と引落先口座の名義人が異なる場合記入してください。(3枚すべて)

④ 引落先口座の届出印を押してください。(3枚すべて)

⑤ 引落先口座の農協名、支店名を記入してください。(3枚すべて)

⑥ 7桁の口座番号を記入してください。(3枚すべて)

ご記入に際しての注意点

金融機関にお届けの印鑑を2枚目(②金融機関控)に鮮明にご捺印ください。(3枚目にもご捺印ください。)キャッシュカードをご利用の方でも、口座開設時に印鑑を届けた方は、暗証番号でなく必ずお届け印鑑をご捺印ください。(お届けサインの記入は可)

申込をされたお客さまのお名前

現在お住まいのご住所をお間違いなくご記入ください。

金融機関にお届けの名義をご記入ください。ご家族名義の口座でもご利用になります。(この記入例は、ご家族名義の口座をご利用になる場合の例です。)

口座振替をご利用になる金融機関名・支店名をご記入ください。

口座振替をご利用になる口座番号を右につめてお間違いなくご記入ください。

【裏面「記入例①」をご参照ください】

自動払込みをご利用になるゆうちょ銀行口座の記号・番号をご確認のうえ、お間違いなくご記入ください。**8桁に足りない番号は右につめてご記入ください。最後は必ず「1」になります。**

【裏面「記入例②」をご参照ください】

「金融機関お届け印」欄のご捺印が不鮮明となった場合に「押し直し専用」欄にご捺印ください。

申込書(集金代行)

収入企業名 三菱UFJニコス株式会社(NICOS) 振替日-払込日 27日もしくは12日(休日の場合はその翌営業日)

お名前 鈴木 ひろし

お住まいの住所 〒113-8411 東京都文京区本郷3-33-5

口座振替 口座名義人(ご家族) 鈴木 ひろ子

ゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行のうちどちらか一つをご指定ください。

ゆうちょ銀行 種目コード 166341 記号 7654321 口座番号 00190-5-73326

金融機関コード 00190-5-73326

金融機関名 三菱UFJニコス株式会社

申込書(集金代行) 目録は12日(休日はその翌営業日)に送付いたします。送付料は別途お見積りいたします。

押し直し専用

vi 様式集（合意解約等）

農地賃貸借変更手続き一覧表

変更事項	申請者	変更理由	申請書類	様式番号	添付書類
解 約	貸 主 (土地所有者)	合意による 解約	・農地賃貸借合意解 約願	1	・登記簿謄本 (要約書でも可) ※一部解約の場合のみ ・賃借料請求書兼振 込依頼書
			・合意解約書	2-1	
			・農地法の規定によ る通知書	3-1	
	借 主 (耕作者)	合意による 解約	・農地賃貸借合意解 約願	1	・印鑑証明書
			・合意解約書	2-2	
			・農地法の規定によ る通知書	3-2	
契約者の変更	貸 主 (土地所有者)	貸主の死亡 のため	・農地賃貸借変更申 込書	4	・原因証書（登記事 項証明書等） ・賃借料請求書兼振 込依頼書
			・農地賃貸借変更契 約書	5	
賃借料の変更	貸 主 (土地所有者)	賃借料の見 直しのため 等	・農地賃貸借変更申 込書	4	・賃借料請求書兼振 込依頼書
			・借賃変更協議書	7-1	
	借 主 (耕作者)	賃借料の見 直しのため 等	・農地賃貸借変更申 込書	4	
			・借賃変更協議書	7-2	
賃借料の変更 (従前地→換地の 場合)	貸 主 (土地所有者)	賃借料の見 直しのため 等	・農地賃貸借変更申 込書	4	・賃借料請求書兼振 込依頼書
			・借賃変更協議書	7-1	
			・賃借料及び手数料 の変更	7-1 (別紙)	
	借 主 (耕作者)	賃借料の見 直しのため 等	・農地賃貸借変更申 込書	4	
			・借賃変更協議書	7-2	
			・賃借料及び手数料 の変更	7-2 (別紙)	
賃借料の振込先・ 引落先の変更	貸 主 (土地所有者)	振込口座の 変更	・農地賃貸借変更申 込書	4	・賃借料請求書兼振 込依頼書
	借 主 (耕作者)	引落口座の 変更	・農地賃貸借変更申 込書	4	・口座振替依頼書
住所・電話番号・ 法人代表者の変更	貸 主 (土地所有者)	住所等の変 更	・連絡先等の変更に ついて	6	・変更が分かるもの の写し
	借 主 (耕作者)				

農地賃貸借契約合意解約願い

令和 年 月 日

宮城県農地中間管理機構
 公益社団法人 みやぎ農業振興公社
 理事長 殿

申出人 住所
 氏名 印

私こと、令和 年 月 日 付け 公告 第 号 により
 賃貸借契約した下記の農地について、下記の理由により賃貸借契約の一部・全部を合意解約
 願います。

記

1. 土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在		地番	地目		面積 (㎡)	備考
大字	字		登記簿	現況		
計						

2. 解約理由

農地賃貸借合意解約書

1. 賃貸借当事者の氏名（名称）及び住所

当事者の別	氏名（名称）	住所
賃貸人		
賃借人	公益社団法人 みやぎ農業振興公社	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号

2. 土地の表示

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
		台帳	現況		
計	筆				

3. 1) 合意が成立した日 令和 年 月 日
 2) 土地の引渡しの時期 令和 年 月 日

4. その他参考となるべき事項

上記のとおり解約について合意が成立したので、後日のため本書を二通作成し、当事者記名押印の上各自一通を所持する。

令和 年 月 日

賃貸人

印

賃借人 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
 宮城県農地中間管理機構
 公益社団法人 みやぎ農業振興公社
 理事長

印

農地賃貸借合意解約書

1. 賃貸借当事者の氏名（名称）及び住所

当事者の別	氏名（名称）	住所
賃貸人	公益社団法人 みやぎ農業振興公社	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
賃借人		

2. 土地の表示

土地の所在	地番	地目		面積（㎡）	備考
		台帳	現況		
計	筆				

3. 1) 合意が成立した日 令和 年 月 日
 2) 土地の引渡しの時期 令和 年 月 日

4. その他参考となるべき事項

上記のとおり解約について合意が成立したので、後日のため本書を二通作成し、当事者記名押印の上各自一通を所持する。

令和 年 月 日

賃貸人 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
 宮城県農地中間管理機構
 公益社団法人 みやぎ農業振興公社
 理事長 印

賃借人 印

農地法第18条第6項の規定による通知書

下記土地について賃貸借の解約をしたので、農地法第18条第6項及び同法施行規則第14条の3の規定により通知します。

令和 年 月 日

農業委員会長 殿

通知者（賃貸人）

⑩

通知者（賃借人） 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社
理事長

⑩

1. 賃貸借の当事者の氏名（名称）及び住所

当事者の別	氏 名（名称）	現 住 所
賃 貸 人		
賃 借 人	公益社団法人 みやぎ農業振興公社	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号

2. 土地の所在、地番、地目及び面積

土 地 の 所 在		地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
大 字	字		登記簿	現 況		
計		筆				

3. 賃貸借契約の内容

公 告 日 : 令和 年 月 日 付け公告
 契 約 期 間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 年間
 年 額 賃 借 料 : 円

4. 農地法第18条第1項ただし書の該当する事由の詳細

5. 賃貸借の申入れ、合意解約又は更新拒絶の通知をした日

解約の申入れをした日 令和 年 月 日
 更新拒絶の通知をした日 令和 年 月 日
 合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日
 合意による解約をした日 令和 年 月 日

6. 土地の引渡時期 令和 年 月 日

7. その他参考となる事項

農地法第18条第6項の規定による通知書

下記土地について賃貸借の解約をしたので、農地法第18条第6項及び同法施行規則第14条の3の規定により通知します。

令和 年 月 日

農業委員会長 殿

通知者（賃貸人） 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社
理事長 (印)

通知者（賃借人） (印)

1. 賃貸借の当事者の氏名（名称）及び住所

当事者の別	氏 名（名称）	現 住 所
賃 貸 人	公益社団法人 みやぎ農業振興公社	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
賃 借 人		

2. 土地の所在、地番、地目及び面積

土 地 の 所 在		地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
大 字	字		登記簿	現 況		
計		筆				

3. 賃貸借契約の内容

公 告 日 : 令和 年 月 日 付け公告
 契 約 期 間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 年間
 年 額 賃 借 料 : 円

4. 農地法第18条第1項ただし書の該当する事由の詳細

5. 賃貸借の申入れ、合意解約又は更新拒絶の通知をした日

解約の申入れをした日 令和 年 月 日
 更新拒絶の通知をした日 令和 年 月 日
 合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日
 合意による解約をした日 令和 年 月 日

6. 土地の引渡時期 令和 年 月 日

7. その他参考となる事項

農地賃貸借契約変更申込書

令和 年 月 日

宮城県農地中間管理機構
 公益社団法人 みやぎ農業振興公社
 理事長 殿
 (農業委員会会長経由)

住 所
氏 名 印

私こと、令和 年 月 日付、 (公告・告示) 第 号 により賃貸借契約した農地について、下記の通り変更したいので申し込みます。

記

1. 土地の表示及び変更内容

【変更前】

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	借賃 (円)	備考
		台帳	現況			
計	筆					

【変更後】

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	借賃 (円)	備考
		台帳	現況			
計	筆					

2. 変更事項

3. 変更理由

農地賃貸借変更契約書（契約者の変更）

賃貸人（以下「甲」という）及び賃借人（以下「乙」という。）は、 _____
により、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は2通作成して甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ1通所持する。

1. 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより乙に対して、別紙に記載する土地を賃貸する。

2. 賃貸借の期間

賃貸借の期間は、令和 年 月 日までとする。

3. 賃借料の額

賃借料は、金 _____ 円とする。

4. 経費負担区分、目的物の返還等について、平成 年 月 日付けで契約締結した内容
と同条件とする。

5. その他

その他この契約書に定めのない事項については、甲、乙が協議して定める。

令和 年 月 日

賃貸人（甲） 住 所 _____

氏 名 _____ 印

賃借人（乙） 所 在 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号 _____

宮城県農地中間管理機構

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

名 称 理事長 _____ 印

令和 年 月 日

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社
理事長 殿

住 所

氏 名

印

農地中間管理事業に関する連絡先等の変更について

私こと、令和 年 月 日付け で契約締結した内容について、下記のとおり
連絡先等（住所 ・ 電話番号 ・ 代表者）が変更になりましたので報告します。

記

	変更前	変更後
住所	〒	〒
電話番号		
代表者		

○添付書類

借 賃 変 更 協 議 書

賃貸人及び賃借人は、令和 年 月 日付け 公告第 号 にて公告の農用地利用集積計画に定める賃借について協議した結果、下記の通り合意したので、後日の証として本書3通を作成のうえ、各自1通を保有するとともに、1通を農業委員会に提出するものとする。

記

1. 当 初 借 賃 金 _____ 円

物納 _____ kg

2. 変 更 後 借 賃 金 _____ 円

物納 _____ kg

3. 変更後の借賃の適用期間 令和 年 ～ 令和 年

令和 年 月 日

賃貸人 住所： _____
氏名： _____ 印

賃借人 所在： 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社
名称： 理事長 _____ 印

借 賃 変 更 協 議 書

賃貸人及び賃借人は、令和 年 月 日付け 告示第 号 にて公告の農用地利用配分計画に定める賃借について協議した結果、下記の通り合意したので、後日の証として本書3通を作成のうえ、各自1通を保有するとともに、1通を農業委員会に提出するものとする。

記

1. 当 初 借 賃 金 _____ 円

物納 _____ kg

2. 変 更 後 借 賃 金 _____ 円

物納 _____ kg

3. 変更後の借賃の適用期間 令和 年 ～ 令和 年

令和 年 月 日

賃貸人	所在： 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
	宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社
	名称： 理事長 印
賃借人	住所： _____
	氏名： _____ 印

1. 賃借料及び手数料の変更

①賃借料の変更

土地の所在	地番	地目		変更前			変更後		
		台帳	現況	面積(m ²)	金納(円)	物納(kg)	面積(m ²)	金納(円)	物納(kg)
【変更前(従前地)】									
【変更後(本換地後)】									
合 計				0.00	0	0	0.00	0	0

②手数料の変更

	賃借料 (A)		手数料 (B)		差引	
	金納(円)A	物納(kg)	金納(円)B	物納(kg)	金納(円)A-B	物納(kg)
【変更前(従前地)】	0	0	0		0	0
【変更後(本換地後)】	0	0	0		0	0

1. 賃借料及び手数料の変更

①賃借料の変更

土地の所在	地番	地目		変更前			変更後		
		台帳	現況	面積(m ²)	金納(円)	物納(kg)	面積(m ²)	金納(円)	物納(kg)
【変更前 (従前地)】									
石巻市飯野字碓前	B-1	田	田	2,005.00	16,000				
石巻市飯野字大筒前西	B-2	田	田	5,137.00	41,100				
【変更後 (本換地後)】									
石巻市飯野字碓前	D-1	田	田				7,105.00	56,840	
合計				7,142.00	57,100	0	7,105.00	56,840	0

②手数料の変更

	賃借料 (A)		手数料 (B)		差引	
	金納(円)A	物納(kg)	金納(円)B	物納(kg)	金納(円)A-B	物納(kg)
【変更前 (従前地)】	57,100	0	571		56,529	0
【変更後 (本換地後)】	56,840	0	568		56,272	0

1. 賃借料及び手数料の変更

①賃借料の変更

土地の所在	地番	地目		変更前			変更後		
		台帳	現況	面積(m ²)	金納(円)	物納(kg)	面積(m ²)	金納(円)	物納(kg)
【変更前 (従前地)】									
石巻市皿貝字熊野堂	A-1	田	田	1,015.00		61			
石巻市皿貝字柴下	A-2	田	田	176.00		11			
【変更後 (本換地後)】									
石巻市皿貝字熊野堂	C-3	田	田				1,180.00		70
合計				1,191.00	0	72	1,180.00	0	70

②手数料の変更

	賃借料 (A)		手数料 (B)		差引	
	金納(円)A	物納(kg)	金納(円)B	物納(kg)	金納(円)A-B	物納(kg)
【変更前 (従前地)】	0	72	0	119	0	119
【変更後 (本換地後)】	0	70	0	118	0	118

III 參考資料

i 農地中間管理事業実施規程

公益社団法人みやぎ農業振興公社 農地中間管理事業規程

（事業実施の基本方針）

第1条 公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第3条に基づき宮城県において作成される農地中間管理事業の推進に関する基本方針に即して、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

（事業の推進体制）

第2条 公社は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の策定主体であり農地行政の基本単位である市町村、目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）の素案の作成を行う農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて、一体的に業務を推進するものとする。

2 公社は、地域コーディネーター（農地の所有者等への働きかけ、貸付先の掘り起こし等、現場活動を行う機構の職員）を地域別に配置し、市町村が地域計画を策定する際には、農業者等の協議の場（基盤法第18条第1項の協議の場をいう。）に積極的に参加するとともに、地域計画の策定に向けて、市町村及び農業委員会への積極的な協力を行うものとする。

3 公社は、法第19条の規定による市町村等の協力及び法第18条第11項の規定による農業委員会からの要請（以下「農業委員会の要請」という。）を活用しつつ、地域コーディネーターによる現場での調整活動を積極的に行い、農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を作成するものとする。

（事業を重点的に実施する区域）

第3条 公社は、地域計画の区域内において、農地中間管理事業を重点的に実施するものとする。

ただし、地域計画の区域以外の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く。）でも農地中間管理事業を実施することができる。

（事業対象農用地等）

第4条 公社が行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げるもの（以下「農用地等」という。）とする。

- 一 農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）及び採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。）（以下「農用地」という。）
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供され

る土地

三 農業経営基盤強化促進法施行規則第9条第2号に定める農業用施設の用に供される土地

四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

2 前項第3号に掲げる農業用施設の用に供される土地について実施する農地中間管理事業は、農用地と併せて当該事業を行う場合に限るものとする。

(事業実施に当たっての調整等)

第5条 公社が農地中間管理事業を行うに当たっては、国、県、市町村、農業委員会、県農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合、県農業協同組合中央会、土地改良区、県土地改良事業団体連合会、県農業改良普及センター、県農業大学校、県農業経営・就農支援センター、株式会社日本政策金融公庫等の関係機関、団体と十分連携して行うものとする。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第6条 公社は、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める基準により農地中間管理権を取得するものとする。

一 地域計画の区域内の農用地等については、目標地図の実現に向けて、遊休農地（所有者不明農地を含む。）を含め、積極的に農地中間管理権を取得するものとする。ただし、当該農用地等が、目標地図において「今後検討等」とされているなど、借受希望者が明確でない場合又は1号遊休農地の黄色区分（現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号の遊休農地のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできず、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地をいう。）であって、基盤整備事業による利用条件の改善が予定されていない場合はこの限りでない。

二 地域計画の区域外の農用地等については、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると認められる場合には、借受けを希望する者が見込まれないときを除き、農地中間管理権を取得することを検討するものとする。

2 公社は、前項にかかわらず、農用地等として利用することが著しく困難なものとして次に掲げるものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。

一 農業委員会による利用状況調査（農地法第30条）において再生利用が困難と判定されている農地

二 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないもの

(農地中間管理権の取得の方法)

第7条 公社は、地域計画の区域内の農用地等においては、地域計画の達成に資するよう、農業委員会等の関係機関と連携して、地域計画の区域内の農用地等の所有者等に対し、農地中間管理権の取得に向けた協議の申し入れを積極的に行うほか、農用地等の所有者からの申出に応じて協議を行う。この場合、農用地等の所有者等の意向を踏まえた上で、権利設定に当たっての具体的な内容（促進計画の記載事項である権利設定の始期・終期、存続期間、借賃、借賃の支払方法等）の協議を計画的に行う。

- 2 公社は、地域計画の区域外の農用地等において、農地中間管理権を取得する際には、農業委員会の要請又は法第 19 条第 2 項の規定による促進計画の案の提出があった場合を基本として、農用地等の所有者等との協議を行う。
- 3 公社は、一括方式（農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を同一の促進計画で行うことをいう。）によるほか、一括方式によらない場合であっても、公社が借受希望者に可能な限り短期間で貸し付けることができる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
- 4 農地中間管理権の存続期間又は残存期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう、原則として 10 年以上となるようにするものとする。
- 5 公社は、利用意向調査（農地法第 32 条及び第 33 条）によって公社への貸付けの意向が示され、又は公社と協議すべき旨の勧告（同法第 36 条）を受けた遊休農地について、遊休化の解消に向けた措置が講じられれば貸付けが行われると見込まれる場合には、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すとともに、遊休農地解消に向けた国等の予算事業の活用と併せて農地中間管理権の裁定に係る申請（同法第 37 条）を検討するものとする。
- 6 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

（農用地等の貸付けを行う方法（貸付先の決定ルール））

第 8 条 公社は、地域計画の区域内の農用地等において、促進計画の策定によって農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、基盤法第 19 条第 3 項の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（以下「農業を担う者」という。）に当該農用地等を貸し付けるものとする。また、農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付ける必要が生じた場合、市町村が、地域計画の変更を行った上で、当該変更後の地域計画に即して促進計画を定めることが原則となるが、次の一から三のいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外への権利の設定が「地域計画の達成に資する」ことを市町村が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付けることができるものとする。

- 一 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる等、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき
- 二 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき
- 三 農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける場合（目標地図の達成に支障を生じない場合に限る。）

- 2 公社は、地域計画の区域外の農用地等では、農業委員会の要請又は法第 19 条第 2 項の規定による促進計画の案の提出があった場合に、貸付けを行うことを基本とし、農業委員会又は市町村等から提出のあった促進計画の案について、次の各号の観点について十分に確認した上で、貸付先の決定を行う。また、公社のホームページに、当該計画について利害関係人が意見を提出することができる期間及び意見提出の方法（電子メール等）を明示した上で、意見徴収を行うものとする。
 - 一 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資するものであること。
 - 二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること。

と。

三 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること。

四 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること。

3 会社の貸付期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう、原則 10 年以上とするものとする。ただし、地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農用地等の再配分ができるよう措置するものとする。

4 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、貸付先に対し書面の交付により説明を行うものとする。

(農業経営の委託を受ける農用地等の基準)

第 9 条 会社は、農業経営の委託が、必ずしも一般的に行われているものではないことを踏まえ、貸借を基本とした上で、やむを得ない事情により、貸借が困難であると認められる場合に農業経営の委託の協議を行うものとする。

一 会社は、農業経営の受託者（会社から農業経営等の委託を受ける者をいう。以下同じ。）が特定されている場合に限り、委託者（会社に農業経営等の委託を行う者をいう。以下同じ。）と農業経営の委託の協議を行うものとする。

二 その他の基準については、「第 6 条 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」に準じるものとする。

(農業経営の受託の方法)

第 10 条 農業経営の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整（促進計画の記載事項である権利設定の始期・終期・存続期間、損益の算定基準、決済の相手方、決済の方法等）を行い、調整が整ったものを取り扱うこととし、委託の一括方式（委託者から会社への委託及び会社から受託者への委託を同一の促進計画で行うことをいう。以下同じ。）により取り扱うことを原則とする。

2 農業経営の受託に係る権利の存続期間又は残存期間については、会社が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。

3 その他の方法については、「第 7 条 農地中間管理権の取得の方法」に準じるものとする（第 7 条第 6 項を除く。）。

4 農業経営の受託に係る契約期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう、原則 10 年以上とするものとする。

(農業経営の委託を行う方法（受託者の決定ルール）)

第 11 条 農業経営の委託については、「第 8 条 農用地等の貸付けを行う方法(貸付先の決定ルール)」及び「第 10 条 農業経営の受託の方法」に準じるものとする。

(農作業の委託を受ける農用地等の基準)

第 12 条 会社は、地域計画の区域内の農用地等については、目標地図の実現に資する場合には、農作業を受託することができるものとする。

2 事業の効率的かつ効果的な実施の観点から、農作業の受託については将来的に農地中間管理権の設定に移行することが見込まれるものを対象とすることとし、会社が受託する農作業の種類につい

ては、農作業受委託（基幹三作業以上の受託）又は特定農作業受託とするものとする。

（農作業の受託の方法）

- 第 1 3 条** 農作業の受託に当たっては、あらかじめ、受託者の選定及び条件調整（促進計画の記載事項である農作業の内容、農作業の委託に係る始期・終期、契約期間、対価、支払方法等）を行い、調整が整ったのを取り扱うものとする。
- 2 対価の支払方法については、委託者及び受託者と協議の上、公社を経由しないで行うことを原則とする。
 - 3 促進計画に定められた農作業の経過及び結果については、受託者が書面等により作業内容ごとに記録し、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により公社に直接報告するとともに、委託者に対してもその写しを提供する。
 - 4 促進計画の定めのない事項（例：品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、委託者と受託者との間で適宜取り決めることとし、公社に対してもその内容を書面等により提供する。
 - 5 農作業の受託に係る契約期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう、原則 10 年以上とするものとする。

（農作業の委託を行う方法（受託者の決定ルール））

- 第 1 4 条** 農作業の委託については、「第 8 条 農用地等の貸付けを行う方法（貸付先の決定ルール）」及び「第 13 条 農作業の受託の方法」に準じるものとする。

（賃料の水準及び支払の方法）

- 第 1 5 条** 公社が借り受けるときの賃料及び公社が貸し付けるときの賃料については、当該地域における基盤整備の状況等が同程度の農用地等の借賃の賃料水準を基本とし、当該農地の生産条件等や農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮しながら、公社が相手方と協議の上決定することを原則とする。
- 2 公社が借り受けるとき及び公社が貸し付けるときの賃料の支払の方法については、公社が相手方と協議の上決定するものとする。

（委託料の水準及び決済等の方法）

- 第 1 6 条** 公社が農業経営を受託するとき及び公社が農業経営の委託をするときの農業経営に係る損益については、委託者に帰属する。

基本的な農業経営に係る損益の計算式及び決済の方法については、「農業経営に係る販売金額（共済金等を含む。）」から「農業経営に係る受託経費（受託報酬を含む。）」を差引き、販売金額が受託経費を上回った場合は受託者から委託者へ、販売金額が受託経費を下回った場合は委託者から受託者へ差額を支払うことを原則とする。具体的な損益の算定については、公社が委託者及び受託者と協議の上、決定することを原則とする。

- 2 公社が農作業を受委託するときの委託料については、公社が相手方と協議の上決定するものとする。

（農地中間管理権等の解除）

第 17 条 公社の有する農地中間管理権又は農業経営等の受託に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借、農業経営の受託又は農業作業の委託に係る契約の解除をするものとする。ただし、地域計画の区域内においては、当該区域内の農用地等の効率的かつ総合的な利用に向けて、関係機関が連携して新たな受け手の掘り起こしを行い、必要に応じて目標地図を変更することで、受け手の確保に努めるものとする。

- 一 農地中間管理権の取得後原則 1 年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- 二 農用地等の貸付けの終了後原則 1 年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- 三 農業経営の委託等を受け又は終了した後、農業経営の委託等を行うことができる見込みがないと認められるとき。
- 四 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

2 解除に当たっては、当該農用地等の所有者と十分に協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、公社にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

(農用地等の利用状況の報告等)

第 18 条 公社は、農業委員会の利用状況調査や農地パトロール、近隣住民からの通報等により、公社から賃借権の設定等を受けた農用地等を適正に利用していないおそれがあると判断した場合には、当該農用地等を現地確認し、適正な利用がなされていないときには、賃借権の設定等を受けた者に対して農用地等を適正利用するよう指導を行うものとする。

2 公社は、農用地等を適正に利用していないとして法第 21 条第 2 項の規定により賃貸借、使用貸借又は農作業の委託を解除する必要があるか否かの判断を行う上で必要な限度において、報告書の様式や提出期限等を示した上で、書面により農用地等の利用状況の報告を求めることができる。

(農地中間管理事業に係る手数料の徴収)

第 19 条 公社は、農地中間管理事業の実施に当たって手数料の徴収をすることとし、手数料の額及び徴収方法等については、「農地中間管理事業等実施細則」に別途定めるものとする。

(農地中間管理権を有する農用地等の利用条件の改善を図る業務の実施基準)

第 20 条 公社は、農用地等が所有者から公社に 10 年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件の改善を図る業務（法第 2 条第 3 項第 5 号に掲げる業務をいう。）を行うものとする。

- 一 当該農用地等の具体的な貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件の改善を希望しているとき。
- 二 利用条件の改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。
- 三 法第 24 条に定める研修事業の実施のために利用条件の改善が必要となったとき。

(農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制)

第 21 条 公社又は委託を受けた市町村等は、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット

等を通じて周知徹底を図るものとする。

(農用地等の管理)

第 2 2 条 公社は、農用地等の貸付けを行うまでの間、当該土地等を善良なる管理者の注意をもって管理（当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。）するものとする。

2 前項の管理を行うに当たっては、農用地等の管理費用の低減を図るため、当該農用地等を利用した農業経営を実施するものとする。

(農地中間管理事業に係る業務委託の基準)

第 2 3 条 公社は、農地中間管理事業の業務のうち別に定める業務について、市町村、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に対し、当該組織が委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で、委託する業務内容を明確にして、委託できるものとする。

2 公社は、市町村以外に業務委託を行った場合には、当該委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

3 公社は、透明性を担保する観点から、毎年度の事業計画等において委託する業務内容を明確にするとともに、委託コストの削減に努めるものとする。

(農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う研修事業の実施基準)

第 2 4 条 公社は、農地中間管理権を取得した農用地等において、新規就農希望者（農業後継者を含む。）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者（以下「新規就農希望者等」という。）に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うことができるものとする。

2 公社は、研修事業を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該研修の用に供する農用地等について、新たに農地中間管理権を取得するものとする。

3 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、研修生 1 名あたりおおむね 2 年以内とする。

4 本事業は、県農業経営・就農支援センター、県農業改良普及センター、県農業大学校、県農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合、担い手組織、地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

5 研修の実施に当たっては、新規就農希望者等が効率的かつ安定的な農業経営を目指し、青年等就農計画の認定を受けるよう促すものとする。

6 公社は、新規就農希望者等の農業の技術又は経営方法の習得状況を見極めたうえ、当該新規就農希望者等が希望する場合は、当該研修に係る農用地等の貸付けに配慮するものとする。

(共有者不明農用地等の対応)

第 2 5 条 公社は、共有持分を有する者の一人が判明しており、かつ、2 分の 1 以上の共有持分を有する者を確知することができない農用地等について促進計画を定めようとするときは、市町村が作成した促進計画の案に基づき、農業委員会に対し、不確知共有者に関する情報の探索を要請するものとする。

2 公社は、農業委員会から、不確知共有者のみなし同意（法第 22 条の 4 に規定する同意をいう。）の通知があったときは、当該農用地等に係る促進計画について宮城県知事に認可申請を行うものと

する。

(遊休農地への対応)

第26条 公社は、農地法第32条又は第33条に規定する利用意向調査において、所有者等が農地中間管理事業を利用する意思を表明した農地について、農業委員会から同法第35条に基づく通知があった場合、「第6条 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、当該農地の所有者等に対し、当該農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。

2 農地法第36条に基づき、農業委員会が農地中間管理権の取得について公社と協議すべきことを農地の所有者等に勧告した場合において、当該勧告を受けた者との協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、公社は、「第6条 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」を踏まえ、当該勧告に係る農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、同法第37条の規定に基づき、宮城県知事に対し、当該農地の農地中間管理権の設定に関し裁定を申請するものとする。

3 公社は、所有者等を確知することができない農地について、農業委員会から農地法第41条に基づく通知があった場合、「第6条 農地中間管理権を取得する農用地等の基準」を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、宮城県知事に対し、当該農地の利用権の設定に関し裁定を申請するものとする。

(農地中間管理事業評価委員会)

第27条 公社の代表者は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を公社の代表者に述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事業計画等)

第28条 公社は、法第9条第1項の規定に基づき、毎事業年度開始前に、農地中間管理事業に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、県知事の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

2 公社は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書をインターネットを利用して公表するものとする。

3 公社は、法第9条第4項の規定に基づき、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度終了後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらをインターネットを利用して公表するものとする。

(区分経理)

第29条 公社は、農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、当該事業に係る経理と農地中間管理事業に係る経理とを区分して整理するものとする。

(帳簿の記載)

第30条 公社は、法第11条の規定に基づき、農地中間管理権を保有する農用地等ごとに、貸付条件、賃貸料の受領額及び受領の年月日、賃借料の支払額及び支払いの年月日その他必要な事項を記載し、これを10年間保存するものとする。

(事業の休廃止)

第31条 公社は、農地中間管理事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、宮城県知事の認可を受けるものとする。

(不適正な事案が生じた場合の対応)

第32条 公社は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報情報の漏えいや賃料の誤收受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐこととする。

2 公社は、前項の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

(経過措置)

第33条 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条及び第10条の規定により市町村が定める農用地利用集積計画によって、公社が農地中間管理権の設定等を受け、又は賃借権の設定等を行う場合の取扱いについては、「第8条 農用地等の貸付けを行う方法」及び「第10条 農作業の委託を行う方法」に準じて行うものとする。

(その他)

第34条 この規程に定めるもののほか、農地中間管理事業の実施に必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この規程は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。（平成26年 3月31日）

附 則

この規程は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。（平成26年 5月16日）

附 則

この規程は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）第2条の規定の施行の日から施行する。（平成29年 9月 1日）

附 則

この規程は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。（平成29年12月 7日）

附 則

この規程は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。（令和元年1月 1日）

附 則

この規程は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。(令和2年 4月 1日)

附 則

この規程は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。(令和3年 5月21日)

附 則

この規程は、宮城県知事の認可のあった日から施行する。(令和5年 9月27日)

ii 農地中間管理事業等実施細則

農地中間管理事業等実施細則

公益社団法人みやぎ農業振興公社

平成26年 6月 5日施行

農地中間管理事業等実施細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）が「公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程」（以下「事業規程」という。）及び「公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理機構の事業の特例に関する規程」（以下「特例事業規程」という。）に定めるところにより、農用地等及び農業用施設用地又は混牧林利用地、開発して農地とすることが適当な土地の借入れ、貸付け、買入れ、売渡し、交換及び「農業機械・施設リース事業事務取扱要領」（以下「要領」という。）に定める農作業機械施設の再リースを行う場合に要する諸経費を手数料として徴収するのに必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収及び額)

第2条 公社は、前条に定める手数料を徴収するものとし、その額は別表のとおりとする。

(徴収の時期及び方法)

第3条 手数料は、「事業規程」及び「特例事業規程」並びに「要領」に定める手続により契約が成立し、その契約に基づく代金受領等のとき徴収するものとする。

(減 免)

第4条 理事長は、特別の事由があると認めるときは、手数料の一部又は全部を免除することができる。

(その他)

第5条 この細則に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は別に理事長が定めるものとする。

附 則

- 1 この細則は、「特例事業規程」が宮城県知事の承認のあった日から施行する。（平成26年6月5日）
- 2 農地保有合理化事業等実施細則（昭和50年4月1日施行）は廃止する。

別 表

種 別	単 位	金額又は率 (%)	摘 要
借入業務	借賃の	1.0%	調査、手続き、管理等に要する経費
貸付業務	貸賃の	1.0%	調査、手続き、管理等に要する経費
買入業務	買入価格の	1.0%	調査、手続き、管理等に要する経費
売渡業務	買入価格の	10,000千円まで1.5% 10,000千円を越す分 0.5%	調査、手続き、管理等に要する経費
農地の交換 業務	1 件につき	10,000円	調査、手続き、管理等に要する経費
農地の売買 特例による 交換業務	買入 1 件につ き 売渡 1 件につ き	10,000円 10,000円	調査、手続き、管理等に要する経費 (ほ場整備事業実施地区における農地の 交換の場合)
一時貸付業務	一時貸付料の	15%	調査、手続き、管理等に要する経費
機械等 リース業務	新規リー スは農家 負担リー ス料 (消 費税抜き) の 再リースは 1 件につき	2.0% (1,000円未満切 捨てで最低1,0 00円) 10,000円	調査、手続き、管理等に要する経費

ただし、農地の造成改良用地の売渡は、買入原価に造成費及び造成費に係る利息等公社負担分を加算した額の1.5%とする。

iii 農地中間管理事業における農業用施設等に係る取扱要領

農地中間管理事業における農業用施設等に係る取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）が農地中間管理事業により貸借する農用地等に設置済または設置予定の農業用施設等について、当該農用地等の返還時等に円滑に対応するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「農業用施設等」とは、農作物栽培高度化施設やビニールハウス等の栽培施設、果樹等の永年性作物をいう。

(農業用施設等に係る協議)

第3条 農用地等を公社から借り受ける場合は、当事者間で農業用施設等の内容および返還時または収去時の条件などについて協議を行わなければならない。

2 公社が促したにもかかわらず前項の協議が行われない場合、公社は農業用施設等設置農用地等の借り受けおよび貸し付けを行わないことがある。

(確認書等の作成)

第4条 前条により協議した結果は、確認書等に取りまとめ、当事者間で一部ずつ保管するものとする。

2 賃借人（受け手）は、前項で作成した確認書の写しを公社に提出しなければならない。

3 公社に提出した確認書の内容に変更や修正などが生じる場合、賃借人（受け手）は当事者間で協議を行ったうえでその結果を公社に報告しなければならない。

(農業用施設等の原状回復、収去)

第5条 賃借人（受け手）以外の者が設置した農業用施設等を、賃借人（受け手）が借り受けた場合の原状回復や収去については、確認書で取り決めた内容に基づくほか以下のとおりとする。

一 農業用施設等設置農用地等の契約期間中に当事者間で再契約の意向が確認できた場合、返還時における農業用施設等の原状回復や収去の履行を新たに設定される契約期間終了日まで延長することができる。

二 確認書で未定の原状回復に係る事項については、経年変化および通常の使用による消耗は農業用施設等の賃貸人（出し手）の負担とし、賃借人（受け手）の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による消耗は賃借人（受け手）の負担を原則とする。

2 公社は、確認書の有無にかかわらず農業用施設等の原状回復や収去に伴う調整、紛争には関与しない。

(農業用施設等の収去)

第6条 賃借人（受け手）が設置した農業用施設等の収去については、確認書で取り決めた内容に基づくほか以下のとおりとする。

一 農業用施設等設置農用地等の契約期間中に当事者間で再契約の意向が確認できた場合、農業用施設等の収去の履行を新たに設定される契約期間終了日まで延長することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、公社・賃貸人（出し手）・借借人（受け手）が協議し定める。

附則 この要領は令和4年3月10日から施行する。

別紙（参考様式）

確 認 書

賃貸人（出し手）及び賃借人（受け手）は、農地中間管理事業により貸借する農用地等において賃借人（受け手）が利用する上で実施する次の内容について確認し、同意した。

また、公益社団法人みやぎ農業振興公社には農業用施設等の原状回復に伴う紛争には関与せず、また農業用施設等の撤去の義務を負わないことについて了承しました。

1 農地の所在、地目及び面積

農用地等の所在				地目		面積 (㎡)
市町村	大字	字	地番	登記簿	現況	

2 利用目的、内容

3 返還時の原状回復

令和 年 月 日

賃貸人（出し手） 住 所

氏 名

Ⓔ

賃借人（受け手） 住 所

氏 名

Ⓔ

記載例

別紙（参考様式）

確 認 書

賃貸人（出し手）及び賃借人（受け手）は、農地中間管理事業により貸借する農用地等において賃借人（受け手）が利用する上で実施する次の内容について確認し、同意した。

また、公益社団法人みやぎ農業振興公社には農業用施設等の原状回復に伴う紛争には関与せず、また農業用施設等の撤去の義務を負わないことについて了承しました。

1 農地の所在、地目及び面積

農用地等の所在				地目		面積 (㎡)
市町村	大字	字	地番	登記簿	現況	

2 利用目的、内容

- ・施設イチゴ栽培のため、農作物栽培高度化施設を1棟設置する。
- ・リンゴ栽培のため、リンゴの木の植栽を設置する。
- ・育苗ハウス（パイプハウス）をすでに設置されており、引き続き活用する。

3 返還時の原状回復

<原状回復する場合>

- ・賃借人（受け手）は、利用権の存続期間が満了した場合には、原状回復したうえで返還するものとし、賃貸人（出し手）は、原状回復の義務を負わない。

<原状回復しない場合>

- ・賃借人（受け手）は、利用権の存続期間が満了した場合には、原状回復の義務を負わないものとし、現状有姿で返還するものとする。

<果樹等の場合>

- ・賃借人（受け手）は、利用権の存続期間が満了した場合には、原状回復の義務を負わないものとし、現状有姿で返還する。
- ・賃借人（受け手）は、利用権の存続期間が満了した場合には、原状回復したうえで返還するものとし、賃貸人（出し手）は、原状回復の義務を負わない。

令和 年 月 日

貸貸人（出し手） 住 所

氏 名

㊞

貸借人（受け手） 住 所

氏 名

㊞

iv 遊休農地解消緊急対策事業

遊休農地解消緊急対策事業

遊休農地を
活用し
経営規模を
拡大したい



～遊休農地の解消を支援します！～

遊休化している農地を有効活用しませんか！

本事業は、農地バンクが遊休農地を積極的に借受け、簡易な整備を行った上で、担い手に農地集積・集約化する取組です。

皆さんも本事業を積極的に活用しては如何でしょうか！

遊休農地を
解消して
担い手へ
任せたい



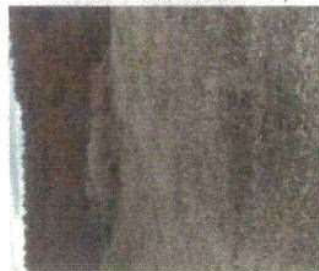
**解消前
(農地の出し手)**

農地バンクが借受け・貸付け

**解消後
(農地の受け手)**

<遊休農地の課題>

- ・病害虫発生の温床や鳥獣の餌場、隠れ場となり、周辺農地や農作物への被害拡大が懸念されます。



◎遊休農地は周辺農地に悪影響を及ぼすほか、農地の集積・集約化の支障となっています。

<事業内容>

- 対象農地
 - ・農振農用地区域内のうち草刈り等の簡易な整備で解消可能な遊休農地を対象とします。
 - ※実施を希望する農地が概ね1ha以上の団地化(半径500m以内)
 - (※借受けが見込まれる受け手の既存農地も団地化面積に含む。)
 - ・使用貸借のみを対象とします。(10年以上の農地中間管理権の設定)
- 整備内容
 - ・草刈り、耕起、整地等
- 交付額
 - ・43,000円/10aを上限



<解消後の農地>

- ・機構が借り受けた農地を解消した年度から翌年度までに受け手へ貸付けます。
- ・市町村やJ A、法人等が実施する研修事業に活用できます。

◎遊休農地を含めて地域内の農地を集積・集約化、経営規模を拡大していくためには、遊休農地の解消を進める必要があります。

遊休農地解消緊急対策事業

今後要綱協議等で要件
が変更する可能性あり

- 狭小・不整形等の条件が悪い農地については、地元負担のない基盤整備事業等で解消が可能であるが、簡易な整備（草刈り程度）で解消可能な遊休農地に対しては農地バンク等の自助努力に委ねられていたところ
- しかし、「目標地図」の実現に向けて、遊休農地を含めて地域内の農地を集積・集約化していくためには、自助努力のほかに、集中的に遊休農地の解消を進めていく必要
- 農地の集積・集約化には農地バンクの役割が重要であることから、農地バンクによる遊休農地解消事業を新設し、遊休農地の有効利用の加速化を図る

【対象農地】

- 農振農用地区域内のうち草刈り等の簡易な整備で解消可能な1号遊休農地（緑区分）
- 地域として、今後、持続的に利用すべきと判断した農地（実質化した人・農地プランに含む等）
- 使用貸借のみを対象
- ※ 所有者不明農地は補償金を供託する必要があることから本事業対象外

【簡易な整備内容】

- 草刈り、除礫、抜根、耕起・整地 等
- ※ 畦畔除去、暗渠設置、区画整理等は対象外（農地耕作条件改善事業で対応）

【交付額】

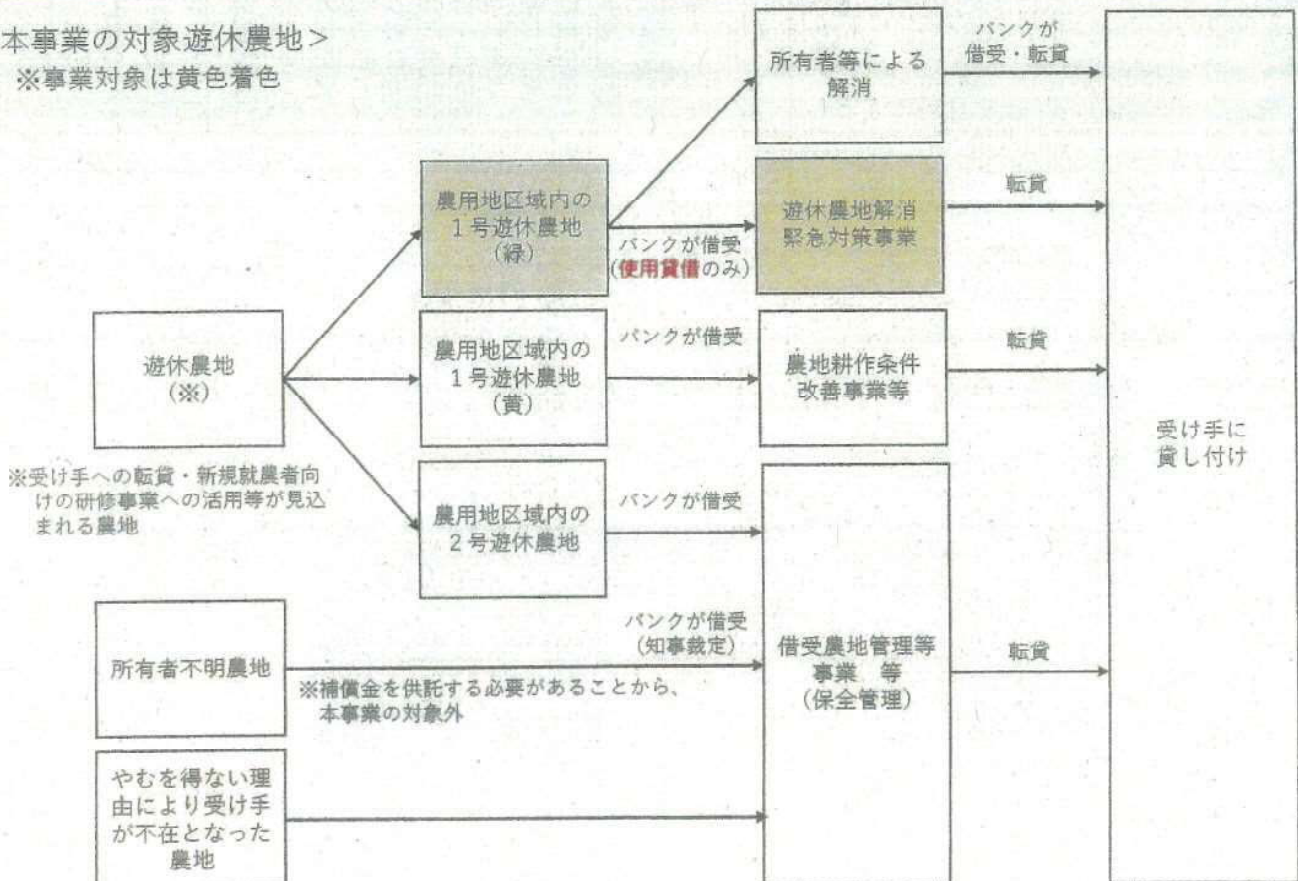
- 上限 43千円/10a（整備全体に対する交付額を想定） ※交付額は（P）
- ※ 整備費用が交付額を超えた場合は、所有者等からの徴収を想定

遊休農地解消緊急対策事業

今後要綱協議等で要件
が変更する可能性あり

<本事業の対象遊休農地>

※事業対象は黄色着色



v 担い手集積支援事業

「担い手集積支援事業」の概要について

～農地中間管理事業に係る手数料収益で担い手等を支援！～

(1) 賃借料手数料徴収の経緯等

① 徴収経緯

- ・ J Aによる合理化事業・円滑化事業開始後に、事業の統一性から手数料徴収依頼がなされ実施しました。（現在に至ります。）

② 徴収額

- ・ 賃借料に対して1%の手数料を毎年機構に収めていただくこととなります。（例示：賃借料10,000円の場合は100円となります。）
- ・ 物納案件については、地域毎に近傍類似の賃借料（標準賃借料）を基に金銭換算し、算定します。



③ 徴収方法

- ・ 農地所有者へは、賃借料から手数料を差し引いた額を指定口座へ振込みます。
- ・ 農地耕作者からは手数料を賃借料に上乗せした額を指定口座から引落します。

※手数料は、機構事業を推進するための地域や担い手農業者への支援、国の補助対象とならない経費等に活用されます。

(2) 賃借料手数料使途の3つのポイント

ポイント① ～担い手・地域等へ還元～ 令和元年度新規

1. 農地中間管理事業推進に資する公社単独事業費

① 担い手集積支援事業（担い手集積支援助成金）

- ※1 農地の集積・集約化に係る会議費用について助成金を交付
- ※2 集積・集約化された農地について助成金を交付

② 理事長特認事業

ポイント② ～円滑な精算事務への対応～ 継続

2. 農地中間管理事業に係る未収借賃に係る一時立替

（受け手の不測の事態における出し手への支払いの影響を軽減）

ポイント③ ～機構運営費への一部充当～ 継続

3. 農地中間管理事業に係る補助対象外経費への充当

（補助金で賄えない機構職員人件費等に充当）

(3) 担い手集積支援事業の概要

担い手集積支援助成金は、①地域タイプ ②集積タイプ ③集約化タイプの3つのタイプがあります。

地域ぐるみでの農地の集積・集約化に係る会議費用を支援

①地域タイプ

1万円以内／会議

まずは、
話し合いから
スタート!

- 1) 会場借上費
- 2) 資料印刷費
- 3) お茶代
- 4) その他費用



地域ぐるみでの話し合い

農地中間管理事業等
支援事業活用のきっかけ

機構から転貸された農地について担い手へ

②集積タイプ

10万円以内／1経営体

※1月1日から12月31日までに
機構から転貸された農地。
5ha以上（機構の指定する中山間
地域は2ha以上）が対象



規模拡大!

出し手 機構 担い手

農地中間管理事業の活用

機構から転貸された農地について他の機構転貸農地と農地交換することで集約化(1ha以上(機構の指定する中山間地域は0.5ha以上))につながった場合、担い手へ

③集約化タイプ

200円／a

※1経営体当たり10万円以内



担い手同士の農地交換（分散解消）

農地中間管理事業の活用

②集積タイプ・③集約化タイプ

※機構の指定する中山間地域

下記、市町全域が対象（17市町）

白石市、七ヶ宿町、村田町

川崎町、丸森町

仙台市、大和町、山元町

大崎市、加美町、美里町

栗原市

登米市

石巻市、東松島市

気仙沼市、南三陸町

このパンフレットに関するお問い合わせは・・・

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人みやぎ農業振興公社

電話 (022) 275-9192
FAX (022) 275-9195



vi 農地中間管理事業

農地中間管理事業とは

●農地中間管理機構（農地バンク）とは

農地バンクは、農地の出し手（農地所有者）と受け手（担い手）の仲介役として、出し手から農地を借り受け、目標地図（※）に位置付けられた受け手（農業を担う者）に貸し出す、公的機関です。

※ 目標地図とは、地域計画の一部として、地域の話し合いをもとに、誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図であり、定期的に変更は可能

●農地中間管理事業の仕組み



●農地中間管理事業を活用する場合の留意事項

<1. 貸付要件>

農地を所有されている方が申請者となりますので、相続登記が完了していない等の申請者と登記名義人が違う農地や、荒廃農地など農地として利用することができない農地は契約できません。

<2. 貸付期間>

農地の貸付期間（借受期間）は、原則10年以上となります。

<3. 賃借料の設定>

賃借料は金納となります。無償（使用貸借）による契約も可能です。

契約書は賃借料の区分毎に申し込みを行っていただくことになります。

（関係市町村の農地の近傍類似賃借料や農地の賃借料情報等を参考に設定）

<4. 賃借料の精算>

賃借料の精算は、J A口座の場合は毎年11月10日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に、J A口座以外の場合は毎年11月12日に受け手（借受人）の指定口座から引落し、毎年11月25日に出し手（貸付人）の指定口座へ振り込みいたします。

<5. 手数料>

賃借料に対して1パーセントの手数料を毎年機構に収めていただくことになります。

（例示：賃借料10,000円の場合は100円となります。）

出し手（貸付人）へは、賃借料から手数料を差し引いた額を指定口座へ振込ます。

受け手（借受人）からは、手数料を賃借料に上乗せした額を指定口座から引落します。

※徴収いただく手数料は、農地中間管理事業で国の補助対象とならない経費や担い手農業者への支援等に活用されます。

<6. 贈与税>

貸付申請農地が生前一括贈与を受けた特例農地で、贈与税の特定貸付に該当する場合は、認可・公告後3ヶ月以内に農地を管轄する税務署への届け出が必要です。

（手続きを怠ると、猶予されている贈与税を納付することが必要となりますので注意願います。）

<7. 農業者年金受給者>

農地貸付の際、農業者年金を受給している方、近々受給予定の方については別途、農業委員会へ相談をお願いします。

<8. その他>

活用を希望する農地が、土地改良区賦課金滞納、差押、抵当権（個人間）の場合は、解消しなければ、契約できません。

●申請に必要な書類

【出し手（農地所有者）】

1. 印鑑（認印）
2. 金融機関の通帳の写し
3. 委任状（代理申請の場合）

【受け手（担い手）】

1. 印鑑（認印で結構ですが、金融機関の通帳の届出印でもよろしいです。）
2. 金融機関の通帳と通帳の届け出印
3. 定款の写し（法人の場合）
4. 委任状（代理人申請の場合）

vii 帳票作成支援システム操作説明書

帳票作成支援システム 操作説明書

目 次

はじめに.....	1
第1章. 帳票作成支援システムの概要.....	2
1-1. システムの概要.....	2
1-2. Excelバージョンについて.....	3
1-3. フォルダ構成（作業場所）.....	3
1-4. 作業前（Excel設定）確認.....	5
1-5. 変更発生時のファイル再配布について.....	6
第2章. 新規システム作成と契約ファイル作成の流れ.....	7
2-1. 新規システム作成（地区別管理を行う等）.....	7
2-2. 農用地利用集積一覧表の作成.....	7
2-3. 契約ファイル作成.....	7
2-4. 入力項目の注釈について.....	8
2-5. 入力シート（出し手契約）.....	9
2-6. 入力シート（受け手契約）.....	11
2-7. 農地情報シート.....	14
第3章. 帳票作成準備（データ展開）.....	15
3-1. 帳票作成準備（データ展開）.....	15
3-2. 印刷.....	16
第4章. 契約ファイルから帳票作成.....	17
4-1. 契約ファイルから帳票作成を行う手順.....	17

はじめに

本操作説明書は、農地中間管理業務における「帳票作成支援システム」に関する操作説明です。
全4章から構成され、以下の流れで説明します。

第1章 帳票作成支援システムの概要

帳票作成支援システムについての概要、ファイル構成、作業前の注意点
変更事項発生時のファイル再配布方法を説明します。

第2章 新規システム作成と契約ファイル作成の流れ

システムの新規作成と農用地利用集積一覧表から契約ファイルを作成する流れを説明します。
また、契約ファイルの各入力項目についても説明します。

第3章 帳票作成（新規・再作成）準備

帳票作成準備（データ展開）について説明します。

第4章 契約ファイル帳票作成（新規・再作成）

契約ファイルから直接、帳票作成準備（データ展開）について説明します。

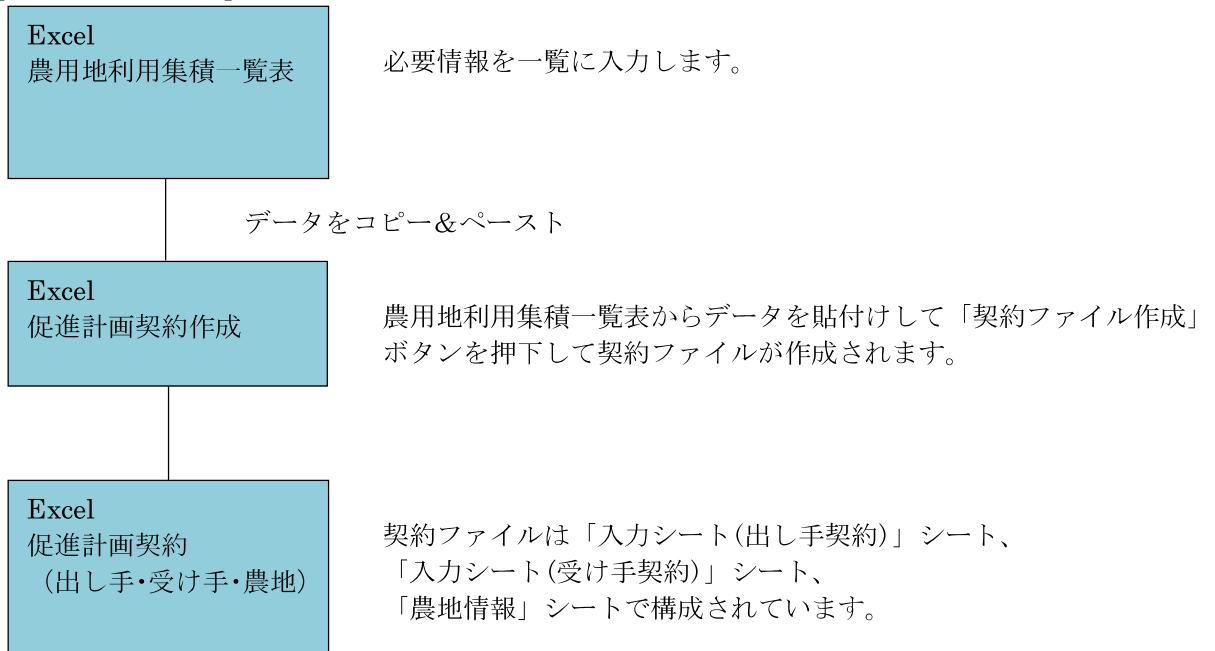
第1章. 帳票作成支援システムの概要

1-1. システムの概要

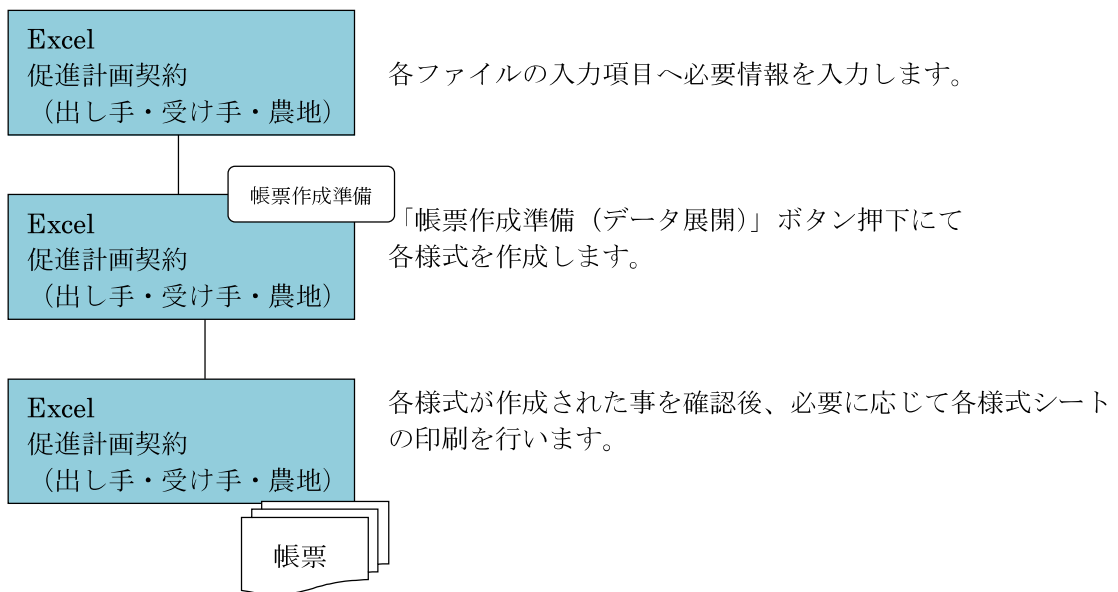
当システムは、Microsoft 社の表計算ソフト Excel を使用しております。
農用地利用集積一覧表を作成し、促進計画契約作成ブックにデータの貼付けを行い、
契約ファイル作成ボタンで契約ファイルが作成されます。
作成された契約ファイルに必要な項目を入力し、データ展開ボタンで各帳票が作成されます。

システムの概要を以下に示します。

【契約ファイル作成】



【帳票作成】



1-2. Excel バージョンについて

当システムの動作条件は以下となります。

Microsoft Office Excel 2016

Microsoft Office Excel 2019

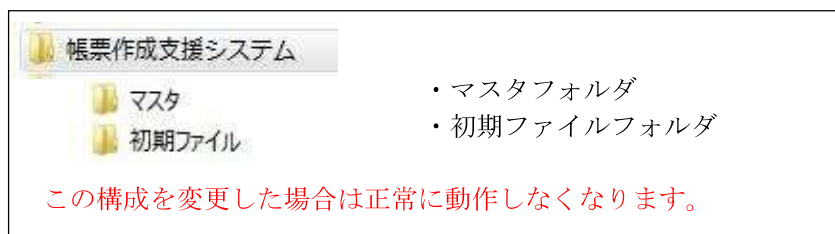
Microsoft Office Excel 2021

「Microsoft® Office Excel®」は、Microsoft Corporation の、商標または登録商標です。

1-3. フォルダ構成（作業場所）

各フォルダの説明

「帳票作成支援システム」内のフォルダ構成を説明します。
フォルダは大きく分けて3フォルダあります。



《各フォルダ機能説明》

マスタフォルダ

各帳票のフォーマットファイルや印刷調整を行うための設定値を変更するためのファイルが配置されています。

初期ファイル

このフォルダ配下のファイルが入力の基本となるファイルです。
作業前に当フォルダ下のファイルをコピーし、1つ上のフォルダに貼り付けし、ファイル名変更して作業を進めます。
(第2章 作業の流れで詳しく説明します)

《各フォルダ内ファイル説明》



印刷設定マスタ.xlsm

印刷設定マスタ

印刷ズレが発生した場合、設定値を変更して調整が可能です。

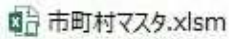
■印刷設定		印刷方向		印刷倍率 (%)	左余白	右余白	上余白	下余白	ヘッダー余白	フッター余白
No	帳票名	印刷範囲	縦	横						
			縦	横	80	1.8	0.8	1.8	0.8	0.8
【例】										
【便箋計西様式】										
1	様式3-1号 申出書	A1:A042	1	97	1.8	0.8	1.8	0.8	0.8	0.8
2	様式3-1号 申出書 別紙	A1:A49	2	79	1.8	0.8	1.8	0.8	0.8	0.8
3	様式3-1号 留書事項	A1:A46	1	100	1.8	0.8	2.5	0.9	0.8	0.8
4	様式3-1号 税務関連事業	A1:A053	1	100	1.8	0.8	1.8	0.9	0.8	0.8
5	様式3-2号 申出書	A1:A040	1	97	1.8	0.8	1.8	0.9	0.8	0.8
6	様式3-2号 申出書 別紙	A1:A49	2	79	1.8	0.8	1.8	0.9	0.8	0.8
7	様式3-2号 留書事項	A1:A46	1	100	1.8	0.8	2.5	0.9	0.8	0.8
8	様式3-2-1号 税務関連事業	A1:AN36	1	100	1.8	0.8	1.8	0.9	0.8	0.8
9	様式4-3号 各筆明細	A1:B252	2	86	1.8	0.8	1.8	0.8	1.3	1.3
10	様式4-3号 共通事項 出し手	A1:A52	2	79	1.8	0.8	1.8	0.8	0.8	0.8
11	様式4-3号 共通事項 受け手	A1:B40	2	92	1.8	0.8	1.8	0.8	0.8	0.8

帳票名（印刷シート名）が各行に記載しております。

帳票名、印刷範囲、印刷方向の操作は不可とします。各種設定可能項目は下記項目です。

印刷倍率 (%)	左余白	右余白	上余白	下余白	ヘッダー余白	フッター余白
----------	-----	-----	-----	-----	--------	--------

「印刷倍率」印刷倍率を (%) で指定します。印刷イメージ（プレビュー）で確認しながらページ設定で最適な値を対象セルへ設定します。



市町村マスタ

機構情報の初期設定を行います。

情報に変更がない限り変更は必要ありません。

■ マスタ情報	
機構情報	
機関名	宮城県農地中間管理機構
機構名	公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長
住所	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
市町村情報	
県名	宮城県
市町村名	仙台市

■ 機構情報

機関名

機関名を入力します。

機構名

機構名を入力します。

機構名右隣セルには機構代表者敬称を入力します。

住所

機構住所を入力します。

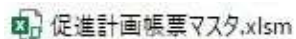
■ 市町村情報

県名

機構所在地、都道府県名を入力します。

市町村名

機構所在地、市町村名を入力します。

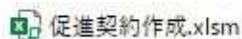


帳票作成用シートです。(操作しないでください)

帳票が変更になった場合は再配布にて対応を行いますので通常、当ファイル进行操作する事はありません。

当ファイルの変更は、帳票レイアウトを保持する事が出来なくなりますので行わないでください。

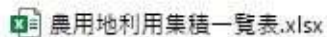
初期ファイル



入力 Excel の基本ファイル (コピー元ファイル) です。



作業前にコピーし作業エリア (帳票作成支援システムフォルダ直下) へ貼り付けて、処理を開始してください。

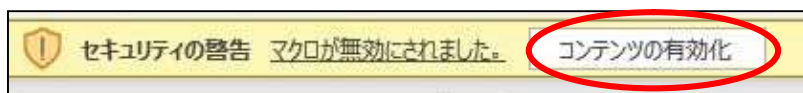


コピーしたファイル名は管理しやすいファイル名に変更してください。

1-4. 作業前 (Excel 設定) 確認

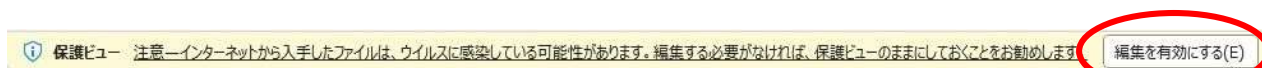
帳票作成支援システムでは Excel 内にプログラムを組み込み、実行しています。
その為、Excel 設定によってはセキュリティ強化機能にて毎回、コンテンツ確認や
編集有効(有効にしないと Excel 操作不可)確認メッセージが表示されます。(下記図参照)

《メッセージ内容》
セキュリティ強化機能で出現します。



Excel2021、Excel2019、Excel2016 の場合

- ・セキュリティの警告メッセージを表示し確認しながら、コンテンツの有効化を行う
当システムを使用する際はコンテンツの有効化ボタンをクリックします。
有効にしない場合、システムは正しく処理が行えません。ご注意ください。



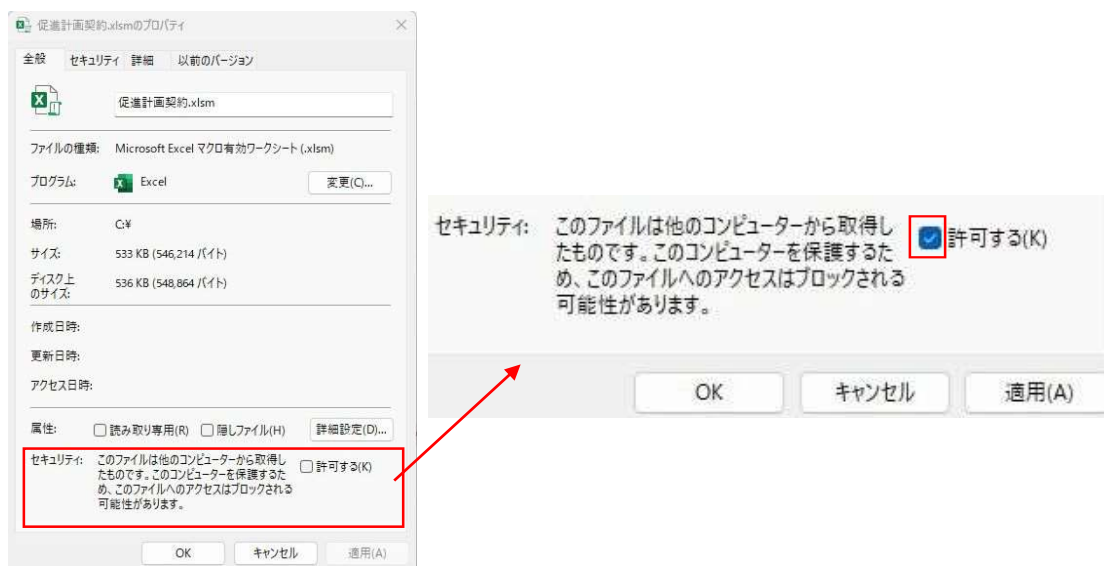
インターネット上から取得したファイルを開こうとした場合やメールに添付されたファイルを
コピーして開こうとした場合にメッセージが表示されます。

- ・保護ビュー警告を表示し確認しながら、編集を有効にする
「編集を有効にする」ボタンをクリックしてください。
無効とした場合は、読み取り専用モードとなり編集ができなくなります。
システムを使用する際は、有効にしてご使用ください。



上記警告が表示された場合は、ファイルにセキュリティ保護が設定されており、
マクロがブロックされている場合にメッセージが表示されます。

- ・ファイルのプロパティを表示して、セキュリティ保護を許可する
各ファイルのプロパティを表示して、「許可する」のチェックボックスを ON にします。
※帳票作成支援システムフォルダ内のファイルごとに設定を行ってください。



1-5. 変更発生時のファイル再配布について

帳票デザイン変更など、システムのバージョンアップが発生した場合、専用サイトから最新ファイルをダウンロード、またはメールにて配布します。

該当ファイルを上書きすることでバージョンアップを実施します。

なお、バージョンアップのお知らせは機構からご連絡いたします。

配布されたファイルは、圧縮ファイルとなります。解凍ソフトで解凍し手順書に従ってバージョンアップを実施してください。

第2章. 新規システム作成と契約ファイル作成の流れ

この章ではExcel ファイル（契約ブック）の新規作成から入力項目の運用留意点を記載します。

2-1. 新規システム作成（地区別管理を行う等）

地区別等の管理を行う場合は、「帳票作成支援システム」フォルダ（配布されたフォルダ）全体をコピーし、フォルダ名を変更し（例：帳票作成支援システム××××地区）ご使用ください。

2-2. 農用地利用集積一覧表の作成

1. 配布された「帳票作成支援システム」フォルダ内の「農用地利用集積一覧表.xlsx」を開きます。

マスタ	2024/10/18 10:15	ファイルフォルダー	
初期ファイル	2024/10/18 10:15	ファイルフォルダー	
促進契約作成.xlsm	2024/10/18 10:15	Microsoft Excel マ...	84 KB
促進計画契約.xlsm	2024/10/18 10:15	Microsoft Excel マ...	535 KB
農用地利用集積一覧表.xlsx	2024/10/18 10:15	Microsoft Excel フ...	50 KB

2. 「農用地利用集積一覧表.xlsx」の「農用地利用集積一覧表」シートに情報を入力します。
緑色セルの項目は筆ごとの情報となりますので、同じ契約内（契約番号）では
毎行情報が必要となります。

促進計画様式（別紙）															
農用地利用集積等促進計画（案）に定める一覧表															
令和		年		市町村名：										の項目は筆ごとに入力になります。	
契約 番号	地域計画 区域名	出し手（農地所有者）													
		氏名	フリガナ	郵便番号	県	区郡市町村	住所	生年月日	連絡先	氏名	フリガナ	郵便番号	県		

2-3. 契約ファイル作成

1. 配布された「帳票作成支援システム」フォルダ内の「促進契約作成.xlsm」を開きます。

マスタ	2024/10/18 10:15	ファイルフォルダー	
初期ファイル	2024/10/18 10:15	ファイルフォルダー	
促進契約作成.xlsm	2024/10/18 10:15	Microsoft Excel マ...	84 KB
促進計画契約.xlsm	2024/10/18 10:15	Microsoft Excel マ...	535 KB
農用地利用集積一覧表.xlsx	2024/10/18 10:15	Microsoft Excel フ...	50 KB

2. 「農用地利用集積一覧表.xlsx」の「農用地利用集積一覧表」シートからデータをコピーして
「促進計画契約作成.xlsm」の「契約ファイル作成」シートに貼り付けます。

年度、区郡市町村に情報を入力して、「契約ファイル作成」ボタンをクリックします。

農地中間管理事業帳票作成支援システム
【促進計画 契約ファイル作成】

●処理対象

年度 区都市町村名

契約ファイル作成 一覧クリア

農用地利用集積等促進計画（案）に定める一覧表

契約番号	地域計画区域名	出し手（農地所有者）								受け手（農地所有者）				
		氏名	フリガナ	郵便番号	県	区都市町村	住所	生年月日	連絡先	氏名	フリガナ	郵便番号	県	

データをコピー貼付け

促進計画様式（別紙）
農用地利用集積等促進計画（案）に定める一覧表

令和 年 月 日 市町村名： の項目は全てに入力になります。

契約番号	地域計画区域名	出し手（農地所有者）								受け手（農地所有者）				
		氏名	フリガナ	郵便番号	県	区都市町村	住所	生年月日	連絡先	氏名	フリガナ	郵便番号	県	

3. 「帳票作成支援システム」フォルダ内に契約ファイルが作成されていることを確認します。
ファイル名：促進計画契約_契約番号_出し手申請者名.xlsx
作成された契約ファイルを開き、不足項目を入力します。

マスタ	2024/10/18 10:15	ファイル フォルダー	
初期ファイル	2024/10/18 10:15	ファイル フォルダー	
促進契約作成.xlsx	2024/10/18 10:15	Microsoft Excel マ...	84 KB
促進計画契約.xlsx	2024/10/18 10:15	Microsoft Excel マ...	535 KB
促進計画契約_1001_宮城一郎.xlsx	2024/10/18 10:17	Microsoft Excel マ...	536 KB
促進計画契約_1002_仙台二郎.xlsx	2024/10/18 10:17	Microsoft Excel マ...	635 KB
促進計画契約_1003_石巻三郎.xlsx	2024/10/18 10:17	Microsoft Excel マ...	536 KB
促進計画契約_1004_大崎四郎.xlsx	2024/10/18 10:17	Microsoft Excel マ...	536 KB
促進計画契約_1005_名取五郎.xlsx	2024/10/18 10:17	Microsoft Excel マ...	635 KB
促進計画契約_1006_気仙沼花子.xlsx	2024/10/18 10:17	Microsoft Excel マ...	635 KB
農用地利用集積一覧表.xlsx	2024/10/18 10:15	Microsoft Excel マ...	50 KB

2-4. 入力項目の注釈について

画面上には所々「*注釈」が記載されています。入力規則に従い入力してください。

郵便番号 986-0000 *ハイフン(-)付きで入力

2-5. 入力シート(出し手契約)

農地中間管理事業帳票作成支援システム		【出し手契約】		帳票作成準備(データ展開)	印刷
令和 年 区都市町村：					
●貸付希望申請者情報(農地所有者)					
申請者名					
フリガナ	*半角カタカナ				
郵便番号	*ハイフン(-)付きで入力				
都道府県					
区都市町村					
住所					
生年月日	*日付形式入力				
連絡先	*半角(ハイフン(-)付きで入力)				
●貸付希望農地情報					
公告年月日	*日付形式入力				
●契約					
契約期間	~				*日付形式入力
契約年数	年				
●振込口座情報					
金融機関					
本所・支所名					
口座種別					
口座番号					
●振込情報(契約者と相違する場合に入力してください)					
口座名義人					
フリガナ	*半角カタカナ				
郵便番号	*ハイフン(-)付きで入力				
住所					
連絡先	*ハイフン(-)付きで入力				
●コメント欄					
備考					

■機能説明

貸付希望者の情報を入力します。

■入力項目の説明

●貸付希望申請者情報(農地所有者)

- 申請者名 貸付希望者名を入力します。
法人の場合は法人名も入力します。
- フリガナ フリガナを入力します。(半角カタカナ30文字以内)
- 郵便番号 郵便番号を入力してください。
入力形式は、(例) 999-9999 (ハイフン【-】付き)
- 都道府県 都道府県名を入力します。
- 区都市町村 区都市町村名を入力します。
- 住所 住所(大字、字、地番)を入力します。
- 生年月日 (和暦入力)

法人の場合は設立年月日、個人の場合は生年月日を入力します。

【日付関連共通入力方法】

入力は和暦形式で入力します。

(例：生年月日 昭和35年5月25日の場合)

S35/5/25 と入力します。

Enter キーにて確定すると自動で和暦表記に変換されます。

画面表記 ⇒ 昭和35年05月25日

※日付関連項目の入力方法はすべて同様となりますので以降の説明は省略します。

- 連絡先 電話番号を入力します。
入力形式は、(例) 022-999-9999 (ハイフン【-】付き)

●貸付希望農地情報

- 公告年月日 公告日を入力します。(和暦入力)

●契約

- 契約期間(始期、終期) 契約開始日~契約終了日を入力します。(和暦入力)
- 契約年数 年数のみ入力します。(数値)

●振込口座情報

- 金融機関 振込先金融機関名を入力します。
- 本所・支所名 支店名を入力します。
- 口座種別 口座種別を入力します。
- 口座番号 口座番号を入力します。(数値：7桁)

●振込情報 (契約者と相違する箇所のみ入力ください)

請求書や振込依頼書へ情報は展開されます。

- 口座名義人 名義人名称を入力します。
- フリガナ フリガナを入力します。(半角カタカナ30文字以内)
- 郵便番号 郵便番号を入力します。
入力形式は、(例) 999-9999 (ハイフン【-】付き)
- 住所 住所(県、区郡市町村名、大字、字、地番)を入力します。
- 連絡先 電話番号を入力します。
入力形式は、(例) 022-999-9999 (ハイフン【-】付き)

●コメント欄

- 備考 備考を入力します。

2-6. 入力シート(受け手契約)

農地中間管理事業帳票作成支援システム		【受け手契約】	
<促進計画>			
令和 年 区都市町村:			
●借入希望申請者情報(耕作者)			
申請者名			
フリガナ	*半角カタカナ		
郵便番号	*ハイフン(-)付きで入力		
都道府県			
区都市町村			
住所			
生年月日	*日付形式入力		
連絡先	*半角(ハイフン(-)付きで入力)		
年齢	歳		
農作業従事日数	日	*半角 農地所有連絡法人以外	
●振込口座情報			
金融機関			
本所・支所名			
口座種別			
口座番号			
●振込情報(契約者と相違する場合に入力してください)			
口座名義人			
フリガナ	*半角カタカナ		
郵便番号	*ハイフン(-)付きで入力		
住所			
連絡先	*ハイフン(-)付きで入力		
●コメント欄			
備考			

■機能説明

借入希望者の情報を入力します。

■入力項目の説明

●借入希望申請者情報(耕作者)

- 申請者名 借入希望者名を入力します。
法人の場合は法人名も入力します。
- フリガナ フリガナを入力します。(半角カタカナ30文字以内)
- 郵便番号 郵便番号を入力してください。
入力形式は、(例) 999-9999 (ハイフン【-】付き)
- 都道府県 都道府県名を入力します。
- 区都市町村 区都市町村名を入力します。
- 住所 住所(大字、字、地番)を入力します。
- 生年月日 (和暦入力)
法人の場合は設立年月日、個人の場合は生年月日を入力します。
※和暦入力方法に関しては「入力シート(出し手契約)」入力項目に記載されています。
参考にしてください。
- 連絡先 電話番号を入力します。
入力形式は、(例) 022-999-9999 (ハイフン【-】付き)
- 年齢 「入力シート(出し手契約)」の公告日現在の年齢
設立年月日(または生年月日)から算出し自動表示します。
双方入力されているタイミングで表示され手入力は不可となります。
- 農作業従事日数 対象日数を入力します。

●振込口座情報

- 金融機関 振込先金融機関名を入力します。
- 本所・支所名 支店名を入力します。
- 口座種別 口座種別を入力します。
- 口座番号 口座番号を入力します。(数値:7桁)

●振込情報(契約者と相違する箇所のみ入力ください)

- 請求書や振込依頼書へ情報は展開されます。
- 口座名義人 名義人名称を入力します。
- フリガナ フリガナを入力します。(半角カタカナ30文字以内)

- 郵便番号 郵便番号を入力します。
入力形式は、(例) 999-9999 (ハイフン【-】付き)
- 住所 住所(県、区郡市町村名、大字、字、地番)を入力します。
- 連絡先 電話番号を入力します。
入力形式は、(例) 022-999-9999 (ハイフン【-】付き)

●コメント欄

- 備考 備考を入力します。

●貸借権等を受ける者の農業経営の状況

- 貸借設定土地面積(数値)
同一公告に係る計画によって、貸借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- 耕作または養畜事業農用地面積(数値)
各土地面積を入力します。
- 家畜飼育状況、農機具所有状況 数量を入力します。

●【農地所有適格法人以外】

- 主経営作目 主たる経営作目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- 雇用労働力状況 世帯員(男女)、専従者(従事者、補助者「主・従」)人数を入力します。(数値)
- 雇用労働力(年間延べ日数) 日数を入力します。(数値)

●【農地所有適格法人】

- 事業の種類
 - 《農畜産物名》
粗収益の50%を超えると認められるものの名称また、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を入力します。

《関連事業内容》

法人の農業に関連する事業(①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を入力します。

《権利取得後》

権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後状況を入力します。

- 事業実施状況および事業計画

《農業、左記以外の事業》

「農業」の欄には法人の農業の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に入力します。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用配分計画の公告前3事業年度分をそれぞれ入力し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ入力します。

○賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況

《議決権又は株式の数》

株式会社にあつては株式(議決権のあるものに限る。)の数を入力します。

《前年実績》

農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を入力します。

《見込み》

権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを入力します。

※「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

《法人と構成員との取引関係等の内容》

「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、
「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」
等と入力します。

○賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況

《住所》

農事組合法人にあつては理事，合名会社，合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員，株式会社にあつては取締役が生活の本拠としている場所を入力します。

《前年実績》

農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を入力します。

《見込み》

権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを入力します。

※「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれます。

《年間農作業従事日数：前年実績》

農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を入力します。

《年間農作業従事日数：見込み》

権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員が行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを入力します。

2-7. 農地情報シート

筆情報	地域計画 区域名	大字	字	地番	枝番	地目		面積		利用権 種類	内容	希望貸借料 円	地域計画(目標地 図)の位置付け	賦課金未納 の有無	土地附属物 の有無	現耕作者名	備考
						登記簿	現況	登記簿	現況								
計				筆 0				m ² 0.00	m ² 0.00			円 0					
1																	
2																	
3																	
4																	

金融手数料は貸借料の1%で計算します。
100円単位で切り上げて計算する為
入力には100円単位で行ってください。
貸借料合計額に100円以下の端が存在した場合は手数料計算では自動的に丸めて計算します。

■機能説明

農地情報を入力します。

■入力項目の説明

- 地域計画区域名 地域計画区域名を入力します。
様式3-1号_申出書_別紙、様式3-2号_申出書_別紙、
様式4-1号_各筆明細、様式4-2号_各筆明細、様式4-3号_各筆明細の
備考欄へ展開されます。
- 大字、字 大字名、字名を入力します。
- 地番、枝番 地番は上段へ枝番は下段へ入力します。孫番が存在する場合は枝番に続き
入力します。(枝番が10、孫番が5の場合は、10-5と入力します。)
- 地目 登記簿、現況地目を入力します。
- 面積 登記簿、現況面積を入力します。(少数第二位まで入力可能)
(注) 現況面積未入力は、各様式に反映されませんのでご注意ください。
- 利用権種類 リストより選択します。
- 内容 リストより選択します。
※リスト内容
水田、普通畑、採草畑、施設用地、樹園地、ハウス用地、転作利用、採草地
- 希望貸借料 金納(円)貸借料を100円単位で入力します。
100円以下へ値を入力された場合、合計額は計算されますが手数料計算では
100円単位で切捨て計算されますのでご注意ください。
- 地域計画(目標地図)の位置付け リストより選択します。 ※リスト内容 有、無
- 賦課金未納の有無 リストより選択します。 ※リスト内容 有、無
- 土地附属物の有無 リストより選択します。 ※リスト内容 有、無
- 現耕作者名 現耕作者氏名を入力します。
- 備考 コメント行として入力します。

●特殊機能

- 空白行削除ボタン
複数の筆を入力した後に行を削除する場合、削除したい行のデータを全て空にして「空白行削除」
ボタンを押下することで空の行が削除されます。

第3章. 帳票作成準備（データ展開）

この章では入力が完了した情報を帳票作成準備（データ展開）の説明をします。

3-1. 帳票作成準備（データ展開）

The screenshot shows the '帳票作成準備(データ展開)' (Invoice Preparation (Data Expansion)) screen. The page title is '農地中間管理事業帳票作成支援システム 【出し手契約】' (Agricultural Intermediate Management Business Invoice Preparation Support System [Sender Contract]). The main content is divided into several sections:

- 令和 年 区都市町村:** Fields for year, district/city/town/village.
- 貸付希望申請者情報（農地所有者）** (Lending applicant information): Fields for applicant name, address, postal code, prefecture, district/city/town/village, residence, birth date, and contact information.
- 貸付希望農地情報** (Lending target agricultural land information): Field for announcement date.
- 契約** (Contract): Fields for contract period and term.
- 振込情報（契約者と相違する場合に入力してください）** (Remittance information): Fields for remittance name, address, postal code, residence, and contact information.
- コメント欄** (Comment field): Field for notes.

A red box highlights the '帳票作成準備(データ展開)' button, and a red arrow points to it from the top right. A '印刷' (Print) button is also visible in the top right corner.

■機能説明

入力情報を各様式シートに展開します。
必要帳票をシートより指定し印刷を行います。

(注) 帳票作成準備（データ展開）後に、入力内容に訂正があった場合は、再度「帳票作成準備（データ展開）」ボタンを押下してください。訂正された値で再度作成します。
各様式シートでの直接入力はできません。

実行前イメージ



実行後イメージ



各様式シートが作成されるので必要帳票を各様式シートから印刷してください。

3-2. 印刷

農地中間管理事業帳票作成支援システム 【出し手契約】

帳票作成準備(データ展開) 印刷

令和 年 区都市町村:

●貸付希望申請者情報(農地所有者)

申請者名
フリガナ *半角カタ
郵便番号 *ハイフン(-)付きで入力
都道府県
区都市町村
住所
生年月日 *日付形式入力
連絡先 *半角(ハイフン(-)付きで入力)

●貸付希望農地情報

公告年月日 *日付形式入力

●契約

契約期間 ~ *日付形式入力
契約年数 年

●振込口座情報

金融機関
本所・支所名
口座種別
口座番号

●振込情報(契約者と異なる場合に入力してください)

口座名義人
フリガナ *半角カタ
郵便番号 *ハイフン(-)付きで入力
住所
連絡先 *ハイフン(-)付きで入力

●コメント

備

印刷

契約帳票出力

契約帳票出力

契約帳票出力

●貸付希望者【出し手】

様式3-1号 農地中間管理事業貸付希望申出書
 様式3-1号 別紙
 様式3-1号 留意事項
 様式3-1-1号 機関関連事業について

●借受希望者【受け手】

様式3-2号 農地中間管理事業貸付希望申出書
 様式3-2号 別紙
 様式3-2号 留意事項
 様式3-2-1号 機関関連事業について

●3者契約

様式4-3号 各筆明細
 様式4-3号 共通事項(出し手)
 様式4-3号 共通事項(受け手)
 様式4-3号 農業経営の状況等(農業生産法人以外)
 様式4-3号 農業経営の状況等(農業生産法人)
 様式4-3号 農業経営の状況等(其他法人)
 様式5号 請求書
 様式8-1~3号 貯金口座振替依頼書

●2者契約

様式4-1号 各筆明細(利用権設定・公社借入)
 様式4-1号 共通事項
 様式4-2号 各筆明細(利用権設定・公社貸付)
 様式4-2号 共通事項
 様式4-2号 農業経営の状況等(農業生産法人以外)
 様式4-2号 農業経営の状況等(農業生産法人)
 様式4-2号 農業経営の状況等(其他法人)
 参考様式 法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者であることの証明書

印刷 プレビュー 全選択 全解除 閉じる

■機能説明

「印刷」ボタンをクリックすると、「契約帳票出力」画面が表示されます。

印刷する帳票にチェックし、印刷します。

※デフォルトでチェックボックスが「出し手」「受け手」「3者契約」がチェックされた状態で表示されます。

■「契約帳票出力」画面に存在するボタンの説明

- 印刷 チェックされた帳票を印刷します。
- プレビュー チェックされた帳票の印刷プレビューを表示します。
- 全選択 全帳票をチェックします。
- 全解除 全帳票のチェックを外します。
- 閉じる 画面を閉じます。

(注)「帳票作成準備(データ展開)」ボタンをクリックする前に、「印刷」ボタンまたは「プレビュー」ボタンをクリックすると、印刷やプレビュー表示されません。必ず、「帳票作成準備(データ展開)」ボタンをクリックしてから、「印刷」ボタンまたは「プレビュー」ボタンをクリックしてください。

第4章. 契約ファイルから帳票作成

この章では契約作成ブックを使わず、契約ファイルから直接、帳票作成準備（データ展開）の説明をします。

4-1. 契約ファイルから帳票作成を行う手順

1. 配布された「帳票作成支援システム」フォルダ内の「促進計画契約.xlsx」を開きます。



マスタ	2024/10/18 10:15	ファイルフォルダー	
初期ファイル	2024/10/18 10:15	ファイルフォルダー	
促進契約作成.xlsx	2024/10/18 10:15	Microsoft Excel マ...	84 KB
促進計画契約.xlsx	2024/10/18 10:15	Microsoft Excel マ...	535 KB
農用地利用集積一覧表.xlsx	2024/10/18 10:15	Microsoft Excel マ...	50 KB

2. 「入力シート(出し手契約)」、「入力シート(受け手契約)」、「農地情報」の「入力項目の説明」を参考に、項目を入力します。
3. 入力完了したら、「入力シート(出し手契約)」の「帳票作成準備（データ展開）」をクリックします。

※完成した「促進計画契約.xlsx」を基に、別の契約ブックを作成したい場合は「促進計画契約.xlsx」を「帳票作成支援システム」フォルダ内にコピー&ペーストし、名前を変更します。

viii 質疑応答集

農地中間管理事業に係る質疑応答集

令和6年12月

公益社団法人みやぎ農業振興公社

農地中間管理事業の実施において、よくある質問に対する回答です。

(1) 事業推進上の質疑応答 (R6市町村等巡回時)

【①業務委託関連】

Q1. 市町村巡回の際、機構から農業委員会への協力要請は法的にできないとの話だったが、業務委託の場合は農業委員会が受託先となり得るのか (農業委員会)

A1. 農地中間管理機構

- 1 国では、農地中間管理事業における業務委託においては、農業委員会最適化活動との重複を避ける観点から、農業委員会そのものを委託先として想定しているものではありません。
- 2 また、農地中間管理事業においては、農業委員会が主体となつての業務委託を行う個別の規定がないため、農業委員会が委託業務を行う場合には、機構と市町村が委託 契約を締結し、市町村からの事務委任により実施することが妥当と考えます。

Q2. 業務委託費の市町村・農委職員の人件費は、時間外勤務のみ対象とあるが何故か (市町村)

A2. 農地中間管理機構

- 1 農地集積・集約化等対策実施要綱(最終改正 令和6年3月29日 5経営第2447号)第11の1の規定(別表2)により、「地方公共団体の正職員にあつては、本棒ではなく手当のみになります」と記されております。
- 2 会計年度任用職員にあつては、本棒、時間外手当対象です。

Q3. 業務委託費の人件費算定において、従事者時間単価が@2, 500円とあるが、従事実績も従事者全員@2, 500円で報告するのか (市町村)

A3. 農地中間管理機構

- 1 従事者時間単価@2, 500円は、あくまで業務委託額の積算額の基礎であり、従事実績は実従事者の時間単価で報告いただきます。
- 2 精算額は、実費となります。

【②契約更新関連】

Q1. 期間満了の通知文書について、地権者・耕作者からの更新希望連絡手段はどのようにするのか。また、当機構で内容の確認とあるが、どこまでの業務を公社はやるのか (市町村)

A1. 農地中間管理機構

- 1 農業者との連絡手段は、人員体制上、電話確認となります。機構業務としての内容確認は、①機構事業活用の有無 ②相手方 ③農地 ④契約期間 ⑤賃借料 ⑥その他 です。
- 2 内容聞き取り後、取りまとめ次第市町村へ情報提供致します。

3 情報提供は五月雨式ではなく、終期毎にまとめて提供します。

Q2. 契約満了通知について、契約者である出し手は亡くなっている。再契約手続きはどのようにしたら良いか。(市町村)

A2. 農地中間管理機構

- 1 相続登記が完了していれば、新たな所有者名で再契約手続きをお願いします。
- 2 相続登記していない場合は速やかに相続手続きをお願い致します。
- 3 相続未登記の場合は、相続人全員の同意により契約することを推奨します。
- 4 どうしても全員からの同意が取れない場合は共有持分の過半の同意を得て契約することが可能です。

Q3. マニュアルの農用地利用集積等促進計画の事務スケジュールでは、契約始期は県認可の翌日からとなっているが、契約更新の場合、これまでの契約終期の翌日から新たな契約の始期に設定したいが可能か(市町村)

A3. 農地中間管理機構

- 1 前の契約終期の前月に認可公告となるように準備し、認可公告後に前の契約終期の翌日からの日付を始期にしてもらえれば可能です。

【③事務手続き類関連】

Q1. 機構が促進計画を定める上で、市町村への一覧表の作成依頼は欠かせないとの話だが、促進計画(案)に定める一覧表の作成において、市町村から関連する対象者の農地台帳等を提供するので、機構で一覧表を作成できないか。(市町村)

A1. 農地中間管理機構

- 1 機構で作成はできません。
- 2 機構は、市町村が地域計画策定後に農地中間管理事業活用による地域計画の実現に向けたマッチング結果を一覧表として整理いただいた情報を基に促進計画を定めることから、地域計画の作成主体である市町村へ一覧表の作成を依頼しているところです。
- 3 一覧表作成までの流れは、①地域計画策定⇒②地域計画見直し⇒③一覧表作成 となります。(以後、①地域計画見直し⇒②一覧表作成)

Q2. 来年度以降の登記事項証明書の取り扱いはどうなるのか(市町村)

A2. 農地中間管理機構

- 1 来年度以降の登記事項証明書は、添付書類の簡素化を図るため、添付は不要となります。
- 2 理由としては、促進計画(案)に定める一覧表の人や農地等の情報は、市町村が取りまとめたものであるため添付省略するものです。
- 3 なお、促進計画(案)に定める一覧の作成の手順としては、相談窓口対応時に農地中間管理事業を活用したい出し手(農地所有者)、受け手(担い手)から相談を受け、申出のあった農用地等に関し、農地台帳や登記事項証明書と照合し、地域計画との整合性の確認、別途参

考資料「農地中間管理事業」により事業の仕組み、留意事項等を説明し、賃料、契約期間、賦課金の滞納状況、土地附属物の設置状況、現耕作者名の確認を行う流れとなります。

Q3. 高齢のため10年未満の契約を望む受け手もいるが可能か（市町村）

A3. 農地中間管理機構

- 1 原則10年以上の契約期間になります。
- 2 ただし、契約期間中にやむを得ない理由がある場合は、契約当事者合意の上、解約することができます。

Q4. 令和7年度以降は物納で対応できないのか。一部、受け手から要望もある（市町村）

A4. 農地中間管理機構

- 1 令和7年度以降の新規契約は、ここ数年、多くの受け手から出し手への配達対応に苦慮（品質の苦情等）している意見をいただいていることから金納のみの取り扱いとなります。

Q5. ほ場整備事業の換地処分で、複数の従前地の筆が換地で一筆となった場合の契約変更について、従前地に機構の契約農地とそれ以外の農地が混在している場合、どのような手続きが必要か（市町村）

A5. 農地中間管理機構

- 1 機構の契約農地以外の農地が含まれるため、契約変更での手続きはできません。
- 2 解約後、換地後の筆で再契約（新規契約）となります。

（2）農林水産省HP よくあるご質問（回答）より抜粋引用

Q1 共有状態の農地を借りたい場合どのようにすればよいですか。

- 1 目標地図に位置付けられた耕作者が共有状態にある農地を借りようとする場合には、農地バンクが作成する農用地利用集積等促進計画※5（以下「促進計画」といいます。）を活用することができます。
- 2 共有状態となっている農地であっても1/2を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば、農地バンクは最長40年の期間で借り受けることが可能であり、その後に当該農地を受け手に貸し付けることとなります。
- 3 また、共有者が1/2以下であっても、共有者のうち一人でもわかっているならば、農業委員会の探索・公示（2カ月）の手続きを経て、農地バンクが借り受けできる仕組みが用意されていますので、詳細は農業委員会又は農地バンクにお問い合わせください。

Q2 農地の出し手に相続が生じた時はどうすればよいですか。

- 1 農地バンクが借り入れて受け手が利用している農地において、農地の所有者が死亡し、相続人が新たな農地の所有者となった場合であっても、賃貸等の契約は相続人に引き継がれることとなります。

2 その際、農地バンクは契約が円滑に継続されるよう相続人に対して、農地の貸出先・貸出期間・賃料等の契約内容を説明し、改めて賃料の支払先等を確認することとしています。

Q3 農地にハウス等の農業用施設を設置したいのですが可能ですか。

1 農地バンクから借り受けた農地に農業用ハウス等の農業用施設を設置しようとする場合は、農地バンクの同意が必要であり、農地バンクは出し手の承諾を得た上で同意することとなります。また、契約が終了した場合には、自分が設置した農業用施設を収去して原状を回復する義務を負うことになるのが一般的な取扱いです。

2 なお、農業用施設の設置については、一般的に農地転用の許可が必要となりますので、農地の所在する農業委員会に御相談ください。

ix 用語集

農地中間管理事業に係る用語集

令和6年12月

公益社団法人みやぎ農業振興公社

農地中間管理事業の実施において用いられる主な用語です。

◆用語解説

[ア行]

青田

稲の苗が生育して青々としている田。また、まだ稲の実っていない7月下旬ごろの田。

青地

「農業振興地域内 農用地区域内 農地（＝農振農用地）」のことです。おおむね10年以上は農業利用されるべき土地として、農業以外の目的で土地を利用する行為は厳しく制限されています。一方の白地とは、農地の集団性が低い「農業振興地域内 農用地区域外 農地」のことです。

[カ行]

基本構想

農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、各市町村が地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や、農地の利用集積の目標及び経営改善を図ろうとする農業経営者への支援措置のあり方等について総合的に示した計画です。

共有農地

複数の人が所有する農地。農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転として機構への貸付けが行える。

協議の場

地域計画策定に当たり、市町村が主催する地域の農業者等による話し合いのことです。将来の農業の在り方や、誰がどの農地を利用していくのか等を話し合うこととなります。「協議の場」が終了した地域については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その結果について公表します。

換地

ほ場整備事業等、農地の区画形質の変更を伴う事業における、工事前の土地に対応して配分される工事後の土地のことを換地といいます。また、工事前の土地と工事後の土地を法律上同一なものとして、権利の帰属関係を一挙に解決する法律行為（換地処分といいます）のことを指す場合もあります。

[サ行]

市街化区域

すでに市街地を形成している区域（既成市街地）または、今後10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（エリア）のことである。市街化区域であれば、工業地帯などの一部地域を除いて許可を得ることなく住宅を建築できる

[タ行]

地域計画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）を改正（令和5年4月施行）し、「人・農地プラン」を「地域計画」として法定化しました。地域計画は「協議の場」の結果を踏まえて市町村が作成します。

賃借料

賃貸借契約において賃借人が賃貸人に支払う使用の対価（借賃）。

[ナ行]

認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号）の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む）をいう。認定農業者に対しては、スーパーL資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を実施。

農地中間管理機構

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号。以下「機構法」といいます。）第2条第4項に規定する「農地中間管理機構」をいいます。都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織されている法人であり、都道府県知事が県に一つに限って指定することで「農地中間管理機構」となります。地域によっては「農地バンク」「機構」「公社」などと呼ばれています。

農地中間管理権

農地中間管理事業の実施により受け手に貸し付けることを目的として、農地中間管理機構が取得する「賃借権または使用貸借による権利」、「所有権（農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の委託の引受けにより取得するものに限る。）」等を定義されています。

農地の集積・集約化

農地の集積とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することをいう。農地の集約化とは、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすることをいう。

農用地等

機構法第2条第2項に規定する「農用地等」をいいます。

農地転用

農地の地目を、耕作以外の目的に使えるように農地以外のものに変更することです。具体的には、農地の形状を変更して住宅用地にしたり、工場用地にしたり、道路などを作ったりすることを指します。たとえば、農地の形状を変えずにそのまま資材置場や駐車場として使用する場合も、耕作以外の目的に使うことになるため、農地転用に該当します。また、地目が宅地などになっていた場合にも、現況が耕作などが行われていれば農地とみなされるため、他の目的として使うためには農地転用が必要です

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域。農業の振興を促進することを目的とする地域で、農用地区域とその指定を受けない区域（農振白地地域）に分かれます。また、農用地区域は、土地改良事業（農業用水や区画整理などの農業土木）がなされたなどの生産性の高い農地で、農業上の利用を確保すべきものとして指定された区域です。

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）」第3条に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等を定めます。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

農業経営基盤強化促進法第5条により都道府県知事が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（農業経営基盤強化促進基本方針）。都道府県基本方針については、おおむね5年ごとに、その後の10年間につき定める（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「施行令」という。）第1条）こととされています。

農用地利用集積等促進計画（促進計画）

農地中間管理機構が地域計画（目標地図）に基づき、農地を借り受けたり、貸し付けたりする際に作成する計画です。この計画を都道府県知事が認可・公告又は市町村長が公告することで、この計画に記載された権利設定等が効力を生じることとなります。

[マ行]

目標地図

将来の農業の在り方や、地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図のことであり、地域計画の一部となります。

[ヤ行]

遊休農地

農地法第30条3項各号及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律による改正後の農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地をいいます。

（耕作放棄地）

政府の統計調査における農地区分のひとつで、調査基準日以前に1年以上作付けせず、今後数年間作付け（耕作）を再開するはっきりとした意向がない農地。農道がなかったり、傾斜が急であったり、湧水があったりと、いわゆる条件の悪い農地が耕作放棄されやすい。

（荒廃農地）

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地

[ラ行]

利用権

貸借権、使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいいます。